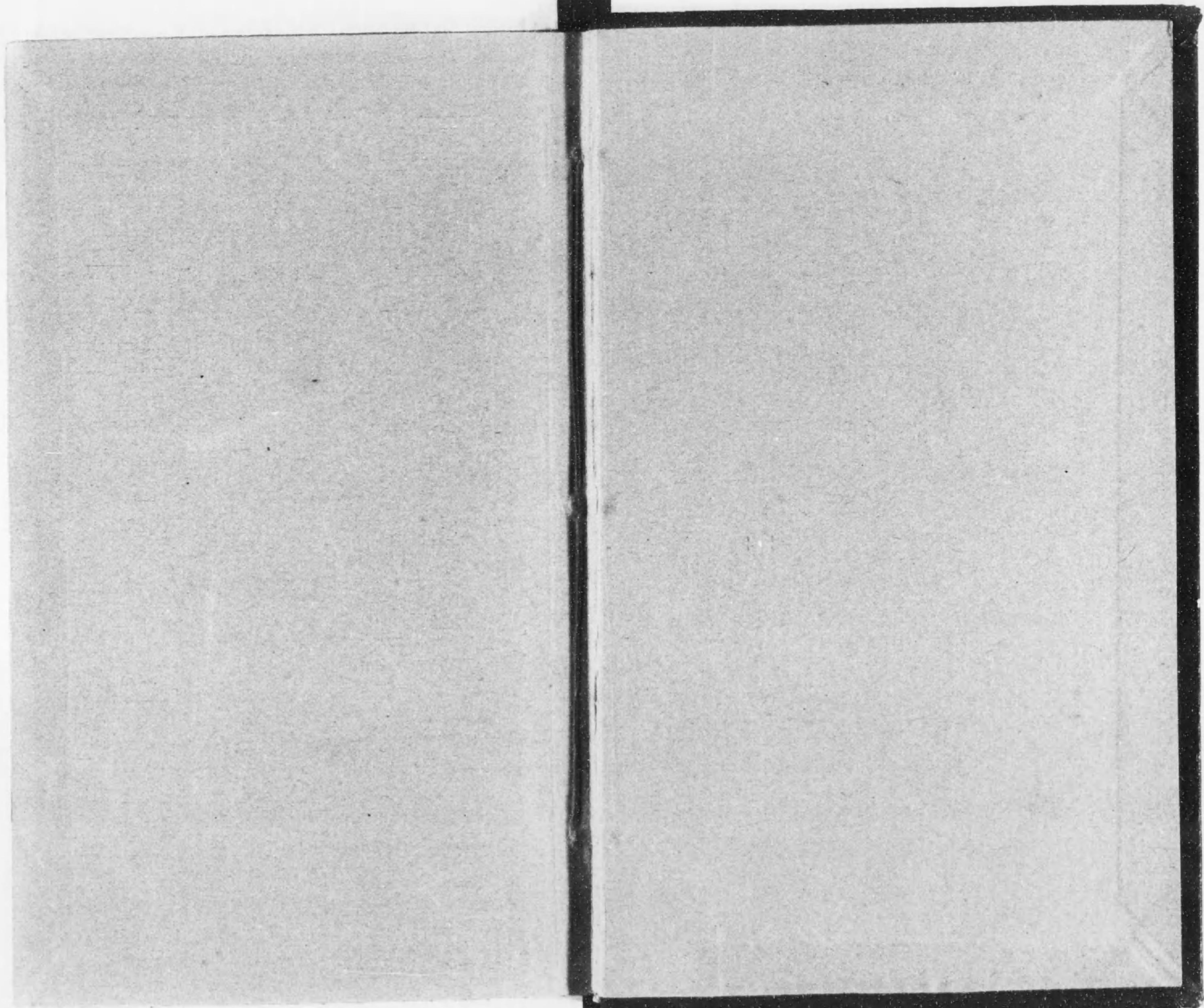


102
3

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

始





502-3



辯護士
室岡四郎著

手形の智識

發賣元 栗田書店

大正
10 3 25
内交



の習熟

空洲四流書

東山書

序

吾國法制は外國の法制を模倣制定せられつゝ、あるを以て一般の諒解を得ず其研究を専門家に委し一般生活に於て顧みられざる所多きが如し之れ歐米の法制は古き歴史的事實に其民情に従ひ多年の風俗習慣に依りて成立し一般人が慣用する所を單に取捨選擇し之に訂正増補を施し以て國家の法規として宣言せるに過ぎざれば良く實生活と合致し法規は其目的を達すると共に一般人士も之が應用に困難を感ぜざるなり反之吾國にありては明治新政につれ舊來の風俗習慣は多く廢滅に向ひつゝも新たに之に替はるべき習慣尙充分に確立せざるに當たり外國の模倣を以て吾生活を教導支配

せんと企てたる爲め之に順應する能はず法制は法制生活は生活として其適合一致を來たさざる所多し従つて經濟生活に於てすら其支配を受くべき法規と實際取引と衝突あり誤解ありて圓滑なるを得ず手形取引の如き其好適例なり

手形取引は全く外國の模倣にして舊幕時代に行はれしものと異なり慣用日尙淺く問題を生ずること多く難解の點亦少な可らざるに不拘實際之を取引に利用する人士に諒解あるは尠少にして之を研究せざるが如し乍然直接利害關係ある法規を明瞭ならしめざる如きは不便不利益多かる可し如之は畢竟手形に關する書籍が説明簡單に過ぐるか乃至純粹に専門的に流れ應用に適せざるが爲めな

るべく著者此處に見るあり敢て短學非才を顧みず法規と實際との接觸に關する業務に従事するを以て傍ら之の小著を發表し取引の實務に當る人士の爲めに其參考に供する所以なり

大正十年三月三日 著者識

三 詳東手形小冊子凡心餘者不誤

二 本書は著者自らの経験と研究とを以て著すものなり

一 本書の著者は一國の銀行に在りて其業務に關するものなり

凡例

一本書の讀者は一應附録手形の雛形を閲覽せられたる上本文を讀まば諒解に便宜なりと信す

二本書は著者説明の便宜上之を上下二卷に別ちたり上より通讀せらるゝは手形關係の全體を知るに必要なれども多忙の人士は實際取引に當たり疑問を生じたるるとき直ちに下の卷につき一應之が解決を得べく次で上の卷を讀むも諒解に妨げ無しと信す

三約束手形小切手及び爲替手形に特有の事項は多く下の卷に之を説明したるも荷爲替は上の卷第一章第二節手形の經濟觀に又爲替手形の複本及び謄本に關する事項は下の卷第三章爲替手形第一節振出に於て之を説明せり

四本書の各章節の終りに其章節に研究したる事項に關する關係法規を掲げたり而して單に條文のみを掲げたるは商法典特に其手形編の規定なり

目次

上の卷 手形の概観

第一章	手形總説	一
第一節	手形の要領	一
第二節	手形の經濟觀	一一
第三節	手形の法律觀	二〇
第二章	手形債務の成立	二四
✓ 第一節	手形の署名と代理	三三
✓ 第二節	手形債務の無効取消	四六
第三章	手形債務發生の方式	五〇
✓ 第二節	振出	六四

✓ 第二節	裏書	八三
第三節	引受と参加引受	九五
第四節	保証	一〇五
✓ 第四章	手形金の取立	一一一
✓ 第一節	手形金の支拂	一一四
第二節	拒絶證書の作成	一二六
第三節	償還の請求	一三七
第五章	手形の故障と救済	
第一節	手形抗辯	一五五
第二節	爲替訴訟	一六一
第三節	公示催告手續	一六九
第六章	手形の失効	一七四

第一節	時効による失効	一七四
第二節	手續欠缺による失効	一八一
第三節	失効の救済	一八七
第七章	手形に關する民事責任と刑事責任	一九三

下の巻 手形の流通

第一章	約束手形	二〇四
✓ 第一節	振出	二一八
✓ 第二節	譲渡	二三三
第三節	破産對應策	二四四
✓ 第四節	支拂請求	二四九
第二章	小切手	
第一節	振出	二五六

(甲) 表 面
附 錄 手 形 約 束 形

第一號

約 束 手 形

印 紙
消 印

Y5000.00

一金五千圓也

右金額貴殿又、貴殿ノ指圖人、此手形引換ニ杜拂可申候也

振出地 東京市

支拂期日 大正十年七月一日

支拂場所 東京市麴町區內幸町二丁目一番地
株式會社國民銀行本店
東京市本郷區弓町二丁目一番地

大正十年 三月三日 櫻 太 郎

橋 次 郎 殿

(註)

七、	支拂場所	株式會社國民銀行
六、	振出地	東京市
五、	受取人	橋次郎
四、	振出人	櫻太郎
三、	振出日	大正十年三月三日
二、	滿期日	大正十年七月一日
一、	手形金額	金五千圓

(終)

第四章 國際手形法	三二六
第五節 手支拂請求	三二一
第四節 支拂危險對應策	三〇四
第三節 引受	二九四
第二節 讓渡	二九二
第一節 振出	二七八
第三章 爲替手形	二四八
第三節 支拂請求	二七一
第二節 讓渡	二六六

附錄 (小切手) (表) (丙)

第一號小切手

A7335

一金五千圓也

渡先

殿

右金額名指人又ハ此小切手持參人ニ御
拂渡可被成候也

大正十年三月三日

櫻太郎 印

東京市麴町區内幸町一丁目一番地

株式會社 國民銀行

御中

(註)

- 一、小切手金 金五千圓也
- 二、支拂地 國民銀行ノ肩書地
- 三、振出日附 大正十年三月三日
- 四、支拂人 株式會社國民銀行
- 五、振出人 櫻太郎
- 六、受取人 記載無之
- 七、小切手ノ裏面ハ多ク白紙ナリ

附錄 (東手形) (裏) (乙)

表面之金額 山本三郎 殿ハ同人指圖人
ニ御仕拂可被成候也

東京市神田區表神保町一番地

大正十年四月四日 橋次郎 印

表面之金額 日華貿易株式會社殿又ハ同
人指圖人ニ御仕拂可被成候也

京都市下京區油小路七條角

大正十年五月五日 山本三郎 印

表面之金額 殿又ハ同人指圖人
ニ御仕拂可被成候也

日華貿易株式會社

大正年 月 日 取締役 上野清 印

表面之金額 正ニ受取申候也

大正十年七月一日 上田力 印

(註)

- 一、裏書人 橋次郎
- 二、被裏書人 山本三郎
- 三、記名式裏書 第一裏書
- 四、無記名式裏書 第三裏書

第一章 手形振替

第一節 手形の種類



上の巻手形の概観

(丁) (表) 附録 爲替手形

第一號 爲替手形

印紙 消印

一金五千圓也
右金額一覽後三十日拂ニテ橋次郎殿又
ハ其指圖人ニ此手形引換ニ御仕拂可被
成候也

支拂地 東京市
東京市本郷區弓町一丁目一番地
櫻太郎印

大正十年三月三日
東京市日本橋區本町三丁目五番地
上田力殿

引 支拂場所
東京市麴町區内幸町一丁目一番地
株式會社 國民銀行
大正十年五月五日
受 東京市日本橋區本町三丁目五番地
上田力印

(註)
十一、九、八、七、六、五、四、三、二、一、
爲替手形ノ裏面ハ約束手形ノ裏面ト同一ニ付キ略ス
手形金額 金五千圓也
満期日 大正十年五月五日ヨリ三十日ニ當ル日
受振取出人 櫻橋次郎
支拂場所 上田力郎
支拂地 東京市
支拂場所 株式會社國民銀行
振出日 大正十年三月三日

第一章 手形總説

第一節 手形の要領

(一)手形は其發行者が自ら手形に記載せられたる一定の金額を支拂ふことを約し又は其發行者が手形に指定したる第三者に其一定金額の支拂を形式上委託したる有價證券にして發行者が自ら支拂を爲すべきものを約束手形と謂ひ第三者に支拂を委託したるものを小切手及び爲替手形と謂ふ従つて手形には約束手形小切手及び爲替手形の三種類あり然かも手形金の支拂を爲す者を表示するに就きては種々の變體あるを以て此處には唯手形の種類には三種あり而して其根本の相違は手形金の支拂を爲す者が發行者自身なるか果た第三者たるかに基き又之に依りて各種手形の作用効力を異にするを以て之の區別は明瞭に會得せらるゝを要す

手形は金錢の支拂を目的とする有價證券なれば手形に記載せられたる一定の金額を

支拂ふ責任は手形と共に發生し其金額の支拂を求め得る權利は手形と共に轉讓すべく特殊の場合の外手形自體の消滅は手形金の支拂を求め得る權利の喪失を來たすを以て手形即財産權たる關係に在り従つて手形に關する法制は詳密を極はめ紙片をして手形たらしむる方式手形金支拂責任の發生存續手形金の支拂を求め得べき權利の讓渡保全及び手形關係と手形外に於ける關係との交渉等につき嚴重に明定せらるゝ、即ち手形に記載すべき事項即ち方式は約束手形小切手及び爲替手形の種類に依りて各別に特定せられ一定事項の外之を手形に記載するも手形上の効力を生ぜざるのみならず時に方式違反として手形を無効ならしむることあり形式上手形に署名したる者は手形の文言に従ひて責任を負担し手形の所持人が一定の手續方法に従ひ其權利の行使を爲さざれば權利消滅の不利を受く特殊の場合に非ざれば手形の署名者が其責任を免がれざる如き之れなり(註一)

(二)手形の發行者は手形作成者にして之を振出人と謂ひ振出人より手形の振出を受け

手形金額の支拂を受くべき者と記載せられたる者を受取人と謂ふ而して受取人が手形金額の支拂あるべき支拂期日即ち満期日に自ら手形金の支拂を求めずして他人に手形金を取得せしむる爲め手形に自己の氏名又は商號を記載して之を他人に譲渡するとき之を裏書と謂ひ裏書を爲すに依りて裏書人と稱せらる受取人が裏書を爲す時に當り其手形の譲受人の氏名又は商號をも記載するときは之の裏書に依りて手形を譲受けたる者を被裏書人と稱し被裏書人は自ら手形金の支拂を求め得ると共に更らに自ら裏書を爲して其手形を他人に譲渡することを得べし如くして手形轉帳の前後に依りて之を前者後者と總稱し最後に手形を占有する者を所持人と謂ふ

手形の受取人被裏書人其他所持人は支拂期日たる手形の満期日に手形金の支拂を求め得べく之の請求に應じ支拂を爲す者は約束手形に在りては振出人小切手及び爲替手形に在りては手形面上振出人より支拂の委託を受けたる第三者たる支拂人なり、支拂人が満期日前豫め手形金の支拂を爲すべき旨を手形に表明する爲め署名せば之を引受

と謂ひ爾後支拂人は引受人と稱せらる支拂人が引受を爲すは手形所持人が之を求むるが爲めにして手形金を満期日に請求し得る者は何時にても手形を支拂人に提出し引受を求め得べく之を引受の爲めにする呈示と謂ふ、尙之の外手形金の支拂を爲す者には支拂擔當者あり豫備支拂人あり參加引受人其他の第三者あり、手形の受取人被裏書人所持人等總て手形金の支拂を求め得べき手形の所持人が手形金の支拂を爲す者に其手形を提出し以て支拂を求むることを稱して支拂要求の呈示と謂ふ

手形の支拂期日たる満期日に手形金の支拂を得ざるとき其他種々の場合に於て手形所持人が必要の行爲を爲したることを立證し手形金支拂の請求權を保全する唯一の方法として一定の方式に従つて作成せらるべき拒絶證書あり満期日に手形金の支拂を得ざりし手形所持人は拒絶證書の一種なる支拂拒絶證書を作成せしめて一定の時期及び場所に於て支拂要求の呈示を爲したるも支拂を得ざりしことを立證し之に依りて手形署名者にして第二次的に手形金の支拂を爲すべき責任者たる裏書人其他の者に對し手

形金利息費用の支拂を請求し得べく之を償還の請求と謂ひ之の請求に應じ支拂を爲すべき責任者を償還義務者と稱す

手形受授及び手形金支拂は振出人受取人支拂人又は引受人の三者間に於けるを最も簡單となせども其手形が他人に譲渡せらるゝに由り之に裏書人被裏書人其他所持人の加はるを手形取引の常體と爲し更らに支拂擔當者豫備支拂人等の之に加はり複雑を來すことあり支拂擔當者は振出人又は引受人が手形の満期日に最先に支拂を爲す者として手形に記載したるものにして之の記載ある手形所持人は必ず先づ支拂擔當者の支拂を求むることを要するなり反之豫備支拂人とは其名稱の示す如く一旦手形不渡となりし後に之の豫備支拂人を指定したる者の爲めに支拂を爲すことを委託せられたる者に過ぎず之の者が支拂人の如く手形面上責任を負はば之を參加引受と謂ひ之に依りて參加引受人と稱せらる尙之の外他に支拂を爲す者あらば豫備支拂人の支拂と共に之を參加支拂と謂ひ通常の支拂と區別し參加引受又は參加支拂の利益を直接受くる手形上の責任者を被參加人と稱す

(三)手形は振出人が法律の明定する所に従ひ一定の方式に因り署名するに及びて紙片變じて手形となり之に裏書引受等を爲し多數者間に轉讓せられ其効用を發揮し流通するものなるを以て振出人が一定の方式に因る署名を爲さざる限り夫は紙片たるに止まり手形たるべからず従つて之の紙片に爲したる裏書引受等は單に法律の要求する方式に従ふ裏書引受の形式あるに過ぎざるべきなり然かるに實際の取引上所謂白地手形なるものあり白地手形とは法律の明定する方式を具備せざる振出に因る手形を謂ふ例へば約束手形の振出に就きて云へば約束手形たることを示す文字を記載し次で手形金額支拂期日振出地振出日附振出人の署名等總て之が記載ありて始めて紙片或は手形用紙が手形金の支拂請求關係を創設すべき手形の振出となるなり然かるに振出人が或は手形金額を記載せず亦は支拂期日を記載せざるが如く振出方式として法律の要求する記載の一部乃至大部分を缺き時には振出人の署名のみありて他の部分を全部記載せざる

如きものを白地手形と謂ふなり之の種の手形は振出の方式を缺き本來手形と爲らざる單純の紙片に過ぎざれば振出として無効たるのみならず如き紙片に裏書又は引受其他手形上の責任者となるべき署名を爲すも皆無効たるべきなり、之れ手形は有價證券として多數者間に轉帳せられ手形金支拂の責任は一に手形に依りてのみ發生するを以て他の有價證券と異なり極度に嚴重に其方式を定め實質上の關係如何に不拘單に外觀上記載方式備はらば其署名者の責任を追及すると共に外觀上方式を缺かば之を無効とするを以てなり

白地手形は單純に商法手形編の規定のみに依れば振出の方式完備せざるを以て無効たるべく裏書引受等の行爲も本來手形に之を爲すべきものなれば外觀上も手形と觀察し得らるべき方式を缺く紙片に爲す裏書引受其他の署名者は皆行爲の無効に依り無責任たるべきなれども實際上白地手形は多年吾國に流通し其効力は商慣習法に依りて認めらるゝものと謂ふべし即ち白地手形は白地手形として式方違反の爲め無効なれども

後日之の缺けたる方式を補充し法律の要求する記載を全ふするに及び手形としての效力を發揮す而して方式補充前に其白地手形に署名したる者の責任は手形方式の充實と共に完全に存立するに至る従つて方式補充前にありては潜在的にして唯其署名者の責任を負担せんと欲する意思と署名自身とは既に完成せるものなるを以て責任負擔の時期は署名の時を標準とすべきなり白地手形に裏書引受其他の行爲を爲したる者の責任も亦振出人と同様なり(註二)

白地手形 振出人は故意に缺きたる方式を後日他人の補充に委したるものにして手形となるべき紙片に先づ裏書又は引受等を爲したる者も亦然かり後日夫が手形となるに及んで裏書人又は引受人として手形上の責任を負担せんと欲するものなり而して之の白地手形を受取り缺けたる方式を補充すべき者は相互間の契約に由り其補充を決定すべく之の契約に基き方式の補充を爲す之を白地補充權と謂ふ之の契約の相手方が契約の定むる所に従ひ補充を爲さず署名者をして負擔を重からしむる如き補充記載を爲

さば契約違反として亦虚偽の記入を爲したる者として民事刑事の責任を負担すべきも其補充自身は有効にして白地手形の署名者は其記載文言に依る手形上の責任を負担すべく之の白地補充権は手形と共に轉讓し所持人之の白地補充権を有するに至る

(註一)

第四三四條 本法ニ於テ手形トハ爲替手形約束手形及ヒ小切手ヲ謂フ

第四三五條 手形ニ署名シタル者ハ其手形ノ文書ニ從ヒテ責任ヲ負フ

第四四〇條 手形ノ債務者ハ本編ニ規定ナキ事由ヲ以テ手形上ノ請求ヲ爲ス者ニ對抗スルコトヲ得ス但直接

ニ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ事由ハ此限ニ在ラス

(註二)

第一條 商事ニ關シ本法ニ規定ナキモノニ付テハ商慣習法ヲ適用シ商慣習法ナキトキハ民法ヲ適用ス

其の要領として、手形は、その性質上、金銭の流通を促進するものにして、手形が金銭の支拂を目的とする信用證券たる性質より左の如き作用を爲し之の目的の爲めに利用せらるる

キ

第二節 手形の經濟觀

(一)手形の流通は經濟上の目的を達せん爲めに使用せらるるものにして手形が金銭の支拂を目的とする信用證券たる性質より左の如き作用を爲し之の目的の爲めに利用せらるる

一、送金

二、信用の利用

三、商品

四、貸借の決済

(二)手形は本來地を異にする商人間に於て現金輸送の不便と危険とを避くる爲め現金送付の代用として生れ次第に其發達につれ種々經濟上の役目を演ずるに至れるものにして銀行の爲替業務の如き送金依頼者の委託を受け送付先きの取引銀行を支拂人とす

る爲替手形或は送金小切手を發行し依頼者は之を現金を求むる相手方に送付するとき
は之の相手方は其地に於ける支拂人より手形と引換に現金を得る如き即ち手形を送金
用に使用するものにして賣買代金支拂の爲めに手形を受授する如き或は他人の信用を
利用する爲めに其他人の振出裏書引受保證の類を求め之の他人の署名ある手形を受授
し又は荷爲替の如き皆手形を信用利用の方法として使用するものなり手形が商品とし
て賣買の目的物となるは手形割引と稱せられ國際間の貸借決済方法として支拂勘定と
受取勘定との相殺手段に用ゐらるゝときは手形が需要供給の原則に従ひ取引相場を生
じ之を爲替相場と謂ふ

(三)爲替相場とは例へば日本の甲商人が綿花買入の爲め印度の乙商人に代金支拂勘定
あるに當り印度に現金を輸送するに代へて日本の丙商人が印度の丁商人に對する銅賣
却の爲めに受取勘定あるとき代金取立方法として印度の丁商人を支拂人とする爲替手
形を振出すあらば同一日本國內にある甲は之を買入れ印度の乙に對する支拂勘定の決

済に使用し之を乙に送付せば乙は日本の甲より現金の輸送無くも印度の丁を支拂人と
する爲替手形を受け之を丁に呈示して手形金の支拂を求め之に依りて自己の甲より得
べき綿花代金に充當すると共に印度の丁は之の手形の支拂に依りて丙に對する勘定を
決済す然らば日本の甲と印度の乙との綿花賣買の代金決済と日本の丙と印度の丁間の
銅賣買代金の決済とは一手形に依りて完成せられ之の四人間の支拂勘定と受取勘定と
は同時に相殺せられ得べし如之き手形が國內に多數あり其振出人は手形の満期日以前
に現金を得んとして之を提供し又之の種の手形を買入れて自己の支拂を爲さんとする
支拂勘定を有する者は之を求むるにつれ手形は一個の商品となり手形の需要供給に従
ひ現金輸送の危険と費用との合算額以内に於て其手形の賣買値段決定せらるる之を爲替
相場と謂ひ受取勘定の手形又は支拂勘定の手形の多少に由りて之を爲替相場の順逆と
稱す

内國に於ける爲替取組銀行間に於ても之と同一方法行はれ例へば甲地に於ける乙銀

行と内地に於ける丁銀行の爲替關係に於ても之の作用あり需要の多少に従ひ手形の供給と相俟つて手形賣買代金に高低を生じ手形を額面より安く買ふを割引額面より高く買ふを打歩額面にて取引せらるれば之を平準なりと謂ふ

(四)手形割引なる語は種々の意味に使用せらるるも本來は手形を一の商品として買入るるを稱し手形の所持人が手形の満期日前現金を必要とするとき之を銀行又はビロップローカー其他の者に商品として賣渡す爲め之を裏書讓渡し銀行其他の者が之を買入るるを謂ふものなれども一般には手形の割引を尙廣義に用ひ金錢貸借の擔保として之を受取り其本質に於ては借用證書の代用利息費用の前拂たることあり即ち他人の振出せる手形に金錢の借主をして裏書せしめ手形金額より満期日迄の金利手数料を差引ける金額を貸與する如き又は借主をして約束手形を發行せしめ貸主たる銀行其他を受取人として手形額面より満期日迄の利息手数料を差引きたる殘額を借主に交付する如き割引と稱せらるる要するに對價を支拂ひて手形を取得するを通常手形割引と謂ふ

(五)荷爲替は廣く商人間に行はれ物品の賣主が買主を支拂人とし手形割引人を受取人とする爲替手形を振出し之と共に手形の受取人に別に擔保差入證又は荷爲替約定書に依り現に運送中にある賣却物品又は有價證券を以て其手形の支拂擔保とする方法に因り手形の割引を受くるを荷爲替と謂ふ荷爲替に於ける爲替手形は通常の爲替手形にして其運命は一般手形の運命と同一なり唯之に其支拂の危險に對する擔保物あるに過ぎずして荷爲替手形と稱する特殊の性質を有する手形あるに非ざるなり、されば荷爲替に於ける手形の支拂人たる物品又は有價證券の買主は手形の支拂人としては手形金を支拂ふべき責任を負擔せず之に引受を爲し引受人となるに及んで始めて手形上支拂の責任者となるものなり従つて買主は支拂人としては單に振出人より手形金の支拂を委託せられたるに過ぎざれども賣主に對し買主として代金支拂の責任あるは別論たり故に買主が支拂人たる手形に手形金を支拂ふべき意思を表明する署名を爲し引受人となるも現に手形金を支拂はざる限り代金支拂の責任と手形金支拂の責任と併存するに過

きざれば手形割引人の手に支拂の擔保として存在する運送中の物品有價證券の類を買主自身の掌中に收むるを得ざる關係にありて勢ひ買主が其物品を自己の手に收めん爲めには手形の支拂人として手形金の支拂を爲し以て割引人の擔保を解き其引渡を受くべく荷爲替の目的は之に因りて成就するものなり。賣主たる手形の振出人は現に運送中にある物品を手形割引人たる手形の受取人に擔保として提供するに當りてや現物を以てするに非ずして必ず貨物引換證又は船荷證券を以てし其例外を爲すは唯有價證券自體の擔保たる場合に限る。貨物引換證とは運送業者が一定の方式に依り荷送人の請求に應じ發行する證券にして運送狀と異なり運送品に關する處分は一に貨物引換證にのみ由りて之を爲すべく海上運送に於て船長の發行する船荷證券と同一性質効果ある有價證券たり倉庫營業者の發行する預證券とも亦同一なり。公債社債券株券等の有價證券が遠隔の地に賣買せらるるに當りては手形の割引人たる銀行は自ら之を運送し買主が手形金の支拂を爲すと共に其有價證券を之に

交附し荷爲替の目的を達す

荷爲替に於ける爲替手形振出人たる賣主と手形受取人たる手形割引人間には擔保差入證又は荷爲替約定書の類を以て其爲替手形の支拂人たる買主が手形金の支拂を爲さば擔保物の代表たる貨物引換證船荷證券又は直接割引人の手にある有價證券を支拂人に交付すべく反之支拂人が手形金の支拂を爲さざりしときは割引人は擔保物を處分し其賣却代金を以て手形金支拂に充當し得べき旨及び前節に記載したる拒絕證書の作成償還請求に關する法定の手續等を必要とせずして振出人は直ちに償還義務を履行し手形金の支拂を爲すべき旨等を特約す從つて擔保たる貨物引換證船荷證券等は賣主荷受人となり自ら之を裏書して手形と共に割引人に交付すべきものにして買主を荷受人とするは世上其例多けれども違法たるべし之れ貨物引換證又は船荷證券の引渡が運送品自體の引渡と同一效力を有するは之に依りて運送品の引渡を請求し得べき證券上の荷受人に限るべく從つて賣主たる手形振出人自身を荷受人とせざる限り割引人は裏書を

受けざる買主名儀の證券を占有し之に依りて擔保權を取得すべき理由無く之の證券作成者たる運送業者は買主たる荷受人と無關係に運送品を其證券に依り割引人に引渡し得ざるべし、但し運送業者が割引人を證券上の荷受人其者と判斷せば自ら別問題なり荷爲替の方法は物品の賣主買主及び銀行等の割引人の三者間に於て賣却物品の引渡代金の受領と更らに代金受取以前に現金を必要とする賣主の爲めに手形の割引ありて手形金の取立に對し豫め其危險に對する擔保の設定とを爲す經濟上の目的を有する取引なりされば賣主は賣却物品の發送爲替手形の振出及び手形金支拂に對する發送物品の證券擔保の設定を爲し之に依りて買主より代金の支拂なき限り物品の引渡を拒み得る結果となる爲め賣掛金回収に關する危險無く然かも手形を割引せしむるが爲めに營業資金の運轉上の利益あり割引人は手形割引に依りて利益を受け其支拂あらば擔保物を買主に引渡すべく支拂あらざれば擔保物處分に依り更らに賣主に對し振出人としての責任を追及して以て割引の爲めに支出したる資金を回収し得るの利益あり之と同様

に買主は賣買契約當時資金無くも之と契約を爲し得る利益あるなり而して荷爲替に於て買主たる支拂人手形金の支拂を爲さざるときは賣主對買主間には賣買契約上の責任問題殘存すべく賣主たる手形振出人と割引人間には手形上の責任及び擔保物に關する擔保處分の問題を生じ共に各別に解決せらるべきものとす

第三節 手形の法律觀

(一)手形は金銭の支拂を目的とする信用證券にして其内容範圍形式は取引者の意思を尊重しつゝ法規に依りて定めらる法規と謂ふは人の行爲の準則にして手形に關する法規は經濟生活を満足せしむべき私法的法規と其實行方法を定めたる手續法ある外尙社會生活の秩序と安寧とを維持する爲めに其破壊者に對する公法的法規あり前者は人と人との對立關係を主とし後者は國家と其構成分子との支配關係を規定するものにして本書は専ら私法的關係に於ける手形の流通を研究するを以て目的と爲せば公法的規定の研究は上の卷の最後に手形取引上通常之を必要とする範圍に止めんとす

(二)手形取引は對等關係に於ける人と人との間の一定額の金銭請求及び其支拂關係の確立と實行手段に外ならず抑も法律上の人とは肉體を有する人のみならず財産又は人の組織的集團にして人に依りて活動する法人も亦之と人と謂ふ、法人は人の如く精神

を有し人の如く活動す而して其精神其活動は人が法人の機關として之を組織するものなるを以て法人の機關としての吾人は獨立の人たる方面を無視し法人の組織體として活動するなり従つて機關たる人は法人の精神法人の活動を組織し外部に對し法人を代表す即ち機關たる人の活動は法人の活動となり活動の效果責任は總て法人之を負擔するなり法人には國家地方自治團體たる府縣市町村の如き公法人の外勞資協調會又は會社の如き私法人あり私法人は其設立の基礎を爲す寄附行爲又は定款に依りて定められたる目的及び法規の制限内に於て法律上人たる人格を有し之を組織する法人の機關に依りて活動す而して之の機關は理事業務執行社員又は取締役と稱せられ法人を代表すされば之の代表機關は他人の爲めに其他人に法律上の効果を生ずべき行爲を爲す代理人とは性質全く異なり代表者は代理人の如く或る行爲の代理を爲すものに非ずして法人の一組織なれども法律上之を代理人と同視し代理人として機關の活動は法人に全效果を及ぼすものと爲す

(三人の精神活動が外界に表はれ一の行爲となりて法律現象を構成するとき人と人との對立關係は權利義務の關係を發生す、權利とは吾人が生活上の利益を充實せんが爲め法規の認定に基き他人に對して主張し得べき力を謂ひ義務とは積極的に又は消極的に他人をして利益の充實を得せしむる爲め法規の拘束を受くるを謂ふ而して權利に絶對權双對權の區別あり所有權占有權の如きは特定の之の權利に對する義務者無きものにして亦之を物權とも稱し絶對權の一種なり代金支拂の請求權演舞場に出演を請求し得る權利の如きは特定の義務者ある權利にして之を債權とも謂ひ双對權たり、債權は或る人に對し其者の一定の活動又は靜止を要求し得る權利にして之の權利者に對し其一定の活動又は靜止を爲す義務者は又債務者とも稱せられ自己の負擔する義務の内容を實現し權利者をして其目的とする利益を充實せしむることを債務の辨濟又は義務の履行或は債務の履行と謂ふ賣買を例にとりて説明せば本書一冊を金二圓にて賣買する契約の締結ありしときは賣主は本書一冊を買主に引渡す義務を負擔すると共に買主

に對し其賣却代金の支拂を求め得る權利者となり買主は本書一冊の引渡を請求し得る權利者たると共に賣主に代金を取得せしむべき義務者たり従つて代金の支拂及び請求につき之を觀察せば買主は權利者たる賣主に對し金貳圓を支拂ふと謂ふ活動を爲すに依り賣主は金錢を取得せんとしたる目的を達し生活上の利益を充實すべく買主が代金支拂と謂ふ債務を現實に履行したる爲め亦之を辨濟を爲したりとも謂ひ之の代金請求及び支拂に關する債權債務は其内容の實現ありしが爲めに消滅するにより爾後賣主買主間には代金に關する權利義務無きに至る

(四人及び法人は其出生又は設立が國の内外たるを問はず一般に私法上權利を得義務を負擔し得る資格あり即ち人は出生より死亡に至る迄法人は其設立の基礎を爲す寄附行爲又は定款に定められたる目的の範圍内に於て法規の定むる所に在り設立より解散後請算結了に至るまで權利を得義務を負擔し得べく外國人及び外國法人も條約又は法律命令に禁止する場合の外一般に對立關係に於ける權利義務の主體たる資格あり而し

て權利を得義務を負担し得る資格と現實に權利を取得し又は義務を負担すべき行爲を爲し得る資格とは之を區別するを要す

法規の認容する範圍内に於て人及び法人が一定の活動を爲し之の活動の結果發生したる權利義務が其活動者に歸屬し其活動者の權利となり義務となる爲めには其活動の効果を自己に歸せしめ得る能力あるを必要とす即ち法律上の効果を發生すべき活動停止を爲し得る資格あるを要す之を行爲能力と謂ふ人及び法人は一般に之の能力あり反之未成年者禁治産者準禁治産者及び妻は一定の活動を爲すにつき他人の意思が補充せらるゝを要し之の補充ありて爲したる活動につきて始めて之を其者の有効の活動たらしむ如之き人々を無能力者と謂ふ之の外破産者が破産手續中破産財團の損害と爲るべき行爲を爲すことあらば之を無効となし以て之の範圍に於ける無能力を生ずる如きあるも破産關係外に於ては無能力に非ず一般人と異ならず之を特別無能力と謂ひ後見人被後見人間に於ても亦之の關係的無能力あり、無能力者の一定の活動につき他人の意

思の補充無きときは其活動は法律上取消し得べき活動として未確定の状態に於てのみ法律上の効果を發生するものなり、反之法規の認容せざる活動に依り義務の發生あり之を其者の負擔となす所謂不法行爲能力は上述の適法行爲に於けると異なり活動の責任を辨識するに足る知能を有する者は皆之の資格あり法人の不法行爲能力につきは議論あれども共に之の資格あるものと解す

(五)手形取引は其目的多種多様なりと雖も結極金錢の支拂及び其請求を終局目的とし手形自體に於ては之の關係のみを表はすものなるを以て一方に手形金其他利息費用の支拂を求むる債權者と他方に之の支拂を爲すべき債務者とあり之に第三者が混入して手形は流通せらるゝものにして之の債權者の權利を手形上の權利と謂ひ手形金利息費用を支拂ふべき債務者の義務を手形上の責任、手形より生じたる債務又は單に責任或は手形債務とも稱す

手形は金錢の支拂義務が手形自體と合體するを以て手形の所持人が手形上の權利者

たるを原則とすると共に手形上の債務は人又は法人の手形に爲す振出引受裏書參加引受又は保證に依り發生し之等の活動を稱して手形行爲と謂ふ手形債務の成立債務の範圍は一に手形行爲に基き手形上の権利者に對し手形債務を負擔するものは手形行爲を爲したる人又は法人に限るを以て此處に其大體を略説せむ

手形行爲は手形債務發生の唯一原因にして手形行爲を爲すに至れる原因即ち手形行爲に依りて達せんとしたる目的とは原則として無關係に單に法律の要求する方式に基き署名するに依りて成立し其署名者は手形の文言に従ひて手形上の債務を負擔するのみならず一手形に爲されたる各種の手形行爲は其手形が外觀上方式を具備せば以て各自獨立に其効果を發生し振出だに形式上方式を備へば實質上後日其振出が取消され振出人手形上の責任を負擔せざるときと雖之の手形に爲したる裏書引受參加引受保證等の各手形行爲は其効力を發生し尙之等の一が實質上無効たるも果た取消さるゝも更に之が爲めに他人の手形行爲の効力に影響を及ぼさず分離的に觀察せらる從つて亦手

形行爲者は連帶債務を負擔するに非ずして各自別々に獨立に手形債務を負擔するの結果手形債務の辨濟は手形を終局的に其作用を完成せしむる場合と辨濟に依り尙手形の作用存續する場合あることあり(註一)

手形行爲は方式に従ひ手形に署名するに依りて成立するものなれば振出に振出の方式あり裏書に裏書の方式あり其他亦然かり而して其方式を誤まり又は方式外の事項を附加せば其効果如何、法律の要求する方式を缺きたる白地手形及び之の手形に爲したる各種の手形行爲は既に説明せり其外必要の方式の或る部分を誤まり之を記載せざりしときは法律上之を補充すると共に法律上之を補充せざるものは方式違反として手形自體或は其誤まりたる手形行爲を無効となし手形債務を發生せしめず之と同じく方式外の事項を附加したるとき其効力を認むるものと之を認めざるものとあり商法手形編に規定ある附加事項は其記載の效力あるも規定無き事項は其効力を認めざるのみならず其記載にして手形の性質と兩立せざるものなるときは手形自體を無効たらしむるか

又は其記載を爲したる手形行爲を無効たらしむべし(註二)

手形債務は手形行爲者のみ之を負擔するものなるを以て手形上振出人裏書人引受人參加引受人及び之等の者の保證人は手形債務者として直接手形金支拂の債務者たるか又は支拂を爲すべき地位に置かれし者支拂を爲さざるとき次で支拂を爲すべき支拂擔保義務者たり然かるに手形には他人の手形行爲に因り支拂の委託を受けたる者あり支拂人豫備支拂人及び支拂擔當者之れなり之等の者は手形行爲を爲したる者に非ざるを以て支拂義務を負擔せず單に手形の所持人が支拂を求むべく之等の者は有効に支拂を爲し得る者たるに過ぎず而して右の内支拂擔當者及び支拂人の手形金支拂は手形の全作用を終結せしむべく豫備支拂人の支拂は支拂擔保義務者の支拂と同じく尙手形の作用存続するを原則とす支拂の債務者とは手形金を手形上の權利者に直接支拂ふべき義務者を謂ひ支拂擔保義務者とは手形面上第一に支拂を爲す者が支拂を爲さざるとき第二次的に支拂を爲すべき債務者を謂ひ支拂擔保義務者の支拂は償還義務の履行なり從

つて手形關係は手形所持人たる手形の權利者と支拂責任者及び支拂無責任者間の金錢及び手形受授の關係にして之の關係を規律する爲め法律は嚴格の規定を設け手形上の權利者の方面には其權利を行使し又は其權利を喪失せざらしむる爲め一定の權利保全方法を定む

(六)手形行爲は之を爲すに至れる原因即ち手形行爲に依りて達せんとしたる目的とは無關係に成立し手形債務を發生すと謂へるも之の原則は絶對的價值あるものに非ず即ち之を爲したる手形行爲者と其相手方との關係及び手形行爲を爲したる當時の狀況行爲者の能力如何に従ひ手形行爲の効力影響せらる之れ手形行爲の無効取消及び手形抗辨に於て研究せらるべき所なるが手形行爲者と其相手方との關係に於て手形受授が既に存在する當事者間の債權債務と如何なる關係に立つ可きかを此處に究明せむ例へば賣買代金支拂債務あるに當り同一金額の手形を振出し又は裏書して之を債權者たる賣主に交附せるとき手形債務と代金債務とは併立存在すべきか又は手形債務のみ存在し

代金債務は之に依りて消滅すべきかの問題とす

民法債務の要素を變更する契約は更改にして債務の履行に代へて爲替手形を振出すも亦之を更改なりと謂ふ、抑も更改とは債務成立の要素即ち債權者債務者又は債務の目的を變更する契約を謂ひ更改契約は一債務の消滅と一債務の成立とが一契約にて爲され之の兩債務に因果の關係ある場合に限るなり然かるに手形債務は手形行爲に因りてのみ生じ手形行爲は他の債務を消滅せしむべき効果無きを以て原則として手形の受授は更改に非ず只法律に之を更改とすと規定するを以て之を最も制限的に解釋し舊債務の履行に代へて爲替手形を發行するときのみ限るべく即ち手形受授の當事者が爲替手形を振出し之を受取るに依り舊債務を消滅せしむる意思明かなる場合にのみ限らざるべからず更改は新債務の成立により舊債務消滅するものなるを以て常に之を更改とせば手形債務存在するも代金債務消滅の結果不利益を生ずることあればなり、されば代金支拂に代へて之を爲すに非ずして代金支拂方法として手形の受授ありしときは

當事者の意思不明なるときと共に更改とならず買主は代金債務と手形債務とを共に負擔し賣主たる手形行爲の相手方は先づ手形金を取立て以て代金に之を充當すべく手形金の支拂無かりしときは代金の支拂を請求し得べし而して其手形に買主以外に手形行爲を爲したる者ありて數人の手形責任者あり賣主が其手形の取立を爲さざるか手形上の責任消滅を防止せざるかに依り其手形が買主の手に返るも買主が他の手形債務者に對する請求不能を來たさしめば賣主は手形を正當に行使せざる責めに任じ代金を請求し難きのみならず時に損害賠償の責任を負擔するに至るべし(註三)

(七)手形の債務者は手形行爲者に限り手形上の權利者は手形を合法的に取得したる所持人償還義務を履行したる支拂擔保義務者其他參加支拂人及び手形の所有權を有せざるか又は手形を處分し得る能力無き者等總て無權利者より其無權利者たるを知らず且つ之を知らざるにつき多少の注意を缺かざりし手形取得者即ち之れなり(註四)

(註一)

第四三八條 無能力者カ手形ヨリ生シタル債務ヲ取消シタルトキト雖モ他ノ手形上ノ權利義務ニ影響ヲ及
サス

(註二)

第四三九條 本編ニ規定ナキ事項ハ之ヲ手形ニ記載スルモ手形上ノ効力ヲ生セス

(註三)

民法

第五一三條 當事者カ債務ノ要素ヲ變更スル契約ヲ爲シタルトキハ其債務ハ更改ニ因リテ消滅ス
條件附債務ヲ無條件トシ無條件債務ニ條件ヲ附シ又ハ條件ヲ變更スルハ債務ノ要素ヲ變更スルモノト看做ス債
務ノ履行ニ代ヘテ爲替手形ヲ發行スル亦同シ

(註四)

第四四一條 何人ト雖モ惡意又ハ重大ナル過失ナクシテ手形ヲ取得シタル者ニ對シ其手形ノ返還ヲ請求スル
コトヲ得ス

第二章 手形債務の成立

第一節 手形の署名と代理

(一)手形上の義務は直接手形行為に依りて發生す手形行為は法律の定むる一定の方式
に従ひて手形を作成し又は既に流通せる手形に一定の方式に従つて必要の記載を爲し
之に署名するに由りて完成し手形行為を爲したる者は之に因りて手形上の債務を負擔
す而して之を爲すに當り人又は法人は總て獨立に有効に之の手形行為を爲し得るに非
ず行為能力ある人は獨立に之を爲し得れども無能力者及び法人は他人の意志の補充を
受け又は代表者が代理人となり之を爲すに依りて始めて完全有効の手形行為たるべし
之等の場合は後節手形債務の無効取消を述ぶるに當り研究せむも振出と謂ふ手形行為
は手形關係發生の基本にして振出が外觀上方式に協ふ以上は後日振出が無効なりとも
之の手形に爲したる裏書引受參加引受又は保證と謂ふ手形行為は互に獨立に其効力を

發生し其の一が無効にして手形上の義務を履行する責任無くも之と關係せず他各は自己の爲したる手形行爲に基き引受人たり裏書人たり參加引受人たるに依り其責任を負擔するに至る之れ手形行爲は各獨立して手形債務發生の原因を爲すが爲めにして外觀上手形たり又既に之に爲されある手形行爲が偽造たるも眞實の記載に非ざるも要するに形式上手形の必要事項が記載せられあり且つ署名あらば他人の責任とは無關係に各自の手形行爲に因りて其行爲上の責任を負擔するなり而して又手形上の債務は手形行爲のみに依りて發生し契約に依りても遺言に依りても發生すること無く更らに手形行爲を爲すに至れる原因即ち手形債務より見れば其間接原因とも直接關係無く發生消滅するものにして例へば賣買代金支拂の爲めに手形を振出すとせば手形債務は手形の振出に依り發生し最早手形行爲の間接原因たる賣買代金支拂の債務とは沒交渉たるを原則とし唯代金支拂の當事者間に於てのみ僅に之の間接原因を以て手形債務と關連せしめて義務の履行不履行を論じ得るに過ぎざるものなり、手形行爲の性質如之而し

て手形上の義務發生の唯一原因たる之の手形行爲の種類方式及び義務の内容等は便宜上本章手形債務發生の方式を研究するに當り之を説明せしむ

(二人及び法人は皆直接本人に於て獨立に或は他人の意思の補充に依り有効完全に手形行爲を爲し得るのみならず更らに他人をして自己に代はりて手形行爲を爲さしめ得べく本人たると代理人たるとを問はず手形債務を負擔せんとする行爲者の意思を的確明瞭に表明せしむる方法として手形行爲には必ず署名を要件と爲す振出裏書引受參加引受又は保證に署名無くば何人の振出なりや引受なりや果た保證なりやを判斷する能はず責任の歸着を決定し得ざればなり

(三)署名とは手形行爲を爲す者が自己の氏名又は商號を自ら記すことを謂ひ自署のみを署名とす複寫に依る表示又は他人に自己の氏名商號を記さしむるは署名に非ずして單に記名なり然かも記名捺印は商法上署名と同一効力を認めらるゝを以て如何なる方法に依るを問はず氏名又は商號を記載し之に其者の印を押捺せば署名と同一視せらる

(註一)

署名又は記名捺印は手形行爲者を表示するものなれば之に因りて其行爲者の何人なるかを判断し得ば足るを以て多少の誤字略字あるも或は通稱雅號の類を以てするも共に有効なれども後章に説明する如く裏書と引受とにありては既に手形に記載せられある自己の氏名商號と外觀上異なる氏名商號に依り裏書又は引受を爲さば其署名の効力を害するに至り其者の裏書又は引受無かりしこととなる即ち既に氏名に因りて手形上表示せられあるに對し商號を以て裏書を爲し亦是商號を以て記載せられあるに氏名を以て引受を爲さば其實は同一人なりと雖手形の外觀上別人の如く觀察せらるべきを以て如之き署名又は記名捺印は手形の方式に違へる裏書又は引受となり有効たらざるなり但し同一人たるべきことを知るに足る程度に於ける誤字略字は勿論許さるべきものなり

手形行爲は代理人に依りても之を爲し得べく代理人手形行爲を爲すときには本人の

爲めにすることを手形に記載して代理人署名又は記名捺印するを要するを以て法人の手形行爲には法人の代表者たる理事業務執行社員又は取締役法人の爲めに手形行爲を爲すことを表明し之に自己の署名を必要とす即ち甲株式會社取締役乙として乙の署名を要するなり、反之法人が手形行爲を爲すに非ずして他人の手形行爲に依りて手形に表示せらるゝ場合には單に法人の名稱が手形に記載せられれば足り敢て其代表者迄記載せらるゝを要せず然るに一派の學者は法人の手形行爲につき其署名は單に法人の名稱を記載し之に捺印あらば足り代表者の署名を要せずと主張すれども法人は法律上代理人たる代表者に依りて活動するものなれば法人の名稱と共に代理人としての代表者の署名を必要とすべく之の署名無くば手形行爲は無効たり之れ一般代理に於て甲の代理人乙として乙の署名又は記名捺印を要すると異なる所無ければなり

(四)手形代理は或る者が他人に代はりて其他人に直接効力の生すべき手形行爲を爲し然かも其手形行爲を爲すに當たり其他人の爲めに之を爲すことを手形に記載し其或る

者が署名又は捺印するを謂ひ其或る者を代理人他人を本人と稱し原則として本人と代理人間には之の手形代理を爲すべき法律上又は契約上の關係ありて手形代理行はれ代理人と稱する者が之の關係無くして之を爲さば無權代理と謂ひ本人が之の無權代理人の爲したる手形行爲の効力を認め其結果を自ら負擔せば之を追認と稱し法律上有効の手形代理となる、手形代理は一般商行爲の代理と異なり代理を爲すに當たり必ず本人の爲めにすることを表明するを要し之の表明を缺かば手形代理とならず従つて本人は手形上の責任を負はず代理人が單純に自ら手形行爲者として手形上の責めに任ずべきものなり而して本人の爲めにすることを表明する方法には制限無きを以て甲某代理人又は親權者乙と記し或は丙株式会社取締役丁として乙及び丁が署名するも亦本人を表明する方法として完全なり要は本人を示し代理人署名せば以て手形代理たるなり

(註二)

本人と代理人間に代理關係ありて本人の爲めにすることを示し代理人署名して方式

に従ふ手形行爲を爲さば有効の手形代理となり本人手形上の全責任を負擔すべきも代理人が過失其他の原因に依り本人の爲めにすることを手形上に示さずば本人は手形上の責任を負はず代理人たりし其手形行爲者自ら責任を負擔す之れ外觀上代理人が自らの責任行爲として手形行爲を爲したるものと解釋せらるべきを以てなり、されば手形外に於て例へば口頭にて本人の爲めにすることを示し又は明に代理人として代理關係上の事務を處理しつゝある場合に其手形行爲ありしとするも手形に之を表明せざる限り手形法上の代理とならざるなり之れ手形法上本人の爲めにすることを記載するを要すればなり但し第三者保護の爲めに他人に代理權を與へたる旨を表示したる者は其表示權限内の代理につき本人責任を負ふとするを普通とす

手形代理が表面上有効の形式を備ふるも本人と代理人と稱する者との間に實質上代理關係無きときは本人は自稱代理人に因りて氏名を亂用せられたるものなり従つて本人は其表面上の手形代理に因りて手形上の責任を負擔すべき理由無く自稱代理人も亦

自己の行爲として手形行爲を爲したるものに非ざれば自ら手形上の責任を負担すべきに非ざるが如しと雖も斯くては之と手形取引を爲したる第三者に不測の損害を蒙らしむるを以て之の自稱代理人は相手方の選擇に従ひ手形上の義務を果たすか又は手形外に於て損害賠償の責めに任すべく其直接の相手方に對しては手形行爲の當時相手方が自稱代理人の代理權無きことを知り又は取引上通常拂ふべき注意を爲さざるが爲め之を知らざりしか或は自稱代理人が無能力者たりしときに於てのみ自稱代理人責任を負担せず、反之かゝる無權代理につき本人が之を追認せば有効の手形代理ありしものとして本人手形上の責任を負担す尙無權代理にして代理人が權限外の手形行爲を爲すも第三者が其權限ありと信すべき正當の理由ありしときは本人亦其責任を負担す手形に關する民事責任と刑事責任の章參照(註三)

(五)代理を爲す者には行爲能力を必要とせざるを以て無能力者たる未成年者禁治産者準禁治産者及び妻も他人の爲めに有効の手形代理を爲し得れども代理行爲には他に代

理關係上の制限ありと爲すを普通とす即ち代理人の自己自らと爲す行爲双方代理行爲及び株式會社の取締役が自己又は第三者の爲めに會社と爲す行爲之れなり

代理人の自己自らと爲す行爲とは一人にて一面他人の代理人となり他面其相手方として爲す所の行爲を謂ひ甲代理人乙として乙自身に對し約束手形を振出し代理人としての振出に依り甲は手形上の債務者となり然かも代理關係を離れて乙自身其手形の權利者となる如き之れなり例へば合資會社の代表社員が自己に宛て手形を振出したるときに如き代表社員は其合資會社の代理人たる地位にて振出し受取人として是一個の獨立人として之が權利者となるものなれば即ち代理人が自己自らと爲す行爲たり亦双方代理行爲とは一人にて對立する兩人格の双方の代理人として手形行爲を爲すと共に其相手方となるを謂ひ甲代理人乙が丙代理人乙に對し手形の裏書を爲す如き之れなり例へば合名會社の代表社員が一面其合名會社を代表すると共に他面他人甲の代理人として手形の受授を爲す如きときは之の者は其合名會社對甲と云ふ兩人格双方の代理を一

人にて爲すものたり如之代理の制限に違反したる行爲は無効たり又は之を制限違反の爲めに代理資格無きものなれば之の行爲は無權代理の規定に従ふべく従つて本來無効たれども更らに前例に於ける合資會社又は合名會社が之の行爲の責任を負擔する爲め之を追認せば之の手形の振出受授は有効たるべく追認無き限り無効にして唯債務の履行として之の手形行爲及び受授あるときのみ有効なりとの議論あり尙株式會社の取締役が監査役の承認を得ずして自身の爲め又は他人の爲めに會社と爲したる手形行爲及び受授例へば甲株式會社取締役乙が監査役の承認を得ずして其株式會社より手形の振出を受け又は其取締役が第三者丙の代理人として其會社より手形の裏書受授を受けたる如きとき之を無効なりと爲すを普通とす大審院は代理人が自己自らと爲し又は双方代理人に於ける手形行爲は當事者間に於ける債務辨濟としてに非ざる限り無權代理の規定に従ひ無効にして唯本人の追認を得ば有効となるべく株式會社の取締役が監査役の承認を得ずして自己又は第三者の爲めに會社と爲したる手形行爲は無効なりと爲すとす

乍然之には有力なる反對説あり即ち手形行爲は契約に非ずして手形行爲者の單獨行爲に因り債務成立するものなれば契約に適用せらるべき之の種の規定を直接手形行爲に適用し之を無効となすは不當なり手形行爲は之等の規定あるも尙有効にして手形行爲に伴ふて生ずる手形自體の所有權移轉のみ無効たりと謂ふ吾人も亦之の説を主張せんとす

代理人が自己自らと爲し又は双方代理に於て手形行爲ありしとき及び株式會社の取締役が監査役の承認を得ずして自己又は第三者の爲めに會社と爲したる手形行爲自體は獨立に有効なるを以て其手形行爲に因り手形債務發生す但し其手形を如之き關係に於て受授することは或は無權代理として又は取締役の規定に反するものとして無効たるべし然かも手形面上又は手形外に於て之の手形受授の無効たるを知らず之を知らざるにつき多少の注意を拂ひたる所謂惡意又は重大の過失無くして之の手形を更らに讓受けたる者は手形所有權を取得すべく従つて上述の手形行爲者に對し手形上の權利を

主張し得、故に之の關係に於ける前例の合資會社合名會社及び株式會社とも直接受授の相手方には之の手形所有權移轉の受授行為無効なる結果手形債務を履行する必要無きも之の無効なる手形受授行為に依り手形を所持する者より惡意又は重大の過失無くして其無權利者たるを知らずして手形を讓受けたる者に對しては手形債務を履行する責任を負擔すべし(註四)

(註一)

明治三三年法律第一七號

商法中署名スヘキ場合ニ於テハ記名捺印ヲ以テ署名ニ代フルコトヲ得

(註二)

第四三六條 代理人カ本人ノ爲メニスルコトヲ記載セスシテ手形ニ署名シタルトキハ本人ハ手形上ノ責任ヲ負フコトナシ

(註三)

民法

第一〇九條 第三者ニ對シテ他人ニ代理權ヲ與ヘタル旨ヲ表示シタル者ハ其代理權ノ範圍内ニ於テ其他人ト第三者トノ間ニ爲シタル行為ニ付キ其責ニ任ス

第一一〇條 代理人カ其權限外ノ行為ヲ爲シタル場合ニ於テ第三者カ其權限アリト信スヘキ正當ノ理由ヲ有セシトキハ前條ノ規定ヲ準用ス

第一一三條 代理權ヲ有セサル者カ他人ノ代理人トシテ爲シタル契約ハ本人カ其追認ヲ爲スニ非サレハ之ニ對シテ其効力ヲ生セス

追認又ハ其拒絕ハ相手方ニ對シテ之ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ其相手方ニ對抗スルコトヲ得ス但相手方カ其事實ヲ知リタルトキハ此限ニ在ラス

第一一七條 他人ノ代理人トシテ契約ヲ爲シタル者カ其代理權ヲ證明スルコト能ハス且本人ノ追認ヲ得サリシトキハ相手方ノ選擇ニ從ヒ之ニ對シテ履行又ハ損害賠償ノ責ニ任ス

前項ノ規定ハ相手方カ代理權ナキコトヲ知リタルトキ若クハ過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキ又ハ代理人トシテ契約ヲ爲シタル者カ其能力ヲ有セザリシトキハ之ヲ適用セス

(註四)

第一七六條 取締役ハ監査役ノ承認ヲ得タルトキニ限り自己又ハ第三者ノ爲メニ會社ト取引ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ民法第一〇八條ノ規定ヲ適用セス

民法

第一〇八條 何人ト雖モ同一ノ法律行為ニ付キ其相手方ノ代理人ト爲リ又ハ當事者双方ノ代理人ト爲ルコトヲ得ス但債務ノ履行ニ付テハ此限ニ在ラス

第二節 手形債務の無効取消

(一) 手形債務は手形行為に因りて生じ手形行為が有効なる爲めには人及び法人に之を爲し得べき行為能力あるか又は無能力者には他人の意思が補充せらるゝか代理せらるるかに依りて始めて完全すると共に手形行為は振出裏書引受参加引受及び保證とも法律の定むる方式を備へずば効力を發生せざるを以て手形債務の無効取消は手形行為が其成立に欠缺無かりしか否かに依りて定まるべし之に欠缺あらば其欠缺如何に依り手形行為は或は無効となり又は取消さるゝことあり而して其結果は手形債務の無効を來たし形式上外觀的に存在せる手形行為が實質的に存在せざりしものとして其行為者手形債務を負擔せざることとなるされば本來は手形行為の無効取消にして其結果手形債務の無効及び取消を生ずるなり

(二) 手形債務の無効とは手形行為が効力を發生せざる結果手形行為者が手形債務を負

擔せざるを謂ひ其手形行為は形式上存在するも實質上其行為無かりしと同一に取扱はるゝものにして手形債務の取消とは手形行為を爲したる當時の状況又は行為者の能力如何に基き一旦有効に成立せる手形行為を取消す結果遡及的に初めより其行為が無効なりしものと看做され其手形行為者手形債務を負擔せざるに至るを謂ふされば取消さるべき手形行為に因る債務は其行為取消さるゝ迄は有効に存在すべく債務の無効とは之を區別するを要し唯取消ありて初めて手形債務無効なりしものと看做さるゝに過ぎざるなり

- 手形行為が外觀上存在するも無効にして債務の發生せざる場合次の如し
- 一 意思無かりしとき
 - 二 錯誤ありしとき
 - 三 方式を誤まりしとき
 - 四 虚偽なりしとき

五 眞意に非ざりしとき

六 代理人の自己自らと爲し又は双方代理及び株式會社の取締役が監査役の承認を得ずして自己又は第三者の爲めに會社と爲したる手形行爲につきては手形債務の成立ありと爲すも如之き代理を無權代理となし之の取締役の手形行爲を無効と爲し之を以て何人にも對抗し得とする説普通なるを以て之の説に従へば亦手形債務の發生無きこととなる

手形行爲が有効に成立せるにも不拘取消の結果手形債務が初めより無効とせらるゝ場合次の如し

- 一 行爲者が無能力なりしとき
- 二 詐欺又は強迫の行はれしとき

手形債務の取消は無能力者の行爲につきてのみ適用ありて詐欺強迫のありしときは取消無しと論ずる學者あれども正當に非ざるべし以下順次之が説明を爲さん

(三) 手形行爲を爲す當時其者が之を爲すべき意思無かりしときは責任を負担すべき根據を缺くを以て幼者の手形行爲又は夢中に於ける手形行爲の如きは共に無効なり、手

形行爲を爲すにつき錯誤ありて之を爲さんとする意思と其行爲の結果とが異なり認識と對象とが不一致を來したるときは外觀上に手形行爲あるも行爲者に其手形行爲を爲し手形上の債務を負担せんとする意思を缺くものにして手形に手形行爲を爲したることは其者の誤りに出づるものなるを以て之に手形上の債務を負担せしむべき理由無きを以て其手形行爲を無効と爲す例へば注文書に署名する意思にて誤まりて手形に署名せるが如きときは全く手形行爲を爲す意思無かりしもの故其手形行爲は無効たりされど之と異なり手形行爲を爲す意思ありて其表示を誤り例へば金百圓と記すべき意思にて額面を金千圓と誤記せる如き手形の内容に付きての誤りは錯誤による其行爲を無効とせざるなり即ち手形行爲自體につき之を爲す意思無くして誤まりて爲したるときはのみ之を無効とす但し錯誤が行爲者の重大なる過失に基くときは自ら其手形行爲の

無効を主張し得ず之れ其者が多少の注意を爲さば直ちに誤りを發見し手形行爲を爲さざるを得たるに何等の注意を拂はざりしものなれば其不利益は自ら之を甘受せざるべからざればなり更らに手形行爲は法律の定むる方式に従ひ振出を爲し或は裏書保證を爲すべく引受又は參加引受にありても皆夫々必要の方式（第三章參照）を遵守すべきものなれば最始より方式を誤り或は白地手形が最後まで方式の追完せらるること無きか又は手形の性質と矛盾するが如き文句を挿入せば其手形行爲は無効たり、而して以上の手形行爲を爲す意思無きか錯誤に依るか又は方式と違ふる手形行爲の無効は之を爲したる者の手形行爲のみ他人の手形行爲と關係無く獨り無効にして何人に對しても手形上の責任を負ふこと無し但方式を違ふるが爲めに手形の振出無効なるときは無効手形に爲したる裏書引受保證等其他の手形行爲の同時に無効たるは元より明なり

次に手形行爲者が手形受授の相手方と共謀して實は手形債務を負担する意思無く只表面上債務を負担すべき手形行爲ありたるときは其相手方に對してのみ手形行爲は無効たるも之の事實を知らざる第三者に對しては其手形行爲は有効にして行爲者は手形債務を負担す、手形行爲者が債務負擔の意思無く然かも敢て之を爲すときは手形行爲者の眞意に非ずして之を爲したることを知り又は知り得べかりし相手方に對してのみ其手形行爲は無効なれども其他の者に對しては有効に手形債務發生す之れ錯誤と異なり行爲者は手形債務を負担する意思無きに不拘故意に債務を發生すへき手形行爲を自己の自由の意思に基きて爲したるものにして錯誤の如く手形行爲を爲す意思なくして爲したる行爲が外觀上手形行爲の形式を備ふるに至りしと大に其趣を異にすればなり

（註一）

（四）手形債務は本來獨立性を有し一手形に爲されたる各種の手形行爲は各別々に其運命を決せらるゝと共に原則として手形行爲を爲すに至れる原因即ち手形債務成立の間接原因とは沒交渉なれども既に上述の如く多少の關係なきに非ず取消の場合亦間接原因と因果の關係あり而して手形行爲の取消し得るは詐欺強迫に依りて爲したる手形行

爲及び無能力者の手形行爲之れなり

他人の強迫を受け手形行爲を爲したるときは行爲者に意思の自由無く有形無形に意思の壓迫あり其結果不止得手形行爲を爲すものなれば之に依りて行爲者に手形上の責任を負擔せしむべきに非ず他人の術策に陥り爲めに誤りたる意思決定の下に手形行爲を爲したるは所謂詐欺による行爲なるを以て假令其行爲者に不注意過失の責めありと謂へ全々其行爲上の責任を負擔せしむるは酷なり故に強迫に基き爲したる手形行爲は之を取消すによりて何人に對しても全然手形上の責任消滅すべく詐僞による手形行爲は取消の結果詐欺の事實を知れる者に對してのみ手形上の責任消滅するも之の事實を知らざる第三者に對しては取消の効果無く其手形行爲に因り手形上の責任存在す（註二）

獨立に完全に手形行爲を爲すに因りて手形上の責任を負擔する能はざる無能力者の手形行爲につきては一概に論ずる能はざるを以て以下區別して之を論せん（註三）

甲 未成年者

滿二十歳に達せざる男女を未成年者と謂ひ親權者又は後見人ありて未成年者を教育監督すると共に其財産を管理す、之を未成年者の法定代理人と謂ふ、未成年者は法定代理人に依り處分を許されたる財産に就き又は許されたる營業に關する手形行爲のみ有効に自己の任意に獨立に之を爲し得れども其他の場合に於ける手形行爲は法定代理人の同意を受けて之を爲すか又は法定代理人によりて代理せられてのみ手形行爲を爲し得べし但し他人より手形を讓受け手形上の權利者となるは獨立に任意に爲し得べく之れ權利を得るのみにして義務を負擔せざればなり

未成年者が以上の範圍外に於ける手形行爲につき法定代理人の同意を得ずして之を爲したるときは其未成年者又は法定代理人に於て之を取消し得、親權者又は後見人たる女子が之の同意又は代理を爲すには其手形行爲によりて負擔すべき債務額が未成年者の財産上重要な數額たる限り親族會の同意を経るを要し之の同意無くして爲さば亦

取消し得

乙 禁治産者

心神喪失の常況にある者には申請に依り裁判所は禁治産の宣告を與へ之を後見に附す、禁治産者は精神病者呆痴者等なれば任意に正確に意思決定を爲し得ざるを以て後見人之の者に代はりて手形行爲を爲すべく若し本心に復することありて手形行爲を爲すも本人又は後見人之を取消し得

丙 準禁治産者

準禁治産者とは心神耗弱者聾者盲者及び財産の浪費者にして申請に依り裁判所より準禁治産の宣告を受けたる者を謂ひ其者の財産及び身分上の重要行爲につき保佐人を置き之の者の同意を必要たらしむ、準禁治産者の手形行爲は其者の財産上重要な義務負擔となるべき程度のものたる限り保佐人の同意を要せしめ其同意無くして爲さば其者に於て之を取消し得

丁 妻

妻とは戸籍吏に届出で現に婚姻關係の存続中にある女子を謂ふ妻は女たるが故に無能力なるに非ずして妻たるが故に夫權を尊重し一家の平和を保つ必要上之を無能力と爲したるものなれば一定の行爲につき夫は之に干渉し妻の爲す行爲につき之を許可し又之を許可せざることを得妻の手形行爲は準禁治産者の手形行爲と同しく妻の財産につき重要なる負擔となるべき程度のものたる限り夫の許可を要し夫の許可無くして爲したるときは妻又は夫に於て之を取消し得、但營業を許可せられたる妻が其營業に關する手形行爲を爲し又は夫の許可を得べからざる状況にあるときは獨立に有効に手形行爲を爲し得即ち許可せられたる營業の範圍内又は夫婦の利益相反するとき夫の生死分明ならざるとき又は夫が許可を與え得ざる法律上又は事實上の障害あるとき例へば夫が無能力者たるか夫か妻を遺棄し刑の執行中にある又は瘋癲の爲め監置せられ居るときとの如き之れなり

(五)無効なる手形行爲は當然に成立せざるものにして手形債務の發生なきに反し詐欺強迫又は無能力者の手形行爲は取消し得るに過ぎざれば取消ある迄は有効に手形債務發生し其行爲者は手形上の責任を負担す唯其行爲を爲したる者其他法定代理人夫等に於て之の行爲の相手方に對し其行爲を取消す旨の通知を爲さば之に由りて一旦成立したる手形行爲は他の手形行爲に無關係に初めより無効なりしものと看做され其行爲者は手形上の責任を負はざるに至る例へば未成年者甲が法定代理人の同意を得ずして乙に對し手形を振出し乙は之を丙に裏書讓渡したるに甲又は其法定代理人が甲の振出行爲を取消す旨乙に通知せば甲は最早手形上の責任を負担せず取消の結果甲の振出行爲は始めより無効なりしものと看做さるゝなり乍然形式上振出行爲完成せる手形に裏書を爲したる乙は甲とは無關係に手形上の債務を負ひ丙に對し之を履行する責めあり之れ手形行爲は各獨立して効果を生ずるが故にして詐欺強迫に基く取消も他の手形行爲に對する關係は全く同一にして手形行爲の取消は他の手形上の權利義務に影響を及ぼさざるなり

(六)強迫に基き爲したる手形行爲及び無能力者の手形行爲は取消に依り其行爲者は手形上の總ての權利者に對し手形債務を負担せざるも詐欺に依る手形行爲の取消は詐欺の事實を知れる相手方に對してのみ手形上の責任を負はざるものにして之の事實を知らざる相手方以外の者に對しては取消を主張し手形債務を免がるゝことを得ず即ち詐欺の事實を知らざる手形の所持人に對しては詐欺による手形行爲は完全に其効力を生ずるなり

(七)無効取消の結果如之き手形行爲を爲したる者は手形上の責任を負担せざると共に如之き手形行爲の結果一方に手形を讓渡せる者と他方に物質上の利益を受けたる者とを生じたるとき例へば無能力者が手形の振出を爲し相手方より物品を受け亦は債務を免がれ強迫に依り手形を讓り渡せる如き場合に其手形行爲取消の結果手形債務を負担せず手形行爲が初めより無効なりしものと看做さるゝに至らば之の相手方との間に於

ける取引は無効なれば一方に手形の返還問題と他方に受けたる物品の返還免がれたる債務の復活問題を生ず

手形債務が無効となり其手形行爲無かりしものとなる結果相手方は法律上の原因無くして手形を譲受けたるものなれば自己の手にある限り之を返還せざる可からざるも其者が之を他人に更らに譲渡せば其者に對しては最早返還請求を爲すこと能はず第三者は無効なる手形行爲者以外に尙手形上の債務者を有すべければなり従つて如之き場合には其手形は他人の手に在りて唯無効となりし手形行爲者が手形上の責任を負擔せざるのみとなる

反之其手形行爲者が相手方より受けたる利益は之を返還せざる可からず無効となりし行爲に因り利益を受けたるものなれば法律上の原因無くして相手方の損害に於て受けたる利益として其者の受けたる利益を返還すべく前例に於て物品を返還し免かれたる債務は尙有効に存在する結果となるべし但し無能力者の取消の結果無効となりしと

きに於ては返還義務の範圍之の一般の場合より狭き其無能力者が現に利益を受くる限度に於て返還義務あり既に空費せる部分は返還義務を負はざるものとす(註四)

(八)取消權者が取消し得べき行爲を追認せば完全有效の手形行爲となるべし(註五)

(註一)

民法

第九參條 意思表示ハ表意者カ其眞意ニ非サルコトヲ知リテ之ヲ爲シタル爲メ其效力ヲ妨ケラルルコトナシ但相手方カ表意者ノ眞意ヲ知リ又ハ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシトキハ其意思表示ハ無効トス
第九四條 相手方ト通シテ爲シタル虚偽ノ意思表示ハ無効トス
前項ノ意思表示ノ無効ハ之ヲ以テ善意ノ第參者ニ對抗スルコトヲ得ス
第九五條 意思表示ハ法律行爲ノ要素ニ錯誤アリタルトキハ無効トス但表意者ニ重大ナル過失アリタルトキハ表意者自ラ其無効ヲ主張スルコトヲ得ス

(註二)

民法

第九六條 詐欺又ハ強迫ニ因ル意思表示ハ之ヲ取消スコトヲ得
或人ニ對スル意思表示ニ付キ第三者カ詐欺ヲ行ヒタル場合ニ於テハ相手方カ其事實ヲ知リタルトキニ限り其意思表示ヲ取消スコトヲ得

手形債務の成立 手形債務の無効取消

手形債務の成立 手形債務の無効取消

詐欺ニ因ル意思表ノ取消ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

(註三)

民法

第三條 滿二十年ヲ以テ成年トス

第四條 未成年者カ法律行為ヲ爲スニハ其法定代理人ノ全意ヲ得ルコトヲ要ス但單ニ權利ヲ得又ハ義務ヲ免ルヘキ行為ハ此限リニ在ラス

前項ノ規定ニ反スル行為ハ之ヲ取消スコトヲ得

第五條 法定代理人カ目的ヲ定メテ處分ヲ許シタル財産ハ其目的ノ範圍内ニ於テ未成年者隨意ニ之ヲ處分スルコトヲ得目的ヲ定メスシテ處分ヲ許シタル財産ヲ處分スル亦全シ

第六條 一種又ハ數種ノ營業ヲ許サレタル未成年者ハ其營業ニ關シテハ成年者ト全一ノ能力ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ未成年者カ未ダ其ノ營業ニ堪ヘサル事跡アルトキハ其法定代理人ハ親族編ノ規定ニ從ヒ其許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得

第七條 心神喪失ノ常況ニ在ル者ニ付テハ裁判所ハ本人配偶者四親等内ノ親族戸主後見人保佐人又ハ檢事ノ請求ニ因リ禁治産ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

第八條 禁治産者ハ之ヲ後見ニ付ス

第九條 禁治産者ノ行為ハ之ヲ取消スコトヲ得

第一一條 心神耗弱者聾者啞者盲者及び浪費者ハ準禁治産者トシテ之ニ保佐人ヲ附スルコトヲ得

第一二條 準禁治産者カ左ニ掲ケタル行為ヲ爲スニハ其保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

一 元本ヲ領收シ又ハ之ヲ利用スルコト

二 借財又ハ保證ヲ爲スコト

三 不動産又ハ重要ナル動産ニ關スル權利ノ得喪ヲ目的トスル行為ヲ爲スコト

以下 中 略

前二項ノ規定ニ反スル行為ハ之ヲ取消スコトヲ得

第一四條 妻カ左ニ掲ケタル行為ヲ爲スニハ夫ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

一 第一二條第一項第一號乃至第六號ニ掲ケタル行為ヲ爲スコト

中 略

前項ノ規定ニ反スル行為ハ之ヲ取消スコトヲ得

第一五條 一種又ハ數種ノ營業ヲ許サレタル妻ハ其營業ニ關シテハ獨立人ト同一ノ能力ヲ有ス

第一七條 左ノ場合ニ於テハ妻ハ夫ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス

一 夫ノ生死分明ナラサルトキ

二 夫カ妻ヲ遺棄シタルトキ

三 夫カ禁治産者又ハ準禁治産者ナルトキ

四 夫カ癲癩ノ爲メ病院又ハ私宅ニ監置セラレタルトキ

五 夫カ禁錮一年以上ノ刑ニ處セラレ其刑ノ執行中ニ在ルトキ

六 夫婦ノ利益相反スルトキ

(註四)

手形債務の成立 手形債務の無効取消

民法

第一二一條 取消シタル行爲ハ初ヨリ無効ナリシモノト看做ス但無能力者ハ其行爲ニ因リテ現ニ利益ヲ受クル限度ニ於テ償還ノ義務ヲ負フ

(註五)

民法

第一二〇條 取消シ得ヘキ行爲ハ無能力者若クハ瑕疵アル意思表示ヲ爲シタル者其代理人又ハ承繼人ニ限リ之ヲ取消スコトヲ得

妻カ爲シタル行爲ハ夫モ亦之ヲ取消スコトヲ得

第一二二條 取消シ得ヘキ行爲ハ第一二〇條ニ掲ケタル者カ之ヲ追認シタルトキハ初ヨリ有效ナリシモノト看做ス但第三者ノ權利ヲ害スルコトヲ得ス

第三章 手形債務發生の方式

手形金額支拂及び其他手形上の債務は手形行爲に由りて生じ直接手形行爲を爲したる者又は代理人に依りて之を爲さしめたる者其責任を負担すべく手形行爲には振出裏書引受参加引受及び保證の五種あり各法律の定むる方式に従ひ之を爲すに由りて手形債務成立することは既に再三之を述べたり本章に於ては各手形債務發生の方式と其効果とを研究せんとす、而して其方式は一定の事項を手形に記載することに由り完成するを原則とし手形の複本謄本又は補箋に之を記載し得るは手形の種類と手形行爲の性質に依り相異なるを以て其詳細は下の巻各種手形を研究するに當り之を説明すべく尙手形行爲の方式は法律に一定せられある外行爲者の任意に記載し得べき事項も又法律に明定せらるゝを以て商法手形編に規定なき事項は手形に記載するも手形上の效力を生ぜず其記載にして手形の性質と兩立せざる事項なれば之が爲めに手形を無効たらし

むることあり例へば某が商品を引き渡さば手形金額の支拂を爲すべしと記す如きは手形外の關係を手形上の債務履行の條件とするものにして獨立的有價證券たる手形の性質に反し従つて如之き記載あるに由りて其手形を無効ならしむるの結果を生ずべし深く注意するを要す

第一節 振 出

(一)手形の振出とは手形の發行を謂ふ即ち紙片をして一定種類様式の手形たらしめ之に由りて發行者が手形上の責任を負擔する手形行爲なり而して振出は最始より法定の方式を備ふる手形と方式の一部を缺き後日他人の追完補充に任かせたる白地手形の振出あり共に其發行を爲したる振出人の手を離れ他人の手に歸するに由りて手形は振出の效力を生ず

手形の振出に依り振出人の決定する手形の種類様式とは約束手形小切手爲替手形の

區別及び其細別たる白地手形記名手形無記名手形選擇無記名式手形指名證券たる手形等を謂ふ而して約束手形の振出には手形金額に相當する印紙を貼付すべく爲替手形は金額に無制限に金參錢の收入印紙を貼付するを要し小切手には之の要無し(註一)

(二)手形の振出は手形關係を設定する基本的手形行爲にして他の手形行爲と異なり振出が外觀上振出の方式に違ひ或は方式を缺き又は缺きたる方式の終始追完補充せられざるか或は手形の性質と矛盾する記載ありて結局振出無効とならば振出人手形債務を負擔せざるのみならず之の無効手形に裏書引受保證を爲したる者も皆手形上の責任を負ふこと無し之れ手形に非ざる紙片に署名したるに過ぎざればなり、反之手形の振出が實質上無効たるか或は其債務が取消され振出人手形上の責任を負はざるとき又は方式が事實に符合せざるときと雖も外觀上振出の方式備はらば振出人の責任と無關係に之に爲したる裏書引受又は保證等の手形行爲は有効に成立し皆其責任を負擔すべし

(三)手形の振出に由り振出人は約束手形にありては手形金支拂の義務を負ひ小切手に

ありては支拂擔保義務を負ひ支拂人手形金の支拂を爲さざるとき手形金利息費用を支拂ふべき償還義務あり爲替手形にありては支拂擔保義務を負ふのみならず更らに引受擔保義務ありて支拂人が手形金の支拂を爲すべき旨を手形に表明する引受を爲さざるときは人的又は物的擔保を提供して手形金支拂を確實ならしむるの義務あり詳細は後述す

(四)手形振出の方式は各種手形に依りて異なるのみならず様式の區別ありと雖も一般的に要求せらるゝ正式の方式を掲げ次で各種の様式を有する場合と手形上の效力ある任意の記載事項を概説せむ

- 一 一約束手形の方式
- 二 二約束手形の方式
- 三 一約束手形たるを示す文字
- 四 二手形金額
- 五 三手形金受取人の氏名又は商號

四單純なる支拂の約束

五振出の年月日

六支拂期日

七振出地

八振出人の署名

一 二小切手の方式

一 小切手たるを示す文字

二 小切手金額

三 手形金支拂人の氏名又は商號

四 手形金受取人の氏名若くば商號又は所持人(持參人)に支拂ふべきこと

五 單純なる支拂の委託

六 振出の年月日

七支拂地

八振出人の署名

三爲替手形の方式

一爲替手形たることを示す文字

二手形金額

三手形金支拂人の氏名又は商號

四手形金受取人の氏名又は商號

五單純なる支拂の委託

六振出の年月日

七支拂期日

八支拂地

九振出人の署名

手形が以上の方式に由り振出されたるときは其正則のものなり乍然振出人は變則的に方式の一部を缺きたる白地手形其指圖性を奪ひ手形金受取人のみ支拂を求め得べく手形の裏書移轉を禁止したる指名證券たる手形及び手形金額參拾圓以上の手形に限り手形金受取人と共に其手形所持人(持參人)も亦支拂を受くることを得べき旨を記載したる選擇無記名式又は受取人の記載を省略したる無記名式手形を振出し得べく之に對し正則の手形は受取人の記載あるを以て之を記名式手形とも謂ふ、小切手は金額に制限なく選擇無記名式又は無記名式と爲し得之れ小切手は手形金受取人又は所持人に支拂ふことを記載する當然の結果なり

白地手形は缺けたる方式の追完あるに由りて完全なる手形となるべき性質あるを以て之を有效とし只手形上の権利者が其権利を行使し手形金の支拂を求むるまでに方式の追完せらるゝを要し無記名式手形及び選擇無記名式手形の所持人(持參人)は裏書と謂ふ手形行爲無くして手形上の権利を行使し得之と反對に指名證券たる手形は裏書に

因り移轉し得べき手形の性質を失ひ手形に記載せられたる受取人以外の者が之の手形の讓受到因り手形上の権利を行はんとせば指名債權讓渡の手續に依り受取人より振出人に對する債權讓渡の通知又は振出人が其讓渡を承諾するを要し裏書の方法に由りては移轉し得ざるなり(註二)

(五)手形振出の方式は以上の如しと雖も尙振出人と受取人と同一人たるを得べく支拂人と振出人とも同一人たること亦屢ば行はれ其他方式上種々研究を要するものあるを以て左に方式の各個につき之を略説せむ

(イ)手形金額及び小切手金額
手形は金銭支拂證券たるを以て手形上の権利者が支拂を受くべき金額を明示するを要すされば一手形の數個所に金額の記載あり然かも不同なるときは手形の主要部分に記載せられたるものを以て手形金額又は小切手金額とし之の金額は一定せらるゝを要す従つて利息の記入の如きも支拂期日迄計算上不同を生せず確定せらるゝ場合には一

定金額と稱し得べけれども若し手形金の事實支拂はるゝ日まで日歩二錢を加算すと謂ふ如きは豫め計算上其手形金額何程なりやを確定し難きを以て如之き利息の記入方法は金額の一定を害し其手形は無効なり

(ロ)受取人支拂人の氏名商號又は所持人
手形金受取人又は其支拂人は事實存在せざる者にては妨げ無く通稱雅號の類たると多少の誤記あるとも受取人又は支拂人たるを知り得ば足る而して氏名を以て表示せらるゝも商號を以て表示せらるゝも同一なり

小切手及び爲替手形に於ては振出人と受取人と同一人たるを得べく之を自己指圖亦は自己受手形と謂ひ振出人と支拂人も同一人たるを得之を自己宛手形と謂ひ更らに之の三者を一人にて表示し得べし唯約束手形に自己受又は自己宛手形無し手形の所持人は現に手形を占有する者を謂ひ又持參人も稱せらる

(ハ)單純なる支拂の約束又は委託

手形債務は手形行爲のみに因りて成立し其履行を拒否せんとするには抗辯に制限あり可及的手形の複雑となり流通の敏活を妨ぐる手段方法を除却しありて手形金の支拂につきては支拂を爲す者が條件の成就に依り自ら之を支拂ふべし又は支拂はれ度しと希望せしむる如きことあらば條件の成否如何に依り支拂如何を顧慮するに至る結果取引の迅速簡便を妨げ手形の效用を尠少ならしむるを以て支拂期日に手形を持參して支拂を求むる者には直ちに支拂はるべき爲め約束手形振出人の爲す支拂の約束小切手及び爲替手形支拂人に對する支拂の委託は單純なるを要すとせり即ち支拂につき種々の注文方法を規定するを禁ずされば特殊の條件を記載し某々の事起らば支拂ふべしと謂ふが如き約束又は委託あらば其手形を無効とす之れ一見して如何なる手形たるかを知らしむる爲め約束手形小切手又は爲替手形たる文字を表示するを必要ならしむると同一にして更らに單純の支拂にあらざれば流通を阻害するを以てなり

(二) 振出の年月日

手形に振出日附を記載せしむるは振出人の振出當時の能力を知り支拂停止の前後たるかを判する等に必要にして更らに一覽拂又は一覽後定期拂手形に於ける呈示期間を定むる爲めにも必要なり乍ら振出の年月日は形式上記載あらば足り他の事項と同じく眞實振出の日たるを要せず但し二月卅日の如く曆に認めざる日を記載するは無効なり

(ホ) 支拂地及び振出地

支拂地とは手形金の支拂はるべき地にして振出地とは手形振出の地なり共に市町村の如き最少の行政區域を謂ふされば群馬縣又は東京市神田區表神保町七番地と記載する如きは支拂地又は振出地として不適當なり而して通常之の地は最少の行政區域を意味するものなれば市町村及び北海道の區は之に當たるも三府の區即ち東京市神田區京都市上京區大阪市西區の如き記載は不適當にして必ず東京市又は兵庫縣武庫郡鳴尾村と謂ふ如く記すべく之に反する記載は無効なりとせらる

(ハ) 支拂期日

手形金の支拂を求め得べく之の求めに應じて支拂あるべき手形上の支拂期日は即ち之を満期日と謂ひ事實上手形金の支拂はるゝ日を意味せず、満期日は不定たるべからずして必ず一定するを要すること手形金額に於けると同一なり而して満期日は左の四種を以て一定せるものとす

一 確定せる日

大正十年四月一日の如し之の満期日の手形を定日拂の手形と謂ふ

二 日附後確定せる期間を経過したる日

大正十年三月一日より後一箇月とする如し之を日附後定期拂の手形と謂ふ

三 一覽の日

支拂を求むる爲めに手形を呈示したる日にして振出日より一箇年内又は振出人の定めたる振出日附より一年以内の指定期間内に支拂を求むべきものにして一覽拂の手形と謂ふ

四 一覽後確定せる期間を経過したる日

一覽後三十日拂とする如し振出日附より一年内又は振出人の指定したる一年以内の期間内に手形を呈示して一覽の日を確定し之日より三十日に當る日を以て満期日と爲すなり其經過したる日とは期間の末日を意味す之を一覽後定期拂の手形と謂ふ

手形の支拂期日たる満期日は以上の四種に限る而して小切手には満期日の必要無きも約束手形及び爲替手形には之が記載を爲すべく若し之を缺かば其手形を無効とせずして之を一覽拂の手形とし一覽の日を以て満期日とす

期間の計算は民法の規定に従ひ初日を算入せず翌日を第一日として期間の末日の終了を以て全期間とし週月年を以て期間を定めたるときは曆に従ふべく週月又は年の始めより期間を起算せざるときは其期間は最後の週月又は年に於て其起算日に應當する日の前日を以て満了すべく應當日無きときは其月の末日を以て満期日とす但し期間の

末日が大祭日、日曜日其他の休日に當たるときは其日に取引を爲さざる慣習ある場合に限り期間は其翌日を以て満了するものとす

(ト)振出人の署名

振出人の署名は氏名商號にて表示し得る外雅號通稱をも使用し得べく常に自署又は記名捺印に依るべく數人が振出人ならば手形行爲の獨立性よりして各自獨立に全責任を負ふ之等の事は他の手形行爲に於ても同一なり(註三)

(六)手形行爲を爲すに當たり手形編に規定無き事項は之を手形に記載するも其效力無きも左の事項は振出人有效に之を記載し得

- 一 豫備支拂人
- 二 支拂人の肩書地
- 三 支拂擔當者
- 四 支拂の場所

五裏書の禁止

六引受の爲めにする呈示期間

七引受の呈示を爲すべき旨の記載

八支拂の爲めにする呈示期間

九支拂地、振出地

十支拂拒絶證書作成の免除

十一複本たることを示すべき文字

右任意に有効に記載し得べき事項は各種手形に依り相違あり此處に説明するは却つて了解を容易ならしめざるを以て其詳細は後述せむ

(七)最後に約束手形及び爲替手形に於て其無記名式に關し議論あり吾人は振出方式に於て受取人の記載を缺く金額三十圓以上なるとき總て之を無記名式と爲し手形持參人又は所持人に支拂を爲す旨の記載無くも手形金の支拂を爲す旨記載あらば無記名式な

るに妨げ無きものなりと主張するに對し手形文句中右金額甲殿又は其指圖人に支拂云々の記載中甲なる人の氏名又は商號を省略し之を記載せず此處を空白のまゝと爲し單に殿又は其指圖人とあらば之れ無記名式にあらず選擇無記名式にもあらず振出方式違反にして其補充無き限り無効なりとの議論あり甲殿又は其指圖人とあらば記名式たるべく甲を記載せずとも殿又は手形持參人に支拂云々とあらば無記名式として有效たり得るも甲の記載無くして其指圖人とある文句にては何人の指圖人なるや手形の方式上判断するを得ず如之きは結局手形金の支拂を受くる者無きを以て無記名式たらず無記名式たるには受取人の記載無きとき其手形所持人又は持參人支拂を受くるものにして所持人又は持參人なる文句を要す之れ選擇無記名式及び無記名式小切手に所持人に支拂ふべき文句を必要とする點より亦約束手形及び爲替手形に之を必要と爲し受取人の記載無くして單純に其指圖人に支拂云々とあるは違式の振出として無効たりと謂ふ吾人は之の說の誤まれるを信するも如之き裁判あるを以て注意を要す本來振出の

方式には受取人の記載は勿論約束手形にては單純に支拂を爲すべき旨爲替手形にては單純なる支拂の委託文句を必要事項とし之の兩種の手形に於て金額三十圓以上のものに限り之を無記名式と爲すことを得との規定あるよりすれば之の無記名式と云ふ意味は單純に受取人の氏名又は商號を記載せざることを謂ふものと解せざる可からずと信ず敢て受取人を記載せざるとき其手形の所持人云々と所持人又は之の代はりに持參人なる文句の必要無しと考ふ従つて吾人は受取人の氏名又は商號の記載無きとき其指圖人に又は所持人に云々との記載如何により之を無記名又は違式なりとするに反對するなり

(註一)

印紙税法

第三條約束手形ニ關シテハ一通毎ニ其記載金額ニ應ジ左ノ印紙税ヲ納ムヘシ

金額二百圓以下ノモノ 印紙税 三十 錢

金額千圓以下ノモノ 印紙税 五 錢

手形債務の發生方式 振 出

手形債務發生の方式 振 出

金高五千圓以下ノモノ	印紙税	十	錢
金高一萬圓以下ノモノ	印紙税	二十	錢
金高二萬圓以下ノモノ	印紙税	五十	錢
金高三萬圓以下ノモノ	印紙税	一	圓
金高五萬圓以下ノモノ	印紙税	二	圓
金高十萬圓以下ノモノ	印紙税	四	圓
金高十萬圓ヲ超ユルモノ	印紙税	七	圓

第四條 左ニ掲グル証書帖簿ニ關シテハ一通毎ニ帖簿ハ一冊一年以内ノ附込ニ對シテ下ニ定ムル所ノ印紙税ヲ納ムヘシ

一爲替手形 印紙税 三 錢

第五條 左ニ掲グル証書帖簿ニ關シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス

一小切手

(註一)

第四四九條 爲替手形ハ其金額三十圓以上ノモノニ限リ之ヲ無記名式ト爲スコトヲ得

第四四九條ノ二 振出人ハ爲替手形ニ受取人ノ氏名又ハ商號ト共ニ其爲替手形ノ所待人カ支拂ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ヲ記載スルコトヲ得

前項ノ爲替手形ハ無記名式ノモノト全一ノ効力ヲ有ス

第四四九條ノ三 第四四九條ノ規定ハ前條第二項ニ定メタル爲替手形ニ之ヲ準用ス

第四五五條 爲替手形ハ其記名式ナルトキト雖モ裏書ニ依リテ之ヲ讓渡スコトヲ得但振出人カ裏書ヲ禁スル旨ヲ記載シタルトキハ此限ニ在ラス

民法

第四六七條 指名債權ノ讓渡ハ讓渡人カ之ヲ債務者ニ通知シ又ハ債務者カ之ヲ承諾スルニ非サレハ之ヲ以テ債務者其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

前項ノ通知又ハ承諾ハ確定日附アル証書ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ以テ債務者以外ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

(註三)

第四四六條 爲替手形ノ主タル部分ニ記載シタル金額カ他ノ部分ニ記載シタル金額ト異ナルトキハ主タル部分ニ記載シタル金額ヲ以テ手形金額トス

第四四七條 振出人ハ自己ヲ受取人又ハ支拂人ト定ムルコトヲ得

第四五〇條 満期日ハ左ニ掲ケタルモノノ一タルコトヲ要ス

一 確定セル日

二 日附後確定セル期間ヲ經過シタル日

三 一覽ノ日

四 一覽後確定セル期間ヲ經過シタル日

第四五一條 振出人カ爲替手形ニ満期日ヲ記載セサリシトキハ一覽ノ日ヲ以テ其爲替手形ノ満期日トス

民法

手形債務發生の方式 振 出

第一四〇條 期間ヲ定ムルニ日週月又ハ年ヲ以テシタルトキハ期間ノ初日ハ之ヲ算入セス但其期間カ午前零時ヨリ始マルトキハ此限ニ在ラス

第一四一條 前條ノ場合ニ於テハ期間ノ末日ノ終了ヲ以テ期間ノ滿了トス

第一四二條 期間ノ末日カ大祭日日曜日其他ノ休日ニ當タルトキハ其日ニ取引ヲ爲ササル慣習アル場合ニ限リ期間ハ其翌日ヲ以テ滿了ス

第一四三條 期間ヲ定ムルニ週月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從ツテ之ヲ算ス

週月又ハ年ノ始ヨリ期間ヲ起算セサルトキハ其期間ハ最後ノ週月又ハ年ニ於テ其起算日ニ應當スル日ノ前日ヲ以テ滿了ス但月又ハ年ヲ以テ期間ヲ定メタル場合ニ於テ最後ノ月ニ應當日ナキトキハ其月ノ末日ヲ以テ滿了期日トス

手形
第一四三條
期間ヲ定ムルニ週月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從ツテ之ヲ算ス

週月又ハ年ノ始ヨリ期間ヲ起算セサルトキハ其期間ハ最後ノ週月又ハ年ニ於テ其起算日ニ應當スル日ノ前日ヲ以テ滿了ス但月又ハ年ヲ以テ期間ヲ定メタル場合ニ於テ最後ノ月ニ應當日ナキトキハ其月ノ末日ヲ以テ滿了期日トス

第二節 裏書

(一) 裏書なる手形行爲は一面手形債務を負擔する爲めに行はるゝも他面手形所有權移轉の爲めにも行はれ之の二種の目的が合一的に又は分離的に存在するを以て他の手形行爲と異なり其性質稍や複雑なり而して裏書の本來の作用は手形に裏書を爲したる者即ち裏書人が手形金支拂其他之に關連せる手形上の債務を負擔すると共に手形所有權を讓渡し之に由りて裏書を受け手形を讓受けたる者が手形に表彰せられたる手形上の權利を原始的に取得するものにして従つて裏書を爲す者は手形上の權利者として現に手形を所持する者たるべく裏書を受けたる者は直接裏書に依りて手形上の總ての義務者に對し裏書人より權利の移轉を受けず裏書人の權利と無關係に手形上の權利を取得し恰かも振出人が手形外の債務と無關係に振出に依り手形債務を負擔する如く裏書を受けたる者は獨立的に手形上の權利を取得するなり但し之の原始的に取得するは手形

上の権利にして手形所有権は裏書人より承継的に裏書人の手形所有権を譲り受くるものなり唯其例外を爲し手形所有権を原始的に取得し裏書人の所有権を其儘譲り受くるに非ざる場合は僅に裏書人の手形所有権者に非ざるを知らず又は手形譲渡の能力無きを知らずして之を譲受け然かも多少の注意を拂ひたるも尙之の事實を知らざりし場合にのみ限り裏書人の手形所有権の有無に不拘原始的に其所有権を取得し之に由りて同時に手形上の権利を原始的に取得するものなり

(二)裏書の方式に二種あり即ち裏書を爲さんとする裏書人が手形又は補箋(附箋)と同意義にして手形に追加せる用紙を謂ふ)に裏書を受くる者即ち被裏書人の氏名又は商號及び裏書の年月日を記載し之に署名して成立する記名式裏書と手形又は補箋に裏書人署名するのみに由りて完成する無記名式裏書(白地裏書)之れなり記名式に年月日の記載無くば方式違反の爲め其裏書は無効なれども白地裏書に年月日を記入するも其記載無きものと同じく之を有効とす裏書は手形又は補箋に爲すべきものなれども爲替手

形に限り其原本にも之を爲すことを得べし(註一)

裏書は他の手形行爲と同じく其有効無効を判断するに當り單に形式的外觀上の記載を以てするものなれば人格者の表示あれば足り其眞僞に開せず年月日も亦形式上あらば足る従つて多少の誤字脱字通稱雅號も其人を表示し得れば充分なり唯曆に認めざる年月日を記載せば其記載無きと同一の結果を生ずべし而して裏書人被裏書人とも形式上別人格者の表示を要するを以て例へば支店の如きは單に主人の營業所にして支店なる人格の存在するものに非ざれば同一主人に於ける支店間の裏書又は同一本支店間に於ける裏書は無効にして他人より支店に宛てたる裏書の如きは其本店を表示するものとしてのみ有效なり

(三)裏書は記名式無記名式の混在することあり而して如何なる場合に於ても手形の裏書は記名手形の受取人が先づ第一の裏書人となりて記名式又は無記名式裏書を爲すべく記名式裏書の被裏書人は之と同一氏名又は商號に於て第二の記名式又は無記名式裏

書を爲し得べく順次如之び之無記名式裏書を受けたる者は更らに記名式又は白地裏書を爲し得べく此際其裏書人は自己を先きの裏書の被裏書人と記入するも亦記入せざるも其自由なり以下順次之と同一方法により裏書を爲し得

手形は通常指圖性を有し特に振出人に依りて手形に裏書禁止の旨記載せられざる限り裏書に由り轉帳し以て其流通性を全ふせしむれば記名式手形と異なり受取人の記載無き無記名式手形にありては裏書を用ゐずして轉帳し得べく尙其手形の性質は振出人のみ之を決定し得るものなるを以て無記名式手形には裏書無きを本則とす但し振出人より無記名式手形を受取りたる者が任意に自己を受取人と記入し裏書を爲し之を他人に移轉せば其裏書に依り手形を取得したる者は之を受取人の記載ある所謂記名式手形の裏書として有効に其手形を取得し其権利を行使し得更らに裏書を爲し得べし即ち振出人は無記名式手形なりしことを立證して其請求を拒否し得られざるなり(註二)

(四)裏書の方式は記名式又は白地裏書の二種あり之の方式にて完全するものなれど唯

裏書に依りて手形を譲受けたる者が手形債務者に對し手形上の権利を主張し其義務の履行を求むる権利者たるには裏書の個々の方式が完全なるのみならず更らに其前後に系統ありて裏書の連続することを必要とす即ち第一裏書は手形の受取人が外觀上形式的に同一氏名又は商號を以て裏書を爲すべく被裏書人が裏書を爲すに當りても被裏書人として表示せられたると同一氏名商號を以て之を爲すを要す被裏書人として商號を以て表示せられ自ら裏書を爲すに當り氏名を以てする如きは裏書の連續を缺くものにして之の裏書後の手形取得者は手形上の権利を取得せざるなり但し連續とは同一名稱たるを要すと雖も多少の誤字脱字ありとも被裏書人が裏書を爲したるものとして其人格の同一を認め得る程度の相違は有効なり而して白地裏書あるときは其次の裏書人は先きの白地裏書によりて手形を取得したるものと看做され特に自己を白地裏書に被裏書人と記載し記名式裏書となさざるも尙裏書連續あるものとする又抹消したる裏書あれば裏書連續につきては其抹消部分の記載無きものとして觀察せらる

裏書の効力が其方式の不完に依りて決定せらるゝ如く裏書の連続も亦外觀上に於てのみ決定せられ實質上同一人を表示するものと雖名稱を異にして被裏書人が裏書を爲さば裏書の連続を害す従つて連続を缺きたる以後の手形所持人は手形上の権利を取得せざるなりされば被裏書人死亡し相續人其手形の裏書を爲さんとせば自己の署名の肩書に被裏書人の相續人たることを記載するを要す(註三)

(五)記名式裏書又は白地裏書に依りて裏書人は手形金支拂の擔保義務を負ひ爲替手形の裏書人は更らに尙引受擔保義務を負擔するを原則とす即ち手形上支拂を爲すべき者又は支拂の指定を受けたる者が手形金の支拂を爲さざるとき所持人の請求に應じ之を支拂ふ責任あり爲替手形の支拂人引受を爲さざるとき支拂を確實ならしむる爲め人的又は物的擔保を設定する義務あり尙其詳細は後述す

(六)裏書は手形債務負擔と手形所有權の移轉とを包括する手形行爲として記名式又は無記名式を正則的のものと爲せども尙之の裏書に他の記載を附加するに依り又は裏書

の時期に従ひ之と目的作用を異にする種々の體様効果あり取立委任裏書戻裏書支拂拒絶證書作成期間後の裏書無擔保及び裏書禁止裏書之れなり以下順次之を略説せむ(註四)

(イ)取立委任裏書

手形所持人は自己が手形上の權利を直接行使せずして他人に其權利を行使せしむる爲め取立を委任する旨の附記を爲して記名裏書を爲すことあり手形の支拂地遠隔なるとき其の如き其例多し取立委任裏書の裏書人は被裏書人を自己の代理人と爲すものなれば自ら手形上の責任を負擔すること無く被裏書人は手形所有權を取得せず只其委託の範圍内に於て取立を爲すに過ぎざれば手形債務者に於ては之を同一人として抗辯の對抗を爲し得べく被裏書人は同一目的の爲めに更らに他人に取立を委任する爲め同一裏書を爲し得抗辯につきては手形の故障と救済の章を参照すべし

(ロ)戻裏書

既に手形上の債務者となり居る手形行爲者に對し更らに之の者を手形上の權利者と

爲すため之の者に宛てたる裏書を戻裏書と謂ふ戻裏書は手形上の権利と義務とが同一人に歸するものなれば本來混同の規定に由りて手形上の債權債務消滅すべき筈なれども手形には多數の關係者あり流通の範圍を廣からしむる爲め手形債務者が戻裏書を受け手形上の権利者と爲りしとき其權利義務を消滅せしめずして其者は自己が曩きに手形行爲を爲すに當り手形上の権利者たりし地位にありしときに於て既に存在せる手形債務者に對して手形上の権利を行使し得べし即ち以前の手形行爲を標準として其前者に對しては權利を有するも其後者に對しては自己は債務者たる關係にあるを以て戻裏書を受くるも之の時を標準とする後者には手形上の權利を取得せず戻裏書の被裏書人は之如き關係にて尙手形上の権利者たれば更らに有効に其手形を裏書讓渡し得従つて振出人引受人又は裏書人が裏書に依り手形を讓受けたるとき更らに裏書によりて之を讓渡し得べし

(ハ) 支拂拒絶證書作成期間後の裏書

手形は満期日に手形と引換に手形金の支拂あるべきを本則とす而して若し手形所持人が之の支拂期日に支拂要求の呈示を爲すも支拂を得ざるときは原則として一定期間内に之の事實を證明すべき拒絶證書を作成し以て手形債務者に對する手形上の權利を保全するを要す之の保全手續を怠るときは所持人は全く手形上の權利を失ふか或は一定の人に對し之の權利を失ふの不利益を蒙むる然かも拒絶證書は一定の方式に従ひ一定の期間内に執達吏又は公證人之を作成すべきものにして手形にのみ特有の公正證書なり拒絶證書の内支拂拒絶證書とは手形面上の支拂期日即ち約束手形及び爲替手形の満期日後休日を算入せざる二日内小切手にありては振出日附後十日内に支拂要求の呈示を爲すも支拂を得ざりしとき之の事實を證明する拒絶證書を謂ひ必ず之の期間内に作成せらるべきものなり従つて之の期間を経過して所持人が裏書を爲さば支拂拒絶證書作成の有無を問はず其の効力は制限せられ之の裏書に依り手形所有權は完全に移轉せらるゝも被裏書人は原始的に手形上の權利を取得せず僅に裏

書人の有したる手形上の権利のみを承継し然かも之の裏書人は其裏書に依りて手形債務を負担せず即ち支拂拒絶證書作成の期間を経過して裏書人より裏書に依り手形を譲受けたる者は其裏書人の前者に對し裏書人の有したる権利を其儘譲受くるを以て手形上の債務者は裏書人に對抗することを得べき抗辯を使用して之の手形譲受人に對抗し義務の履行を拒絶し得べし尙其詳細は償還の請求及び手形抗辯を説くに從ひ明瞭すべし

(ニ) 無擔保裏書 裏書本來の作用は手形債務を負担すると共に他人をして手形所有權の譲受に由り原始的に手形債務者の總員に對する手形上の権利を取得せしむるものなれども之と異なり裏書人が特に手形上の責任を負はざる旨を記載して記名式又は白地裏書を爲すときは之の裏書に依り手形を取得したる者は之の裏書人以外の債務者に對してのみ手形上の権利を原始的に取得し之の裏書人は手形上の債務を負担する事無く最も稀

れにのみ行はるゝものなり

(ホ) 裏書禁止裏書

手形振出人が裏書を禁止せば手形の指圖性失はれ其移轉は民法指名債權讓渡の手續きにより恰かも貸金債權を讓渡するが如き方法を探るべきのみなるに反し裏書人が裏書を爲すに當り爾後其手形に裏書を禁止する旨を記載するときは手形の指圖性を失ふこと無く之の記載あるも其手形を更らに裏書讓渡し得れども唯之の記載を爲したる人の責任制限せらるゝ結果を生じ之の裏書人は單に自己の爲したる裏書の被裏書人に對してのみ裏書に依りて本來生ずる手形上の債務を負担するに過ぎずして其被裏書人の後者に對しては手形上の責任を負担すること無し

(註一)

第四五七條 裏書ハ爲替手形其贈本又ハ補箋ニ被裏書人ノ氏名又ハ商號及ヒ裏書ノ年月日ヲ記載シ裏書人署名スレニ依リテ之ヲ爲ス
裏書ハ裏書人ノ署名ノミヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ爾後爲替手形ハ引渡ノミニ依リテ之ヲ讓渡スコトヲ得

(註二) 第四五五條 爲替手形ハ其記名式ナルトキト雖モ裏書ニ依リテ之ヲ讓渡スコトヲ得但振出人カ裏書ヲ禁ズル旨ヲ記載シタルトキハ此限ニ在ラス

(註三)

第四六一條 裏書人カ其署名ノミヲ以テ裏書ヲ爲シタルトキハ所持人ハ自己ヲ其被裏書人ト爲スコトヲ得
第四六四條 裏書アル爲替手形ノ所持人ハ其裏書カ連續スルニ非サレハ其權利ヲ行フコトヲ得ズ但署名ノミヲ以テ爲シタル裏書アルトキハ次ノ裏書人ハ其裏書ニ因リテ爲替手形ヲ取得シタルモノト看做ス
抹消シタル裏書ハ裏書ノ連續ニ付キテハ其記載ナキモノト看做ス

(註四)

第四五六條 振出人引受人又ハ裏書人カ裏書ニ依リテ爲替手形ヲ讓受ケタルトキハ更ニ裏書ニ依リテ之ヲ讓渡スコトヲ得

第四五九條 裏書人ハ裏書ヲ爲スニ當タリ手形上ノ責任ヲ負ハサル旨ヲ記載スルコトヲ得

第四六〇條 裏書人カ裏書ヲ爲スニ當タリ爾後裏書ヲ禁スル旨ヲ記載シタルトキハ其裏書人ハ被裏書人ノ後者ニ對シテ手形上ノ責任ヲ負フコトナシ

第四六二條 支拂拒絕證書作成ノ期間經過ノ後所持人カ裏書ヲ爲シタルトキハ被裏書人ハ裏書人ノ有シタル權利ノミヲ取得ス此場合ニ於テハ其裏書人ハ手形上ノ責任ヲ負フコトナシ
第四六三條 所持人ハ裏書ニ依リテ爲替手形ノ取立ヲ委任スルコトヲ得此場合ニ於テハ裏書ニ其目的ヲ附記スルコトヲ要ス
前項ノ場合ニ於テ被裏書人ハ同一ノ目的ヲ以テ更ラニ裏書ヲ爲スコトヲ得

第三節 引受と參加引受

(一) 引受及び參加引受は爲替手形にのみ特有の手形行爲にして手形金の支拂を委託せられたる支拂人及び豫備支拂人等が手形金の支拂を爲す義務を負ふべき手形行爲なり爲替手形の支拂人が手形所持人より引受の爲めにする手形の呈示を受け手形に引受を爲さば之に由りて確定的債務者となり其責任關係は約束手形振出人と全く同一なり従つて其責任の内容は約束手形を研究せば稍や明瞭となるべく其詳細は下の卷爲替手形に於て之を論じ此處には簡單に其方式を研究し本書の通讀に使せんとす引受とは異なるれども之と類似せる參加引受は本邦に於て殆んど行はるゝこと少なきを以て之れ又簡單に略說せむ

(二) 引受とは爲替手形の支拂人が自ら責任者の地位に立ちて手形金を満期日に支拂ふべき債務者となることを手形に表明し之に由りて手形外に於ける振出人との關係と離

れて爲替手形の當面の支拂義務者となる手形行爲を謂ひ其方式は爲替手形に引受の旨を記載し或は其旨を記載せずして支拂人が署名するに由り成立す而して署名に當たりてや必ず手形に支拂人として表示せられたると同一の氏名又は商號を以て之を爲すを要し之に依りて支拂人は引受人と稱せらる爲替手形は小切手と同じく支拂期日たる満期日に手形所持人の請求に應じ手形金の支拂を爲すべき義務者存在せず振出人及び裏書人は支拂人が支拂を爲さるとき初めて支拂を爲すべき支拂擔保義務者に過ぎず然れば爲替手形の所持人は支拂期日前支拂人が果たして支拂を爲すや否やを確かめ置くを便利とすべく一覽後定期拂及び振出人に由りて支拂期日前引受の爲めにする呈示を爲すべき旨記載せられたる爲替手形にありては支拂人に引受を求むる爲め手形を呈示する必要あり如之くして所持人が支拂人に引受の爲めにする手形の呈示を爲すも支拂人は引受義務者に非ざるを以て引受を爲すと否とは其自由なり振出人對支拂人間に於ける手形外の關係上之を爲す義務あるときと雖も之の關係は手形上何等の効果無し

されば支拂人は單純に署名を爲すか又は引受の旨を記載して署名せば手形の満期日に手形金全額支拂の義務を負ふを以て全額の支拂責任を欲せざるときは手形金額の一部のみの引受を爲し得べし即ち金何圓也の引受を爲すと明示して引受を爲し得一部の引受あらば手形満期日に其引受金額のみの支拂責任を負擔するなり
(三)爲替手形の所持人は支拂人の營業所又は住所居所に於て支拂人の同意あらば其他の場所に於て爲替手形を支拂人に呈示して引受を求むべく支拂人が其求めに應じて之と同一氏名又は商號に依り引受の旨を記載し或は之を記載せずして署名せば之に由り引受成立すると共に特に引受金額を明示せざるときは手形金全額を満期日に支拂ふべき爲替手形の第一次の債務者となる而して引受年月日の記載は必要に非ざれども一覽後定期拂の爲替手形に限り之の年月日を記載するを便宜とす而して支拂人が上述の方式と異なり支拂人として記載せられある名稱と異なる氏名商號を以て引受を爲さば假令其實質は同一なるにせよ引受とならず其手形行爲は無効なり但し同一たるを認識

し得る程度に於ての誤字略字は有效なり

引受なる手形行爲は他の手形行爲と同じく其行爲のみに依りて手形上の責任を負担し引受を爲すに至れる原因と直接相關せざるを原則とするを以て支拂人が其引受を爲すに當たり責任負擔の條件を附し又は支拂地を變更する如く引受自體が單純に非ざるときは引受人が果たして引受を爲す意思ありしや否やを知る能はず流通證券として獨立的に債權債務を生せしめ取引の敏活を謀る目的に反するを以て如之き不單純の引受は之を引受と爲さず支拂人が引受を拒絶したるものと看做され之に由り引受無き手形として取扱はるべきも尙其者の意思を尊重し其支拂人の爲したる引受文言に従ふ責任を負担せしむ従つて單純ならざる引受は引受としては無効なるも尙手形上其文言に依る責任發生するものなり(註一)

(四)爲替手形の振出人及び裏書人の債務は潜在的に存在し支拂人又は引受人満期日又は其後休日を算入せざる二日間内に支拂を爲さざるに由り現實に其支拂を爲すべきも

のなり而して支拂人は振出人に依りて支拂を手形上委託せられたるに過ぎず元より債務者に非ざれば手形所持人よりすれば支拂人が委託を受けたる事實を知らざることあるべく支拂を危険視しつゝ手形を流通せしめんよりは支拂人に引受を爲さしめ満期日に支拂の確實性を多からしむるを得策とすべし従つて爲替手形の所持人は何時にても支拂人に對し引受の爲めにする呈示を爲し以て其引受を求め得べく所持人が引受を求むること及び支拂人が引受を爲すことは共に其者の自由たり乍然一覽後定期拂の爲替手形にありては支拂期日を定むる爲めに必ず一定期間内に引受を求むるを要し又振出人が引受を求むる爲め支拂人に呈示を爲すべき旨を記載したる爲替手形も亦必ず一定期間内に支拂人に對し引受を求むべく所持人が一定期間内に呈示を爲し引受を求めざるか又は支拂人が引受を爲さざるとき或は引受の日附を記載せざるとき引受拒絶證書を作成し以て之の事實を明確ならしむるを要し之の拒絶證書の作成なくば引受人以外の手形債務者に對する手形上の權利消滅の不利益を生ず詳細は後述す(註二)

(五)引受人は振出人及び裏書人が有効の任意記載を爲し得る如く其引受到に當たり引受の旨及び引受金額を記載するを得るのみならず其爲替手形に支拂地に於ける支拂の場所支拂擔當者及び引受の年月日を記載し得べし

支拂の場所とは支拂地内に於ける現實の支拂の場所を謂ひ支拂地は最少の行政區劃を謂ふを以て支拂場所の記載無きときは支拂人の肩書地若し之れ無くば其者の營業所住所に於て支拂を爲すべきものにして特に其記載無きときは手形面上支拂を求むべき場所判然せず故に例へば支拂地東京市とある外引受人が支拂の場所として株式會社第一銀行本店又は東京市神田區表神保町七番地と記載せば其記載したる場所に於て支拂を爲すこと明かにして相互に便宜なり通常前者の如き記載あらば第一銀行と引受人との當座勘定ある爲の引受人の爲めに第一銀行支拂を爲すべく其效力は引受人が自身第一銀行本店構内に於て支拂を爲すこととなり後者の如き記載は引受人の營業所又は住所居所なれば其場所にて本人支拂を爲すこととなり既に其手形に支拂場所の記載あらば

之と異なる支拂場所を記載する能はざるは謂ふ迄も無きことなり而して支拂場所を記載し得る者は約束手形の振出人爲替手形の振出人及び引受人に限り小切手に適用無し

支拂擔當者とは手形金の支拂を爲す者に代はりて手形金の支拂を爲す者と指定的に記載せられたる者なり之を指定し得る者は約束手形の振出人爲替手形の振出人及び引受人に限り約束手形の支拂擔當者は振出人に代はり爲替手形の支拂擔當者は支拂人又は引受人に代はり其代理人たる地位に於て支拂を爲すものなり従つて支拂擔當者として支拂地内に於ける或る者を記載しあらば手形所持人は先づ其者に支拂を求むるを要し其支拂無きとき其代理的關係に於ける本人に支拂を求むべきものなり如是き關係にあるを以て支拂場所と同じく支拂擔當者は必ず支拂地域内にある者に限り之を指定し得べし而して支拂場所第一銀行本店と支拂擔當者第一銀行本店と記載するとは其結果に於て前者は銀行構内にて自身支拂を爲す場所たるに後者は支拂を爲す者の代理人たる地位に於て法人たる銀行が支拂を爲すこととなるなり一は場所他は人たり

(六) 參加引受は引受に非ず爲替手形支拂人が引受を爲さざるか又は引受人破産の宣告を受け相當の擔保を供せざるときに於て手形債務者の引受擔保義務を消滅せしむる爲めに行はれ支拂人手形金の支拂を爲さざるとき手形金額及び費用を支拂ふ義務を負担すべき意思を手形に表明する手形行爲にして其性質效果全く引受と異なる、參加引受到於ては或る特定の手形債務者の爲めに引受擔保義務を消滅せしめ其者の後者の爲めに償還義務を免がれしめんとするものにして之の特定の債務者を被參加人と謂ひ參加引受を爲す手形行爲者を參加引受人と謂ふ、引受到ありては之に由りて爲替手形上の第一次の責任者確定し引受人の支拂あるに由りて全手形關係消滅するに反し參加引受到ありては特定の手形債務者及び其後者のみの引受擔保義務消滅し其參加引受人の支拂に由りては全手形關係消滅せず尙一定の範圍に於て手形の活動を爲す唯此處には便宜上同時に説明するに過ぎず乍然參加引受も亦引受の一種なりと爲す者あり重要に非ざれば略す

(七) 參加引受の方式は豫備支拂人及び其他の者が爲替手形に參加引受を爲す旨を記載し參加引受を爲す者が署名するに由りて成立す而して參加引受の利益を直接受くべき被參加人を明示せざるときは振出人の爲めに其參加引受ありたるものと看做され手形上の全債務者參加引受の利益を受くべし

參加引受あらば被參加人及び其後者は擔保設定の義務を免がれ却つて被參加人は前者に對して人的又は物的擔保を請求し得べく參加引受人は支拂人が手形金額の支拂を爲さざるとき被參加人の後者に對し支拂あらざりし手形金額及び費用を支拂ふ義務を負ひ其支拂に由りて引受人被參加人及び其前者に對する手形上の權利を取得し之の範圍に於て償還請求の問題を生ず後述せむ(註二)

豫備支拂人とは約束手形の裏書人が爲替手形の振出人及び裏書人が手形の満期日に手形金の支拂あらざるとき直ちに自己の支拂擔保義務の追求せらるゝ危険を防ぐ目的を以て自己に對する請求を爲す前一應之に引受を求め又は支拂を求むることを必要なら

しむる爲め振出裏書に當たり豫備支拂人として手形に指定したる者を謂ふ、豫備支拂人は單に指定的に記載せられたるに過ぎざるを以て之が引受を爲し又は支拂を爲すと否とは全く其自由なり但爲替手形に於て其参加引受あらずば参加引受人としての手形上の義務を負ふべく之を手形所持人の側よりすれば豫備支拂人の記載ある手形に於ては満期日に支拂を得ざりしとき前者に對して償還請求を爲す順序と利害に大なる關係を有す償還の請求及び下の卷に於て之を詳説せむ

(註一)

第四六八條 引受ハ爲替手形ニ其旨ヲ記載シ支拂人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス
支拂人カ爲替手形ニ署名シタルトキハ其引受ヲ爲シタルモノ看做ス

第四六九條 支拂人ハ手形金額ノ一部ニ付キ引受ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ヲ除ク外支拂人カ爲替手形ノ單純ナル引受ヲ爲ササリシトキハ其引受ヲ拒絕シタルモノト看做ス但引受人ハ其引受ノ文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ

第四七〇條 支拂人ハ爲替手形ノ引受ニ因リ満期日ニ於テ其引受ケタル金額ヲ支拂フ義務ヲ負フ

(註二)

第四六五條 所持人ハ何時ニテモ爲替手形ヲ支拂人ニ呈示シテ其引受ヲ求ムルコトヲ得

(註三)

第五〇三條 参加引受ハ爲替手形ニ其旨ヲ記載シ参加引受人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス

第五〇五條 参加引受人ハ支拂人カ手形金額ノ支拂ヲ爲ササル場合ニ於テ被参加人ノ後者ニ對シ支拂アラサリシ手形金額及ヒ費用ヲ支拂フ義務ヲ負フ但所持人カ支拂拒絕證書作成ノ期間内ニ支拂ヲ求ムル爲メ爲替手形ヲ参加引受人ニ呈示セサルトキハ参加引受人ハ其義務ヲ免ル

第五〇六條 爲替手形ノ所持人其他被参加人ノ後者ハ参加引受ニ因リテ擔保ヲ請求スル權利ヲ失フ

第五〇七條 被参加人ハ其前者ニ對シテ擔保ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ第四七六條乃至四七九條ノ規定ヲ準用ス

第五一三條 参加支拂人カ支拂ヲ爲シタルトキハ引受人被参加人及ヒ其前者ニ對スル所持人ノ權利ヲ取得ス

第四節 保證

(一) 一般債務の保證とは主債務あり其辨濟を確保する爲めに之に従屬する義務を設定し主債務が其内容を實現せしめられず其債權者辨濟を得ざるるとき之に従屬せる義務が

辨濟を全ふし以て債權者の目的を充實せしむるを稱し人的及び物的保證あり人的保證とは人の財的信用を以て主債務に從屬する義務の目的とし物的保證とは財物自身が直ちに之の目的の爲めに使用せらるゝものにして保證債務は前者を謂ひ擔保物權たる留置權先取特權質及び抵當權は後者を稱す、されば保證は人的又は物的保証たりと雖も主債務ありて之に從屬する義務たるを以て主債務が無効又は取消の結果存在せざるに至らば保證は之に從つて其存在の意義を失ひ消滅すべきを當然とす之れ一般保證の性質なり然かるに手形の保證は之と趣きを異にし保證は一の手形行爲として手形上の他の債務に無關係に成立し只主債務が辨濟免除混同等債務消滅の原因に依り消滅したるときにのみ限り主債務と共に消滅する一種特別の保證債務なり

(二)手形保證の方式は最も簡單にして手形又は補箋に保證を爲す者の署名あらば足り爲替手形に於ては更らに其帳本に署名するに由りても成立し其者を保證人と謂ふ保證が唯署名のみを以てせば保證せらるべき主債務と區別し難きことあるべく其結果主債

務と保證債務とが、求償關係に困難を來たすべき故如何なる手形債務の保證を爲すかを明示するを普通とすべく或は單に保證の旨を記載すべし而して何人の爲めに保證を爲したるか分明ならざるときは約束手形にありては振出人の爲めに保證したるものと看做され爲替手形にありては引受人の爲め若し未だ引受無きときは振出人の爲めに之を爲したるものと看做さる從つて爲替手形に於ては保證の年月日を記載せざるときは振出人の爲めなりしや引受人の爲め保證ありしや判明せざることあるべし

(三)手形保證は主たる手形行爲に因る債務を保證するものなれども一般の保證債務と異なり獨立的債務發生原因たる手形行爲に因り發生する關係上保證すべき主債務が無効にして成立せざるときと雖も主債務存在すると同一に取扱はれ主債務と同一内容の債務として成立存在す從つて振出人の債務を保證せるに後日其振出が無能力者の行爲たるが爲め取消され振出人手形債務を負擔せざるときも其保證は有効に成立し振出人の責任と同一内容の責任あり但し振出自體が方式違反にして無効なるときは手形自體

存在せざるものなれば手形保證も亦成立せざること勿論なり、手形保證は斯く一面主債務と獨立に同一内容を有する債務として存在すと雖も他面本來の性質に返へり主債務が手形金の支拂に依り又は債務を免除せらるゝに依り終局的に消滅せば之と共に保證も消滅す如之き從屬性よりして保證人は主債務者の有する抗辯を用ゐて自己の債務の履行を拒絶し得

(四) 保證ある手形の所持人は主債務者及び保證人に對し同時に又は時を異にして手形上の權利を主張し得べく債務を履行したる保證人は之に由りて手形所持人が主債務者に對して有したる權利及び主債務者が其前者に對して有すべき權利を取得す従つて保證人は手形と引換に保證債務を履行し主債務者に對しては所持人に代はり、従つて民法上保證債務履行に依る主債務者への求償方法を採らずとも直ちに手形に依り保證の利益を受けたる主債務者に手形上の權利を主張し以て主債務者より其辨濟を得るのみならず主債務者の前者及び引受人に對しては主債務者に代はり其地位に於て手形上の

權利を主張し得べく其結果保證人は債務者より主債務者及び所持人に對して有せし抗辯の對抗を受くべし即ち保證人は手形上の權利を原始的に取得せず履行を受けたる所持人及び主債務者の手形上の權利を承繼的に取得するものなり(註一)

(五) 手形保證に非ずして然かも之と目的を一にする所謂隠れたる保證世上一般に行はる之の保證は形式上保證以外の他の手形行爲即ち振出裏書引受等の方法に依り保證の目的を達するものにして白地手形の使用白地手形に於ける白地引受白地裏書の如きは之の際に行はるゝこと多きが如し振出人を保證する目的にて裏書を爲し裏書人を保證する爲め次の裏書を爲す如きも亦世上常に行はる而して如之き當事者内部の約束に基く保證は其當事者間に於てのみ保證たる效あれども外部に對しては各自獨立の手形行爲として其手形上の責任を負擔すべきものなり

(六) 最後に手形保證は約束手形及び爲替手形にのみ特有の制度なるに不拘小切手の支拂保證世上に廣く行はる

手形保證の規定は爲替手形にありて約束手形に準用せらるゝも小切手に其準用無く而して手形編に規定無き事項は之を手形に記載するも手形上の效力を生ぜざるを以て小切手の支拂保證は全然無効なりと主張する者あり又其主張は當を得たるが如しと雖世上に永く行はれ一の商慣習法の成立せるが如き状態なれば手形上は無効なれども手形外に於て其効力を認むる者多し詳細は小切手の章に譲る

(註一)

第四九七條 爲替手形ヨリ生シタル債務ヲ保證スル爲メ爲替手形其原本又ハ補箋ニ署名シタル者ハ其債務カ無効ナルトキト雖モ主タル債務者ト同一ノ責任ヲ負フ

第四九八條 何人ノ爲メニ保證ヲ爲シタルカ分明ナラサルトキハ其保證ハ引受人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス但未ダ引受アラザリシトキハ振出人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第四九九條 保證人カ其債務ヲ履行シタルトキハ所持人カ主タル債務者ニ對シテ有セシ權利及ヒ主タル債務者カ其前者ニ對シテ有スヘキ權利ヲ取得ス

第四章 手形金の取立

(一)手形は金銭支拂を目的とする有價證券なるを以て手形金額の支拂あれば其作用完成す而して之の支拂に當たりてや振出人引受人裏書人參加引受人及び保證人の如き手形行爲に由り手形上の支拂債務者たるものと支拂擔當者支拂人豫備支拂人及び其他手形上支拂債務者に非ざる者とあり又支拂を求むる者には手形所有權と共に手形上の權利を取得したる適法の所持人及び手形上の權利無きも現實に手形を所持する爲め支拂を求むる者とあり而して支拂を爲す者の側よりすれば債權の準占有者に爲したる辨濟は辨濟者の善意なりしときに限り其効力あると共に支拂を求むる者の側よりすれば現に手形を所持する者は所有の意思を以て善意平穩且公然に準占有を爲すものと推定せらるべきを以て方式の完備せる手形にして裏書ある場合其裏書連續を缺かざるときは

一應は手形の支拂期日たる満期日に手形金の支拂を求め得るものと見らるべく假令手形の偽造者變造者として手形法上其權利を認められざる者と雖も亦然なり

(二)手形の支拂期日たる満期日に手形金の支拂を求むる者は振出方式の備はりたる手形の所持人にして裏書あるときは連續に缺けたる所無きを要し兎に角形式上手形上の權利者として一覽拂のものは約束手形及び爲替手形に於ては振出日附より一年内に小切手にありては振出日附より十日内に又一覽後定期拂の手形にありては手形に指定せられたる期間内又は振出より一年内に満期日確定の爲めの呈示手續を爲し置き總て手形の満期日に支拂地に於て支拂を爲すべき者の營業所若し營業所なきときは其住所又は居所に到り若し其手形に支拂地内に於ける支拂場所の記載あらば其場所に到り手形を呈示して支拂を求むべきなり通例支拂を爲す者には肩書地ありて其肩書地に於て支拂を求むるものなれども此の肩書地無きか又は支拂場所の記載無きときは支拂を爲す者の營業所住所居所に於て支拂を求むべく支拂を爲す者の承諾あらば其他の場所に

於ても手形を呈示して支拂を求め得べし(註一)

(三)手形金を満期日に所持人の請求に應じ支拂を爲す者には手形上の債務者と然からざる者とあり共に其支拂あらば順當に手形の作用完成せらるれども其支拂無きときは手形所持人は豫備支拂人又は第二次の支拂債務者たる參加引受人裏書人等に對し其支拂を求むるの必要あるべく之の請求に應じ支拂を爲したる者は更らに其前者たる支拂債務者に更らに支拂を求むるに至るべし之を償還の請求と謂ひ之の請求を爲すには之等の債務者に對する手形上の權利保全手續を完成し置くを要し之の手續を爲し手形上の權利保全せられて始めて償還の請求を爲し得反之約束手形の振出人及び爲替手形の引受人は第一次の支拂債務者にして他の手形行爲者と異なり當面の責任者なれば之の者に對する支拂の請求は償還請求に非ず満期日より三年間何等手形上の權利保全の手續必要ならざるを原則とし其例外を爲すは唯支拂擔當者の記載ある手形たるるとき之に對する支拂要求の呈示と支拂拒絶證書の作成を要することなり

(四)以上の説明を更らに詳細なしらむる爲め手形所持人の満期日に於ける請求及び満期日以後に於ける請求につき之を爲す其方法及び效果裏書人等擔保義務者に對する權利保全手續たる拒絶證書の作成及び償還請求を順次節を別ちて説明せむ

(註一)

第四四二條 手形ノ引受又ハ支拂ヲ求ムル爲メニスル呈示拒絶證書ノ作成其他手形上ノ權利ノ行使又ハ保全ニ付キ利害關係人ニ對シテ爲スヘキ行爲ハ其營業所若シ營業所ナキトキハ其住所又ハ居所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス但其者ノ承諾アルトキハ他ノ場所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ妨ケス
利害關係人ノ營業所住所又ハ居所カ知レサルトキハ拒絶證書ヲ作ルヘキ公證人又ハ執達吏ハ其地ノ官署又ハ公署ニ同合ヲ爲スコトヲ要ス若シ同合ヲ爲スモ營業所住所又ハ居所カ知レサルトキハ其役場又ハ官署若クハ公署ニ於テ拒絶證書ヲ作ルコトヲ得

第一節 手形金の支拂

(一)形式上完備せる手形の所持人即ち手形上の權利者たる地位にある者又は償還請求に應じ支拂を爲したる者が手形上の權利者たる地位に於て手形金の支拂を求むるに對

し手形上の債務者又は債務者に非ざる者が手形金又は後に説明すべき償還金額の支拂を爲すには一定期間内に一定の場所に於て請求者が支拂を爲す者又は其代理人に手形を呈示するを要す

(二)手形の満期日に支拂を爲す者は手形金額の表示が日本の圓にて記載せらるゝと外國の弗磅の類にて記載せらるゝとを問はず各種の日本の通貨を以て支拂を爲し得べく外國の通貨の記載に對しては支拂地に於ける爲替相場に依り之を日本の金額に換算して支拂を爲し得但し表示せられたる外國の通貨を以て支拂を爲すことを得べきは勿論特に外國の通貨を以て支拂を爲すべく特定せられたるときは其通貨に依るべし之れ通貨の特定は手形面上に於ける一定金額の表示方法として有效たるべし但し反對説あり而して手形債務は取立債務なるを以て支拂を求むる者が支拂地に於て支拂を爲す者の營業所又は住所居所に到り特に支拂場所の記載あらば其場所に到り約束手形及爲替手形にありては原則として満期日又は其後休日を算入せざる二日間内(之を支拂拒

絶證書作成期間と云ふ)に又小切手にありては日附より十日内に於て法令又は慣習に依り取引時間の定めあるときは其時間内に支拂を爲す者又は其代理人に手形を呈示して支拂を求むべく支拂を爲す者は手形と引換に支拂を爲し之と共に支拂を受けたる者をして其手形に支拂を受けたる旨を記載せしめ且之に署名せしむることを得^ル債務の履行は其本旨に従ひ之を爲すを要すれど特に手形にありては一部の支拂を認め全額につき引受あるときと雖一部の支拂を爲し得べく手形金一部支拂の場合には之を受取りたる者は手形に其旨を記載し且つ其寫本を作り署名の後之を支拂を爲したる者に交附するを要す(註二)の日本に於ては支拂を爲す者として

(三)手形金の支拂に依り手形關係消滅する支拂の外其支拂に依りて手形關係存続する支拂あり之を参加支拂と謂ひ之の外尙償還義務の履行として償還金額の支拂あり、抑も参加支拂とは手形面上に於ける豫備支拂人参加引受人及び手形上に支拂を爲す者として記載せられざる者の爲す支拂を謂ひ手形面上に於て満期日に支拂を爲す者として

定まれる者が支拂を爲さざるに依り支拂責任の有無に不拘第二次的に爲す支拂にして之等の者が支拂を爲さば之の豫備支拂人又は参加引受人を指定したる者又は之の支拂の利益を直接受けたる者要するに被参加加入の後者たる償還義務者は之に由りて支拂擔保義務を免がれ之の参加支拂を爲したる参加支拂人は引受人被参加加入及び其前者に對し手形上の権利を原始的に取得し之等の者に對し償還の請求を爲し得るものなり(註二)の日本に於ては支拂を爲す者として定まれる者は参加引受人又は被参加加入人又は償還義務者に非ざるも支拂の委託を受けたる支拂人が支拂を爲さるとき即ち約束手形の振出人小切手の支拂人が替手形の引受人又は支拂人が支拂を爲さるとき手形所持人は次で裏書人其他の支拂擔保義務者に償還の請求を爲し以て手形金利息費用の辨濟を求むるに至るべし如之き場合に突然償還の請求を受くるを好まざる者は自己が手形行爲を爲すに當たり豫備支拂人を記載すべく又他人が任意に或る債務者に對する償還請求

を阻止する爲めに手形關係に入りて支拂を爲さんとすることあり如之くして行はるゝ
参加支拂は手形面上支拂を爲す者が所持人の請求に應じ支拂を爲さざるるとき所持人は
支拂拒絶證書(第二節参照)を作成し手形上の權利を保全したる後其手形に豫備支拂人
参加引受人等参加支拂を爲す者が記載せられあらば支拂拒絶證書作成期間内に之等の
者の支拂を求むるを要し又之等の者以外に参加支拂を爲さんとする者あれば其支拂を
受くべく多數の者参加支拂を爲さんとするときは手形上最も多くの手形債務者の債務
を免かれしむる效力ある支拂を受くべきものなり若し所持人が参加引受人及び豫備支
拂人に支拂拒絶證書作成期間内に支拂を求めざるか其支拂無きとき支拂拒絶證書に其旨
を記載せしめず又は参加支拂を爲さんとする者あるにも不拘其支拂を受けずば豫備支
拂人を指定したる者又は被参加人及び其後者に對する手形上の權利を失ふべし(註二)
豫備支拂人又は参加引受人は其指定を爲したる者の爲めに支拂を爲すものなるを以
て特に被参加人を示す必要なきも其他の者が何人の爲めに支拂を爲すか被参加人を示

さゝるときは約束手形にありては振出人爲替手形に於ては支拂人の爲めに参加支拂あ
りたるものと看做さる

参加支拂人は所持人に對し支拂拒絶證書に参加支拂ありたる旨を記載せしめ且つ手
形金額及び費用の支拂と引換に其拒絶證書及び手形を受取り完了す(註四)

(五)手形に關する金銭支拂は以上の説明よりして之を區別すれば五段に別つことを得
べし即ち原則として手形の満期日又は其後休日を算入せざる二日間所謂支拂拒絶證書
作成期間内に於ける支拂請求を最初とし之の支拂を爲す者には支拂義務者と然からざ
る者とあり前者は約束手形の振出人爲替手形の引受人にして後者は支拂擔當者及び小
切手爲替手形に於ける支拂人なり従つて第一に之の支拂義務者は三年間支拂責任ある
を原則とし第二に支拂義務者に非ざる支拂擔當者及び支拂人は支拂拒絶證書作成期間
内に支拂を求むる者に支拂を爲すも其義務に非ざるを以て支拂又は拒絶は其自由にし
て之の期間經過後は全く手形金の支拂を爲すべからざるものたり但小切手に例外あり

次に第三は參加引受人豫備支拂人其他の者の爲す參加支拂にして第四は支拂擔保義務ある通常の裏書人及び小切手爲替手形の振出人の爲す支拂にして之を償還義務の履行と謂ひ第五は之等償還を爲したる者の再償還請求なり

第一の手形債務者の支拂拒絶證書作成期間内に於ける支拂金額は第二の支拂義務者に非ざる者の支拂金額と同じく手形金額にして之の期間經過後に於ては原則として手形金額満期日後年六分の利息及び拒絶證書作成の手數料其他の費用合算額にして第四第五の金額に同じ但し手形所持人が支拂要求の呈示を怠りたるときは債務者支拂を爲さざるに非ずして權利者が權利の行使を爲さざるものなるを以て債權者の遲滯を生じ利息費用の支拂義務無く支拂の請求ありしときを標準として之の利息の總額及び費用負擔如何を定む反之第三の參加支拂の金額は第一及び第二の者の支拂を爲さざりし手形金額及び拒絶證書作成其他の費用合算額にして第四の償還義務者の爲す支拂金額は第一及び第二の者支拂を爲さざりし手形金額満期日以後年六分の利息及び費用の合算

額たり而して之の償還を爲したる者が更らに手形上の權利者として第五の再償還を請求するに由り償還を爲すべき者の金額は請求者の支拂ひたる償還金額と之に對する支拂の日以後自己が現に支拂ふ迄年六分の利息及び請求者の支出したる費用の合算額たり尙之の點は第三節に詳述す(註五)

(六)最後に手形金の支拂に當たりてや支拂を爲す者に請求者の資格調査の義務ありや如何の問題あり即ち支拂を爲す者は有效手形の所持人に支拂を爲すべきものなるを以て形式上振出方式を誤り又は裏書の連續を缺きたる手形所持人に支拂を爲すべからざることは當然にして之の手形の有效無効及び裏書連續如何は調査する必要あり之の調査を爲さずして現に手形上の權利者に非ざる所持人に支拂を爲さば其支拂の無効たるは明かなり唯之の外手形に權利者として表示せられたる者が現に手形の所持人と同一人なりや否や及び其所持人が真正の手形權利者なりや否やの調査を謂ふなり、民法上指圖債權の債務者は其證券所持人及び其署名捺印の眞偽を調査する權利あるも義務を

負はず但債務者に悪意又は重大なる過失ありたるときは其辨済を無効とすと規定するを以て之の規定の類推解釋上裏書禁止の指名證券たる手形以外一般の手形にありては手形の所持人と手形に権利者として表示せられたる者と現に同一人なりや否やを調査すること無くして支拂を爲すも其支拂は有効なり但し支拂を爲す者が多少の注意を拂はゞ其の別人たることを知り得べきとき又は別人たるを知りて殊更らに支拂を爲さば其支拂は無効なり反之指名證券たる裏書禁止の手形にありては人の眞偽を調査する義務を負ひ別人に爲したる支拂は無効たるべし是れ支拂は手形に権利者として表示せられたる者に支拂を爲すべきものにして人を異にせば支拂たるべからざる一般の理論に従ふなり而して之の問題は無記名式手形又は最後の裏書が白地裏書なるときは適用無し、又現に支拂を求むる者が實質上手形の権利者なりや否や手形の偽造者なりや無権利者より其事實を知りて取得したる者なりや否や即ち手形上権利者として表示せられ又は表示せられず手形所持人として形式上の権利者たる關係にあるも實質上手形法其

他の規定に由り権利者たらざるや否やを調査して支拂を爲すべきものなるか債權の準占有者たる手形の所持人に爲したる辨済は辨済者が所持人の無權利たることを知らざりしときに限り有効なるを以て支拂を爲す者は積極的に之の實質的資格調査の義務無きものと謂はざる可からず而して之と異なり手形所持人が受領の旨を手形に記して他人を使用せるとき之に爲したる支拂は勿論有効にして其外拒絶證書を作成する執達吏及び公證人が代理人として支拂を求めたるるとき之に爲したる支拂は亦有効なり(註六)

(註一)

第四八三條 支拂ハ爲替手形ト引換ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ要セス

支拂ヲ爲ス者ハ所持人チシテ爲替手形ニ其支拂ヲ受ケタル旨ヲ記載セシメ且之ニ署名セシムルコトヲ得

第四八四條 手形金額ノ全部ニ付キ引受アリタルトキト雖モ所持人ハ其一部ノ支拂ヲ拒ムコトヲ得ス

一部ノ支拂アリタルトキハ所持人ハ其旨ヲ爲替手形ニ記載シ且其寫本ヲ作り署名ノ後之ヲ交付スルコトヲ要ス

民法

第四〇二條 債權ノ目的物カ金錢ナルトキハ債務者ハ其選擇ニ從ヒ各種ノ通貨ヲ以テ辨済ヲ爲スコトヲ得但特種ノ通貨ノ給付ヲ以テ債權ノ目的ト爲シタルトキハ此限ニ在ラス

手形金の取立 手形金の支拂

一三四

債権ノ目的タル特種ノ通貨ヲ辨済期ニ於テ強制通用ノ效力ヲ失ヒタルトキハ債務者ハ他ノ通貨ヲ以テ辨済ヲ爲スコトヲ要ス

前二項ノ規定ハ外國ノ通貨ノ給付ヲ以テ債権ノ目的ト爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四〇三條 外國ノ通貨ヲ以テ債権額ヲ指定シタルトキハ債務者ハ履行地ニ於ケル爲替相場ニ依リ日本ノ通貨ヲ以テ辨済ヲ爲スコトヲ得

第五一三條 參加支拂人カ支拂ヲ爲シタルトキハ引受人被參加人及ヒ其前者ニ對スル所持人ノ權利ヲ取得ス

第五〇八條 爲替手形ノ所持人カ支拂拒絕證書ヲ作ラシメタル場合ニ於テ豫備支拂人又ハ參加引受人アルキハ所持人ハ支拂拒絕證書作成ノ期間内ニ參加引受人ニ若シ參加引受人ナキトキ又ハ參加引受人カ支拂ヲ爲サザリシトキハ豫備支拂人ニ爲替手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求メタル後ニ非サレハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

參加引受人又ハ豫備支拂人カ支拂ヲ爲サザリシトキハ所持人ハ其旨ヲ支拂拒絕證書ニ記載セシムルコトヲ要ス

所持人カ前二項ニ定メタル手續ヲ爲サザリシトキハ豫備支拂人ヲ指定シタル者又ハ被參加人及ヒ其後者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第五二一條 豫備支拂人又ハ參加引受人ニ非サル參加支拂人カ被參加人ヲ示サザリシトキハ其支拂ハ支拂人

ノ爲メニ之ヲ爲シルモノト看做ス

第五二一條 所持人ハ支拂拒絕證書ニ參加支拂アリタル旨ヲ記載セシメ且手形金額及ヒ費用ノ支拂ト引換ニ其拒絕證書及ヒ爲替手形ヲ參加支拂人ニ交付スルコトヲ要ス

第四七一條 引受人カ爲替手形ノ支拂ヲ爲サザリシ場合ニ於テ其所持人又ハ償還ヲ爲シル裏書人若クハ振出人ニ對シテ支拂フヘキ金額ハ第四九一條又ハ第四九二條ノ規定ニ依リテ之ヲ定ム

第四七一條 指圖債権ノ債務者ハ其證書ノ所持人及ヒ其署名捺印ノ眞偽ヲ調査スル權利ヲ有スルモ其義務ヲ負フコトナシ但債務者ニ惡意又ハ重大ナル過失アルトキハ其辨済ハ無効トス

第四七八條 債権ノ準占有者ニ爲シタル辨済ハ辨済者ノ善意ナリシトキニ限り其效力ヲ有ス

手形ノ辨済額對シテ其手形上ノ權利ヲ喪失スルコトナシ

手形ノ辨済額對シテ其手形上ノ權利ヲ喪失スルコトナシ

手形ノ辨済額對シテ其手形上ノ權利ヲ喪失スルコトナシ

手形ノ辨済額對シテ其手形上ノ權利ヲ喪失スルコトナシ

手形ノ辨済額對シテ其手形上ノ權利ヲ喪失スルコトナシ

手形ノ辨済額對シテ其手形上ノ權利ヲ喪失スルコトナシ

手形ノ辨済額對シテ其手形上ノ權利ヲ喪失スルコトナシ

第二章 辨済證書の辨別

手形金の取立 手形金の支拂

一三五

第二節 拒絶證書の作成

(一)手形所持人が手形金の支拂を受け終極的に手形上の権利の満足を得るが爲めには手形の種類體様の異なるに従ひ其手形上の権利行使に一定の順序と方法とあり而して手形所持人が之の順序と方法とに誤り無く手形上の権利を行使することは手形債務者に對する自己の権利主張に缺くべからざる要件なり然かも之の要件を履行したるや否やは後日の争を生ずべく流通證券にして債務成立を嚴重に規定したる手形に於ては其立證方法を一定せしむるの要あり従つて所持人が一定の順序と方法とに依り手形上の権利を行使し又は手形上の権利消滅を防止したることを一定の公正力ある證書に依りて證明せしめ若し之の證書の作成を缺かば其制裁として手形上の権利を一定の範圍に於て消滅せしむると共に立證方法を制限するは手形取引の敏活を謀る所以なり、手形所持人が手形上の権利を誤り無く行使したることを證明せしむる唯一の立證方

法として又之の立證方法あるに由りて手形上の権利消滅を防止し之を保全せしむるものとして手形法は認むるものは即ち拒絶證書なり、手形債務者の方面よりは種々の立證方法を以て所持人が正當の時期場所方法に於て其権利を行使せざりしことを證明し以て其請求を拒絶し得るに反し手形上の権利者は唯拒絶證書のみに由りて自己の権利行使及び権利保全を證明し得るに過ぎざるを以て其必要に當りてや其作成を怠る可からざるなり

(二)拒絶證書は一定の事項あらば之を作成すべきものにして請求の拒絶せられたるべきにのみ作成すべきものに非ず従つて多くの種別あり手形金の請求に關して作らるゝ支拂拒絶證書引受に關して作らるゝ引受拒絶證書擔保請求に關する擔保拒絶證書及び手形返還に關する手形返還拒絶證書の類之れなり而して手形上の権利者よりしては手形上其権利行使又は保全の爲めの唯一證據方法たるを以て其作成に關する事項は嚴重に規定せらるゝと共に其作成者は執達吏又は公證人に限り他の私人又は官廳之を作る

ことを得ず所持人の依頼を受け執達吏又は公證人が手形上利害關係者の營業所、營業所無きときは其住所又は居所に於て或は支拂場所に於て之を作成すべく其關係者の承諾あるときには其他の場所に於ても之を作り營業所住所居所が知れざるときは其地の官公署に問合せの上尙知れざるとき執達吏又は公證人の役場其他上述官公署に於てのみ之を作成すべきものにして例へば参加支拂人の支拂ありし旨を拒絶證書に記載するに當たりても其記載は必ず執達吏又は公證人之を爲すべきものとす之れ拒絶證書は公正力を有すればなり(註一)

(三)拒絶證書は權利者の方面に於て唯一の權利行使の立證方法なると共に權利保全手段たるを以て一定事項に對し之を作るの必要あり但支拂拒絶證書のみは手形債務者の作成を免除したるときに於て其必要無きものなれども支拂拒絶證書作成免除は唯權利者と免除を爲したる債務者間のみ其效力あり他の債務者には適用無く尙其作成を必要とし之の以外の拒絶證書は作成を免除することを得ず左に之を作成すべき場合を掲

げむ

甲 手約束手形に関する場合

- 一 振出人支拂擔當者又は豫備支拂人手形金の支拂を爲さざるとき、之のときに作るを支拂拒絶證書と謂ふ
- 二 一覽後定期拂の約束手形に於て満期日を定むる爲めに振出人に手形を呈示するに必要あり而して振出人が呈示を受けたる旨と其日附を記載せば拒絶證書作成の必要無きも若し振出人が呈示を受けたる旨又は其日附を手形に記載せざるときは之を作る必要あり
- 三 振出人破産の宣告を受け相當の擔保を供せざるとき前者に對する擔保請求の爲め擔保拒絶證書作成の要あり
- 四 参加支拂の有無に就き之を拒絶證書に記載すること

乙 小切手に關する場合

手形金の取立 拒絶證書の作成

小切手には拒絶證書の外尙之と同一效力ある方法あるを以て小切手の章に議る
而して小切手には唯支拂拒絶證書のみ支拂無きとき作成の必要あり

丙 爲替手形に關する場合

一 支拂人引受人支拂擔當者及び豫備支拂人又は參加引受人手形金の支拂を爲さざるときに之を作るべく支拂拒絶證書と謂ふ

二 支拂人及び豫備支拂人引受を爲さざるとき之を作る引受拒絶證書之れなり

三 一覽後定期拂の爲替手形に於て支拂人引受を爲し其日附を記載せざるとき即ち

二引受を爲さざるか又は引受を爲すも其日附を記載せざるときに作る引受拒絶

證書

四 參加支拂ありたるるとき之を支拂拒絶證書に記載すること

甲 五引受人破産の宣告を受け相當の擔保を供せざるとき

乙 六手形複本の返還無きとき

七 賸本所持人が原本手形の返還を得られざるとき

(四) 手形所持人の請求を受け執達吏又は公證人が拒絶證書を作るには一定の手數料を受け其受持区域内に限り法定の形式に依り之を作るべく記載事項用紙保存義務等次の如し

甲 拒絶證書の記載事項(註二)

一 手形上の請求を受けたる者及び其請求を爲す者の氏名又は商號

二 拒絶者即ち被請求者に對し請求する趣旨及び其請求に應せざりしこと面會する

こと能はざりしこと又は其營業所住所居所の知れざりしこと

三 請求を爲し又は爲すこと能はざりし地及び年月日

四 法定場所外に於て拒絶證書を作りしときは被請求者之を承諾したること

五 參加引受又は參加支拂あるときは參加の種類及び參加人並に被參加人の氏名又

六 商號

手形金の取立 拒絶證書の作成

六 拒絶證書作成の場所及び年月日

七 執達吏又は公證人等作成者の署名捺印

乙 拒絶證書用紙(註三)

一 拒絶證書の内支拂拒絶證書は手形又は附箋(補箋と同一なり)に之を作り特に爲替手形に於て其複本原本又は謄本に之を作りしときは他の各通に之を記載することを要す

二 支拂拒絶證書以外の拒絶證書は手形若くは謄本の寫本又は附箋に之を作るを要す

甲 拒絶證書の記載事項(註二)

一 總て拒絶證書は手形複本原本又は謄本の寫本に之を作る場合にも其裏面に記載せられたる事項に接續して之を記載して作成すべく附箋に依る場合は其接目に

(四) 契約を爲すことを要す

丙 拒絶證書の數(註四)

一 拒絶證書は其作成を要する場合多きを以て各其場合毎に作成を要すれども同一

二 事項に關する拒絶證書は常に一通なり而して之の一通を以て數人に對し同時に

三 又は時を異にして請求を爲し得

四 拒絶證書が滅失したるときは利害關係人は其謄本の交付を請求し得べく之の謄

本は原本と同一效力あり

丁 作成者の保存義務(註五)

一 執達吏又は公證人拒絶證書を作りたるときは左の事項を記載せる原本を其役場

に保存するを要す

一 一手形金額

二 振出人支拂人及び受取人の氏名又は商號

三 振出の年月日

四 満期日及び支拂地

手形金の取立 拒絶證書の作成

五 支拂擔當者豫備支拂人又は參加引受人あるときは其氏名又は商號

(五) 執達吏及び公證人は其職務執行に一定の區域あり即ち其所屬地方裁判所の管轄區域内に限り起りたる手形上の事項につき拒絶證書を作成し得べく正當の理由無くば其作成を拒み得ざるなり

拒絶證書作成の手數料は一通につき金七拾五錢にして之に旅費日常宿泊料の類必要に應し加算せらる而してこの額は請求者に豫納せしむることを得べし(註六)

(註一)

第五一四條 拒絶證書ハ爲替手形ノ所持人ノ請求ニ因リ公證人又ハ執達吏之ヲ作ル

(註二)

第五一五條 拒絶證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ公證人又ハ執達吏之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

- 一 拒絶者及ヒ被拒絶者ノ氏名又ハ商號
- 二 拒絶者ニ對スル請求ノ趣旨及ヒ拒絶者カ其請求ニ應セサリシコト拒絶者ニ面會スルコト能ハサリシコト又ハ其營業所住所若クハ居所カ知レサリシコト
- 三 前號ノ請求ヲ爲シ又ハ之ヲ爲スコト能ハサリシ地及ヒ年月日
- 四 法定ノ場所外ニ於テ拒絶證書ヲ作ルトキハ拒絶者カ之ヲ承諾シタルコト

五 參加引受又ハ參加支拂アルトキハ參加ノ種類及ヒ參加人並ニ被參加人ノ氏名又ハ商號

六 拒絶證書作成ノ場所及ヒ年月日

(註三)

第五一五條ノ二 支拂拒絶證書ノ作成ハ爲替手形又ハ附箋ニ依リテ之ヲ爲ス

第五一五條ノ三 爲替手形ノ數通ノ複本又ハ原本及ヒ贈本ヲ呈示シタル場合ニ於テ支拂拒絶證書ヲ作ルトキ

ハ其作成ハ一通ノ複本若クハ原本又ハ附箋ニ依リテ之ヲ爲スヲ以テ足ル

前項ノ規定ニ依リテ支拂拒絶證書ヲ作りタルトキハ他ノ複本又ハ贈本ニ其旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第五一五條ノ四 支拂拒絶ノ場合ヲ除ク外拒絶證書ノ作成ハ爲替手形若クハ其贈本ノ寫本又ハ附箋ニ依リテ

之ヲ爲ス

第五一五條ノ五 爲替手形複本原本又ハ爲替手形若クハ其贈本ノ寫本ニ依リテ拒絶證書ヲ作ル場合ニ於テハ

第五一五條ニ掲ケタル事項ハ其裏面ニ記載シタル事項ニ接續シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス

(註四)

第五一六條 數人ニ對シテ手形上ノ請求ヲ爲スヘキトキハ其請求ニ付キ一通ノ拒絶證書ヲ作ラシムルヲ以

(註五)

第五一七條 公證人又ハ執達吏カ拒絶證書ヲ作りタルトキハ其贈本ニ左ノ事項ヲ記載シ之ヲ其役場ニ備フル

コトヲ要ス

手形金の取立 拒絶證書の作成

一 手形金額

二三六

二 振出人支拂人及ヒ受取人ノ氏名又ハ商號

三 振出ノ年月日

四 満期月及ヒ支拂地

五 支拂擔當者豫備支拂人又ハ參加引受人アルトキ其氏名又ハ商號
拒絶證書力減失シタルトキハ利害關係人ハ其謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得之ノ謄本ハ原本ト全一ノ效力ヲ有ス

(註六)

執達吏手数料規則

第十六條 絶拒證書ヲ作成スル場合ニ於テハ其手数料ヲ五十錢トス若シ執務一時間以上ニ渉ルトキハ一時間毎ニ貳拾錢ヲ加フ但執務一時間ニ滿タサルモ一時間ト看做シテ算定ス
全上増額法

第三條 執達吏手数料規則第六條乃至第七條ノ二及第一六條ノ手数料ハ百分ノ五十ヲ増加ス
公證人手數料規則及改正増額法亦全一收略ス

第三節 償還の請求

(一)形式上有効なる手形の振出人及び之の手形に各種の手形行爲を爲したる者は各自獨立して其記載せられたる文言に従ひ責任を負擔す而して手形行爲者には振出人引受人裏書人參加引受人及び保證人の五種類あり之を責任の範圍に従ひて別かたば手形上の責任を負はざる無擔保裏書人取立委任の裏書人及び支拂拒絶證書作成期間經過後の裏書人ある外手形上特定の人のみに責任を負ふ裏書禁止の指名證券たる手形の振出人又は裏書禁止裏書の裏書人の如く手形の受取人又は特定の被裏書人のみに手形上の責任を負ふ者あり又參加引受人の如く被參加人及び其後者の爲めにのみ責任を負擔する者あると共に一般には振出人裏書人引受人及び保證人は直接手形上第一次の支拂責任を有するか又は第二次的に支拂擔保責任を有す約束手形振出人爲替手形引受人は當面の支拂義務者にして約束手形の裏書人小切手及び爲替手形の振出人裏書人は手形面上

支拂を爲す者が支拂を爲さざるとき始めて支拂を爲すべき支拂擔保義務者たり又保證人は主債務者と同位置にあるを以て當面の責任者たるや果た第二次的の義務者たるやは保證の各場合に依り異なること勿論なり

手形の満期日に順當に支拂あらば全手形關係消滅し振出人の代理たる支拂擔當者又は支拂の委託を受けたる支拂人引受人の支拂は假令へ後日振出人との關係に於て補償辨濟等につき種々の差引計算生すべきも之は手形外の關係にして單に其當事者の別個の問題たり然るに満期日に順當の支拂無きに由りて第二次に支拂義務を負擔する手形行爲者が支拂を爲さば手形關係消滅せず之の義務者は現在の手形所持人に對しては債務者たる關係にあるも自己に手形を讓渡したる所謂前者との關係に於ては又手形上の權利者たる地位にありたる者なり即ち之の支拂擔保義務者は手形面上一方には手形の權利者たり他方には義務者たる者にして之を亦償還義務者とも謂ひ前者とも稱す

(二)償還の請求即ち手形の所持人が手形面上支拂を爲す地位にある者に對し支拂地の

支拂場所又は之の者の營業所住所又は居所に到り原則として満期日又は其後休日を算入せざる二日内小切手にありては振出日附より十日内に之の者又は其代理人に手形を呈示して支拂を求むるも手形金全額の支拂無きときは支拂あらざりし手形金額を他人に請求せざる可からず而して約束手形振出人又は爲替手形引受人の如く支拂擔保義務者に非ずして第一次の支拂義務者には更らに後日其請求を爲し得ると共に支拂擔保義務ある手形行爲者に對し其請求を爲し得べく之の請求を受け自己の債務を履行したる者は更らに自己より以前に手形行爲を爲したる擔保義務者に其義務の履行を求め得べく要するに償還義務者に對する請求を稱して償還の請求と謂ふ

(三)償還義務者たる支拂擔保義務者は約束手形の裏書人小切手又は爲替手形の振出人裏書人及び之等の者の保證人なり而して前記の如く全々手形上の責任無き者は除外し然からざる者は手形上の權利者の全員に對し又は特定の者に對し之の義務者たり、反之償還の請求を爲し得べき權利者は手形所持人償還を爲したる手形行爲者及び參加支

拂人なり之を償還権利者と謂ふ、償還権利者は償還義務者全員に對し同時に又は時を異にして其請求を爲し得る外之と共に又は別に手形上の第一次の支拂義務者にも同一金額を請求し得べく手形所持人は其全員に對し如之き權利あるも償還を爲したる償還義務者は自己の以前に自己に先立ちて手形行爲ありし支拂擔保義務者に對してのみ此權利あり後者に對して權利無きは自己が其義務者たる地位にあればなり

償還請求には所持人が權利保全手續を爲し更らに一應形式上の請求を爲すべきものなれば以下の事項を記憶するを要す

イ、形式上有效なる手形を所持すること

ロ、法定期間に手形上支拂を爲す地位にある者に對し手形を呈示して支拂を求むる

ハ、呈示すること

ニ、其者が手形金全額の支拂を爲さざること

ホ、法定期間内に支拂拒絶證書を作成すること

ホ、豫備支拂人參加引受人あらば法定期間内に其支拂を求め其支拂無きとき之を支拂拒絶證書に記載せしむること

ヘ、自己の直接前者に償還の請求を法定期間内に發すること

ト、償還請求の通知を受けたる者は更らに其直接の前者に對して法定期間内に同一

通知を發すること

(四)手形所持人は支拂期日に支拂を爲す者として手形上定まれる者に對し手形を呈示

して支拂を求むるを通常とす乍然之の請求を爲し得るは當日のみに限るに非ず一覽拂の手形は下の卷に於て詳細説明する如く小切手は振出日附より十日間内其他約束手形及び爲替手形に於ける一覽拂にありては振出より一年以内に於ける指定期間内に限り支拂を求め得るに反し一覽拂以外の満期日ある手形は支拂期日及び其後休日を算入せざる二日間内は有効に支拂を求め得べく之を支拂拒絶證書作成期間と謂ひ之の期間内は於て支拂を爲す地位にある者の營業所住所居所又は支拂場所等支拂地内の一定の場

所に到り手形を呈示して支拂を求めたるも手形金全額の支拂を得ざりし總ての場合に於て償還請求権を保全する爲め之の期間内に支拂拒絶證書の作成を要す若し所持人之の作成を怠らば償還義務者に對して手形上の権利を失ひ償還義務者は無責任となる但し支拂拒絶證書の作成を免除したる者のみに對しては之の期間内に支拂要求の呈示ありしと一應推定せらるゝを以て事實呈示あらば之の證書の作成を要せず、手形所持人が如之して法定期間内に支拂拒絶證書を作成せば之に依りて手形上の権利保全せられ以後時効期間内は何時にても償還義務者に對し手形金を請求し得べし乍然尙遲延利息を請求し時に或は生ずることあるべき損害賠償の責任を免がれ更らに拒絶證書作成其他の費用をも請求せんと欲せば償還請求の通知を發することとを要す(註二) 四四二同

(五) 手形所持人が償還請求の通知を發するには支拂拒絶證書作成の日又は其後二日以内に手形行爲の地を記載したる自己に最も近き前者に手形の内容及び支拂を得ざりしことを記し償還を求むる旨の通知を發送するを要す而して通知には方式無きを以て通知

の意味が相手方に會得せらるゝ程度に記載せば足るゝ所持人より之の通知を受けたる者は順次之を受けたる日又は其後二日以内に同じく手形行爲の地を記載したる自己に最も近き前者に又同一通知を發すべく如之して最終の手形行爲の地を記載したる償還義務者に至る

之の通知は發送せば足り敢て之が相手方に到達すると否とを問はず従つて紛争を防ぐ爲めに法は之の通知を發送すべき期間内に書面發送の事實につき通信官署又は公衆通信取扱所の證ある場合に限り其書面を償還請求の通知書なりと推定するを以て之を然からずと主張する者は自ら證據をあげて之を立證せざる可からず而して之の通知は支拂拒絶證書の作成免除者に對しても必要にして之の免除者が尙償還に當たり之の作成費用を負擔すると同じく免除の效力之に及ばざるものとす

手形行爲の地とは振出のときには振出地裏書には裏書地を謂ひ其記載無くば手形上通知發送の方法無きを以て償還請求の通知は之の地を記載せざる者には發送の必要無

しと雖も之の記載あるに不拘通知の順序を違へば其不正當に通知を發せられたる者の後者に對し又通知を發すべきに之を發せざれば前者全員に對し之の通知發送無きが爲めに生じたる損害を賠償する責めに任ずると共に利息費用の償還請求權を失ふ但し手形行為の地を記載せざりし者に對しては之の責任を負はざるのみならず之の通知を發せざるも尙通知の發送ありしと同一に手形金利息費用を請求し得完全の償還を受くるを得べし(註二)

(六)償還請求の前提として手形所持人は支拂拒絶證書作成期間内に手形上支拂を爲す地位にある者に手形金の支拂を求むるを要すと謂へり之の支拂を爲す地位にある者は支拂擔當者及び約束手形の振出人小切手の支拂人爲替手形の支拂人又は引受人なり而して支拂擔當者の記載ある手形に於ては之の期間内に最初に之の者に支拂を求め其支拂無きときは支拂拒絶證書を作成の上次で支拂を爲す地位にある前記の者に支拂を求むるを要し共に其支拂無きときは償還請求の問題を生ずるものなるを以て如之き手形

にありては二つの支拂拒絶證書を作成するを要すべく支拂擔當者の支拂無きとき支拂拒絶證書を作成せざれば所持人は全く手形上の權利を失ひ手形上第一次の支拂義務者に對してすら權利喪失の不利を受くべし但し之の證書作成免除者に對しては此限にあらざること勿論なり

尙償還請求に當たり注意すべきは其手形に豫備支拂人又は參加引受人あるときの請求順序にして之等の者の記載あらば償還義務者に對して償還を求むる前支拂拒絶證書作成期間内に參加引受人に若し此者無くば豫備支拂人に支拂を求むべく共に其支拂無きときは之を支拂拒絶證書に記載せしめたる上初めて前者に對して償還の請求を爲すことを得又此等以外に任意に參加支拂を爲さんとする者あらば其支拂を受くるを要す所持人が此等の手續を踏まざるか或は其他の者の參加支拂を拒むときは豫備支拂人を指定したる者又は被參加人及び其後者に對しては手形上の權利を失ひ最早償還を求め得ざるに至り唯之等の者の前者に對してのみ償還請求を有効に爲し得るに過ぎ(註三)

(七) 以上述べたる所に従ひ手形所持人が手形上の権利保全を爲し次で償還請求の通知を發し參加支拂を爲すべき豫備支拂人參加引受人又は其他の者の支拂を得ざるが爲め償還義務者に對し請求を爲し得べき金額は左の如し

一、支拂あらざりし手形金額

二、之の金額に對し満期日後支拂を受くる迄年六分の利息

三、拒絶證書作成の手數料償還請求の通知其他必要なりし費用

償還義務者は以上の償還金額支拂の債務を負擔するものにして之の金額は償還義務者の營業所又は住所の所在地が支拂地と異なるときは支拂地より其地に宛てたる一覽拂爲替手形の相場に依りて計算し若し支拂地に之の相場無きときは償還義務者の營業所又は住所に最も近き地に宛てたる一覽拂爲替手形の相場に依りて計算す(註四)

(八) 償還義務者は他面に於ては又償還を請求し得る権利者たることは既に一言せり従つて現に請求に應じ償還を爲したる義務者は更らに自己の前者に對し左の金額に付き

請求を爲し得

一、自己の支拂ひたる金額

二、支拂を受くる迄年六分の利息

三、自己の支出したる費用

償還の請求を爲す者と償還義務者と地を異せば之の償還金額は前者の營業所又は住所の所在地より後者の營業所又は住所の所在地に宛てたる一覽拂爲替手形の相場に依り計算す若し其地に之の相場なきときは之の地に最も近き地に宛て振出したる一覽拂爲替手形の相場により計算す、如之して地を異にする償還請求に當り爲替相場により生ずる差額を償還義務者に歸せしむるは償還請求者に請求金額を現實に充分に取得せんめんとするものにして之を想像的戻手形の制度と謂ふ(註五)

(九) 償還請求は現實に其金額を取得する外尙間接に之を取得せしむる方法として償還權利者に償還義務者を支拂人とする爲替手形の振出を許す之を戻手形の制度と謂ふ

(註六)

戻手形とは償還権利者が償還義務者を支拂人とし之の者の營業所又は住所の所在地を支拂地と定め償還の請求を爲す者が本手形の所持人たる場合には本手形の支拂地を振出地となし請求者が償還義務を履行したる者なるときは自己の營業所又は住所の所在地を振出地と爲し償還金額に之の手形の發行費用手数料割引料等を加算したる金額を手形金額と爲したる一覽拂爲替手形を謂ふ

戻手形の支拂人は償還義務者なれども之の手形に於ては單純なる支拂人なるを以て支拂責任無し唯之が支拂を爲さば之に依りて償還義務を履行することゝなるを以て戻手形の振出人は之に本手形支拂拒絶證書及び受領證附き償還計算書を添付するを要し支拂人は之等の書類と引換にのみ支拂を爲すべきなり

(十) 償還義務者が償還を爲すには手形支拂拒絶證書及び償還金額の計算を記したる償還計算書と引換に非らざれば之を爲すことを要せず償還を爲するに當たりては其受領

者をして償還計算書に償還を受けたる旨を記載せしめ且つ之に署名せしむることを得

(註七)

(註一)

第四八六條 支拂人カ爲替手形ノ支拂ヲ爲ササリシトキハ所持人ハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第四八七條 所持人カ前條ノ請求ヲ爲サント欲スルトキハ滿期日又ハ其後二日內ニ支拂ヲ求ムル爲メ爲替手形ヲ支拂人ニ呈示シ若シ手形金額ノ支拂ナキトキハ全一期間內ニ支拂拒絶證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス但此期間ニハ休日ヲ算入セス

所持人カ前項ニ定メタル手續ヲ爲ササリシトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ
第四八九條 爲替手形ノ所持人ハ支拂拒絶證書ヲ作ラシメサリシトキト雖モ其作成ヲ免除シタル者ニ對シテハ手形上ノ權利ヲ失フコトナシ
所持人カ支拂拒絶證書ヲ作ラシメタルトキハ其作成ヲ免除シタル者ト雖モ其費用ヲ償還スル義務ヲ免ルコトヲ得ス

第四八九條ノ二 支拂拒絶證書ノ作成ヲ免除シタル者ニ對シテハ所持人ハ支拂拒絶證書作成ノ期間內ニ支拂ヲ求ムル爲メ爲替手形ヲ呈示シタルモノト推定ス

(註二)

第四八七條ノ二 前條第一項ノ場合ニ於テハ所持人ハ其直接ノ前者ニ對シ拒絶證書作成ノ日又ハ其後二日內

二償還ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス
第四八八條 裏書人カ其後者ヨリ償還請求ノ通知ヲ受ケタルトキハ其直接ノ前者ニ對シ通知ヲ受ケタル日又ハ其後二日內ニ償還請求ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第四八八條ノ二 所持人又ハ裏書人カ其直接ノ前者ニ非サル前者ニ對シテ償還請求ノ通知ヲ發シタルトキハ其者ノ後者ニ對シ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任シ且利息及ヒ費用ノ償還ヲ請求スル權利ヲ失フ所持人又ハ裏書人カ其前者ノ何レニ對シテモ通知ヲ發セザリシトキハ其前者全員ニ對スル權利義務ニ付キ前項ノ規定ヲ準用ス

第四八八條ノ三 裏書人カ裏書ヲ爲スニ當タリ裏書地ヲ記載セザリシトキハ償還請求ノ通知ハ其直接ノ前者ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

前條ノ規定ハ裏書地ヲ記載セザリシ裏書人ニ對スル權利義務ニハ之ヲ適用セス振出人カ振出地ヲ記載セザリシトキ亦全シ

第四八八條ノ四 所持人又ハ裏書人カ其前者ニ對シ第四八七條ノ二又ハ第四八八條ノ期間內ニ書面ヲ發送シタル事實アルトキハ其事實ニ付キ通信官署又ハ公衆通信取扱所ノ證アル場合ニ限り其書面ハ之ヲ償還請求ノ通知書ト推定ス

(註三)

第四九〇條 所持人カ償還ノ請求ヲ爲サント欲スルトキハ支拂擔當者ニ若シ爲替手形ニ支拂擔當者ノ記載ナキトキハ支拂地ニ於テ支拂人ニ爲替手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求ムルコトヲ要ス此場合ニ於テ支拂擔當者又ハ支拂人カ支拂ヲ爲サザリシトキハ所持人ハ支拂地ニ於テ第四八七條第一項ノ規定ニ從ヒ支拂拒絕證書ヲ作ラ

シムルコトヲ要ス。

爲替手形ニ支拂擔當者ノ記載アル場合ニ於テ所持人カ前項ニ定メタル手續ヲ爲サザリシトキハ引受人ニ對シテモ手形上ノ權利ヲ失フ

第五〇八條 爲替手形ノ所持人カ支拂拒絕證書ヲ作ラシメタル場合ニ於テ豫備支拂人又ハ參加引受人アルトキハ所持人ハ支拂拒絕證書作成ノ期間內ニ參加引受人ニ若シ參加引受人ナキトキ又ハ參加引受人カ支拂ヲ爲サザリシトキハ豫備支拂人ニ爲替手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求メタル後ニ非サレハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

參加引受人又ハ豫備支拂人カ支拂ヲ爲サザリシトキハ所持人ハ其旨ヲ支拂拒絕證書ニ記載セシムルコトヲ要ス所持人カ前二項ニ定メタル手續ヲ爲サザリシトキハ豫備支拂人ヲ指定シタル者又ハ被參加人及ヒ其後者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第五〇九條 爲替手形ノ所持人ハ豫備支拂人又ハ參加引受人ニ非サル者ノ參加支拂ト雖モ之ヲ拒ムコトヲ得ス若シ之ヲ拒ミタルトキハ被參加人及ヒ其後者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

(註四)

第四九一條 爲替手形ノ所持人ハ左ノ金額ニ付キ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

- 一 支拂アラザリシ手形金額及ヒ滿期日以後ノ法定利息
 - 二 拒絕證書作成ノ手数料其他ノ費用
- 前項ノ金額ハ償還ノ請求ヲ受タル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地カ支拂地ト異ナル場合ニ於テハ支拂地ヨリ償

手形金の取立 償還の請求

還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地ニ宛テ振出シタル一覽拂ノ爲替手形ノ相場ニ依リテ之ヲ計算ス若シ支拂地ニ於テ其相場ナキトキハ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地ニ最モ近キ地ニ宛テ振出シタル一覽拂ノ爲替手形ノ相場ニ依ル

(註五)

第四九二條 償還ノ請求ヲ受ケタル裏書人ハ左ノ金額ニ付キ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

一 其支拂ヒタル金額及ヒ支拂ノ日以後ノ法定利息

二 其支出シタル費用

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

(註六)

第四九三條 爲替手形ノ所持人又ハ裏書人ハ償還ノ請求ヲ爲ス爲メ其前者ヲ支拂人トシテ更ニ爲替手形ヲ振出スコトヲ得

第四九四條 所持人又ハ裏書人カ前條ノ規定ニ依リテ振出ス爲替手形ハ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地ヲ以テ其支拂地ト定メタル一覽拂ノモノタルコトヲ要ス

所持人カ振出ス爲替手形ニハ本爲替手形ノ支拂地ヲ以テ拂出地ト定メ裏書人カ振出ス爲替手形ニハ其營業所又ハ住所ノ所在地ヲ以テ振出地ト定ムルコトヲ要ス

(註七)

第四九五條 償還ハ爲替手形支拂拒絕證書及ヒ償還計算書ト引換ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ要セス
償還ヲ爲ス者ハ之ヲ受クル者ヲシテ償還計算書ニ償還ヲ受ケタル旨ヲ記載セシメ且之ニ署名セシム
ルコトヲ得

第三章

手形金の取立と償還

手形金の取立 償還の請求

第五章 手形の故障と救済

手形取引は金銭の支拂受領を目的とし手形の發行受授は手形の満期日に之が現金と同一效用を顯はすべきを信するものなり従つて手形には一定の金額支拂期日債務者及び債権者あり然かるに手形は不特定の多人數間に轉帳せらるべき性質を有し債権者債務者間に他の取引上の權利義務發生することあるべく又取引者の能力の有無取引の状況形式の不完等に基き支拂債務者が手形權利者の請求と兩立すべからざる事實を主張して義務の履行を拒み得ることあり或は又自己の債務の存在を承認しつゝも其履行を任意に爲さざることあり時に手形の紛失盜難等に依り權利者が權利主張に不便を生ずることあり之等の場合は手形取引が圓滿に終結せず手形受授の本來の面目を全ふせざるものにして總て之れ手形に關する故障なり、本章に於ては形式上手形債務者の地位にある手形行爲者が實質上債務者に非ざること又は手形上の債務者たるも其債務を

履行する必要無きことを主張し手形權利者の請求を拒絶する手形抗辯を論じ次で義務者が任意に支拂を爲さざるとき其權利を承認せしめて國家權力に依りて義務の履行を爲さしむる爲替訴訟を研究し最後に手形の紛失盜難滅失に依り權利者が權利の主張を爲すに不便を來たしたるとき其救済方法たる公示催告手續を説明せむ

第一節 手形抗辯

(一) 手形上の債務者たる振出人裏書人引受人參加引受人及び保證人は手形行爲に由りて手形所載の文言に従ひ其責任を負擔し手形金の支拂を爲し償還の請求に應じ手形上の權利者に對し各自獨立して自己の手形行爲に相應する債務の辨済を實行すべき義務者たり、乍然之の手形行爲者の義務は絶對的に非ずして特殊の理由事情あらば之を主張して手形權利者の請求を拒否し以て自己の債務を免がれ得べし即ち權利者の請求に對し、之と兩立すべからざる事實を主張し義務の履行を拒むことを稱して手形抗辯と

謂ふ、手形債務は一般他の債務に比し其成立につき嚴重の規定あると共に義務免脱に關しても一定の制限あり即ち手形の債務者は手形行為の成立に關する一般法律行為の規定の支配を受くる外商法手形編に規定無き事情理由を以て手形上の請求を爲す者に對抗し得ず但直接請求者に對抗し得べき事由のみは此限りには在らずと規定し以て手形抗辯の範圍を制限し之以外の事實を以て請求を拒み得ず之れ手形の方式効力が外觀上の記載に依りて判断せらるゝこと、相俟つて學者の所謂手形嚴正と稱するものなり(註一)

(二)手形債務者が一定の事實を主張し以て手形上の權利者の請求を拒み得る手形抗辯には權利者の全員に對し手形債務の不成立又は消滅を主張し全々其責任關係を離脱し得るものと一定の權利者の請求に對し之を主張し其人に對する關係のみに於て責任を免がれ得る抗辯とあり左に之を分説せむ

甲手形上の權利者全員に對し主張し得る抗辯

- 一 手形行為を爲す意思無かりしこと又は手形行為の方式を缺くに因り手形行為の無効なること
- 二 無能力者の手形行為たるが爲め之を取消したること
- 三 拒絶證書の作成を怠り又は呈示を爲さず手形上の權利保全を缺き債務の消滅し
- 四 時効に依り債務消滅したること
- 五 手形行為の偽造なること
- 六 手形の變造に依り變造後の文言に従ふ責任無きこと
- 七 代理人の代理權無きこと
- 八 強迫に因る手形行為の取消を爲したること
- 乙 特定の權利者に對してのみ主張し得る抗辯
- 一 請求者が手形上の權利者に非ざること

二代理の規定に違反し又は株式會社の取締役が監査役の承認無くして自己又は第三者の爲め會社と爲したる手形行爲たること

三詐欺に因る手形行爲たる爲め之を取消したること

四手形外の取引關係上支拂義務無きこと

五手形行爲の間接原因に基き支拂責任無きこと

以上列擧したる抗辯は其大體なり右の内乙の四及び五につきましては説明を加ふる必要あり手形債務は直接手形行爲に因り發生し原則として手形行爲を爲すに至れる原因とは無關係なり従つて一旦手形行爲あらば之に因りて手形債務を負擔す之れ善意無過失の第三者に對する關係に於ては當然なり唯詐欺強迫無能力等公益上の理由に依り特に保護すべき原因あらば之を手形行爲の原因と關連せしめて手形債務の發生、又は履行に制限を設くるに過ぎず然かり而して一旦成立したる手形債務が之の履行を請求する權利者との關係に於て辨濟を爲し免除を受け又は相殺更改等に因り既に手形上の支拂

義務消滅せるか或は賣買代金支拂方法として手形の受授引受を爲せるに後日其賣買契約の無効たるを發見せる如きときは代金支拂債務の發生無きものなれば其者に對する關係のみに於ては手形の受授引受等は無意味の行爲たるべきに因り之の事實を主張して請求を拒み得ざるべからず如之き場合は手形債務其物は手形と共に存在するも唯當該請求者に對し之を履行する必要無きなり之れ四五を相對的に一定の人に對してのみ其請求を拒み得べき抗辯とする所以なり

(三)手形上の權利者全員に對して主張し得る抗辯は又之を物的抗辯とも謂ひ其請求者が所持人たるも果た償還を爲したるによる償還權利者たるを問はず總ての請求者に對し他の手形行爲者には無關係に形式上自己の爲したる手形行爲の責任を負擔せざるものなり反之特定の人に對して主張し得る抗辯は又之を人的抗辯とも謂ひ手形債務者と當該請求者の兩人間に限る抗辯事實の存在に依り其請求者に對してのみ債務の履行を拒むものにして之の拒絶者の手形行爲自體が本來全然無効たりと謂ふに非ざるを以

て抗辯を對抗せられたる権利者が其手形を他人に譲渡し其他人が之の事實を知らずして改めて其債務者に請求を爲すが如きときには最早之の新権利者に對しては之の抗辯を主張し得ず債務の履行を爲さざる可からず即ち人的抗辯は或る人に對する關係に於てのみ抗辯を主張し得他人に之を爲すことを得ざるなり

最後に之の人的抗辯の對抗を受くるを知りて其権利者が手形を他人に譲渡したるとき其他人が之の事實を知るも尙手形上の權利を其義務者に對し主張し得るやの問題は争あり即ち其権利者間に於て故意に債務者の抗辯を消滅せしむるものにして如之き抗辯の存在を知りて其手形を譲受けたる者は其當該抗辯権ある債務者に對し手形上の權利を主張し得ずと爲すを正當とすべし尙本節に關しては第二章手形債務の成立及び第六章手形の失效を参照せば了解に便なるべし

(註一)

第四四〇條 手形ノ債務者ハ本編ニ規定ナキ事由ヲ以テ手形上ノ請求ヲ爲ス者ニ對抗スルコトヲ得ス但直接ニ之ニ對抗スルコトヲ得ベキ事由ハ此限ニ在ラス

第二節 爲替訴訟

(一) 債務の辨済は債務者が債務の本旨に従ひて現實に之を爲すべきを本則とす而して手形債務者が手形上の権利者に對し手形金利息費用の辨済を爲すには現實に之の金額の支拂を爲すか又は反對債權を以て相殺を爲し其他権利者より債務の免除を受けて債務を消滅せしめ更改に因り他の債務に変更し現金以外の方法により代物辨済を爲す等債務の本旨に従ふ現實の辨済以外尙其目的を達する方法あり而して手形上の権利者は如何なる方法に因るを問はず手形の表彰する權利の満足を受け以て自己の手形關係を消滅せしめんことを欲し之の目的を達せんが爲めには通常債務者より任意に其金額の支拂を受くべきものなり然かるに債務者が或は手形上の債務を否認し又は之を承認するも任意の支拂を爲さざるときは手形上の権利者は國家權力の發動を俟ち以て自己の權利の存在を確認せしめ更らに債務者に債務の本旨に従ふ辨済を命ぜられんことを請

求し得之の手續は即ち民事訴訟手續なり而して特に手形に依る請求につきては爲替訴訟と稱する特別簡易手續あり以て債務者に義務の履行を命じ尙債務者支拂を爲さざるときは強制執行の手續に依り債務者の財産を公力により差押換價し之を以て債權者に満足を得せしむ

(二)手形上の權利者は手形の支拂期日以後手形上の債務者に對し其任意の辨濟を爲さざるときは支拂義務者に對し其者の住所を管轄する區裁判所又は地方裁判所に訴を起し債務の辨濟を命ずる判決を求むることを得而して訴訟上之の訴を提起したる者を原告と稱し訴を受くる者を被告と謂ふ之の訴に於ては原告は手形の外自己の權利を證明するに就き必要なる總ての證據を提出することを得べく被告は亦之に應じて手形抗辯を主張し尙之の抗辯の基礎を爲す總ての證據を提出して自己の權利を防禦し得裁判所は原告被告の主張と證據とに依り裁判を爲し或は被告に義務の履行を命じ或は原告の請求を棄却する判決を云渡し當事者の申請に依り判決正本の送達を爲す而して判決

送達より三十日以内に之の裁判に不服なる當事者は其裁判の更正を求むる爲め上訴を爲すことを得べく上訴に二種あり控訴は第一審と同じく法律上及び事實上よりして裁判する第二審裁判にして上告は法律上の點につきてのみ審理する終審の裁判なり
之の方法に依る訴訟は證據の提出に制限無く被告より更らに原告に對して之の訴訟に關連する反對の請求訴訟を爲すことを得強制執行を爲し債務者の財産より強制的の辨濟を受けんが爲めには其判決が上級審に繫屬せざるに至るか又は判決の假執行を求むる必要あり爲めに判決確定の期間を要し然からずんば確定以前に強制執行を爲すためには保證として相當金額を金庫に供託するの要あり之れ通常の訴訟手續なり、然かるに手形上の請求に關して行はるゝ爲替訴訟は之れに比し簡易迅速に其目的を達することを得

(三)爲替訴訟とは手形上の權利者が手形金利息費用の支拂を求むる爲め其請求原因を手形及び之に關連せる書類のみに依りて證明することを得べきとき訴狀に爲替訴訟

として訴ふる旨を掲げ尙之の證據書類全部の原本又は謄本を添へて提起するを謂ひ之の訴は手形支拂地の裁判所又は被告の住所を管轄する地の裁判所の管轄に屬し數人の手形義務者が被告たるべきときには更らに其被告の各人の住所を管轄する裁判所又之の訴を受くるを得原告は手形義務者の多數を同時に訴ふることを得ると共に之の訴訟を提起すべき裁判所につき先きの範圍に於て選擇を爲し得るなり

爲替訴訟の提起あらば裁判所は原被告裁判所に出頭し請求の當否に付き辯論を爲すべき口頭辯論期日を定め被告に訴狀の副本を送達すると共に之の期日を通知す而して之の期日は少なくとも訴狀送達より二十四時間を隔つるを要す通常訴訟に於ては此の期間二十日あり

口頭辯論期日には原被告出頭の上單に書類のみの證據に依りて原告に權利ありや原告の請求する金額相當なるや否や被告の義務無しとする抗辯正當なりや否やを各自立證すべく書類以外の證據は提出することを信ず裁判所は各當事者の演述と提出せられ

たる書而證據に依り裁判を爲し判決を云渡すべし之の訴訟に於ては被告は之に關連せたる反對の請求訴訟を起すことを得ず原告は書類のみに依りて自己の主張を貫徹し能はずと思料するときは被告の承諾を要せずして通常訴訟に變更し書類以外の證據を以て立證することを得べく被告も亦通常訴訟に變更せられたるものを以て如何なる證據も之を提出し得るに至るべし(註一)

爲替訴訟の判決にして原告の權利を認めざるものなるときは其請求を棄却すべく反之原告の權利を認め被告に支拂を命する判決に於て口頭辯論期日に原告の請求を争ひたる被告に對しては辨済を命すると共に被告の權利の行使を留保すべく之に因りて尙訴訟は通常訴訟として審理せらる而して爲替訴訟の被告敗訴の判決は上訴を爲し得るのみならず裁判所書記の作成する執行文を其判決に得て直ちに被告に對し強制執行を爲すことを得

口頭辯論期日に缺席したる被告は原告の請求を認めたるものと看做され缺席判決の

云渡を受くべく原告は之の判決に依り執行文を得て亦強制執行を爲し得乍然被告の缺席にも不拘原告の請求を正當ならずと認めたるとき及び原告缺席のときは請求を棄却する缺席判決を云渡すべく之の判決に對しては送達を受けたる日の翌日より起算し十四日の期間内に故障の申立を爲すことを得べく適法の故障申立あらば訴訟は缺席前の程度に復す

(四)被告に辨済を命ずる判決云渡あらば原告は其判決正本を原被告に送達せられんとを其裁判所に申請し判決正本の送達あらば之の判決は保證を立つること無く又判決の確定を俟たずして直ちに強制執行を爲し得べきものなれば其裁判所書記より之に一定の方式に因る執行文を得て強制執行を爲すことを得るものとす

強制執行とは執行文ある判決の正本公證人の作成する執行文ある公正證書其他の債務名義に因り債務者の住所又は財産所在地を管轄する區裁判所又は其區裁判所に屬する執達吏の行ふ所にして要は判決又は公正證書に掲げられたる所に從ひ債務者の財産

を差押へ之を換價し現金を以て債權者に満足を與へしむるか又は債務者の財産權につき直接之を債權者の財産たらしむる等の方法に因り可及的債權者の債權の満足を得せしむる方法手段なり、而して同一の債務者に對し多數の強制執行あらば照査手續と稱する方法に依り多數の債權者に其權利の效力如何に應じ差押換價による現金を配當する尙債權者は如之き強制執行に因らず爲替訴訟の手續を實行せず破産の申立を爲し債務者を破産者となし債務者の財産より構成せらるる破産財團より公平なる配當を受け以て手形上の權利を満足せしむることを得べし

(五)手形の發行受授に當たり後日手形債務者が債務を履行せざる場合を慮り之に對して爲替訴訟を爲すの煩を避け直ちに強制執行を爲さんが爲め手形債務辨済に關する公正證書作成の委任狀を手形に添付すること往々行はる即ち手形債務者が債務の履行を怠りしときは之の委任狀に依り權利者は強制執行を認諾したる公正證書を公證人に作成せしめ之の證書に依りて強制執行を爲さんとするものなり融通の爲に受授せらるる

手形に行はる之れ金銭支拂を目的とし直ちに強制執行を受く可き旨を記載したる公證人作成にかゝる公正證書は強制執行につき判決と同一に取扱はるゝを以てなり(註二)

(註一)

民事訴訟法

第四八五條

訴狀ニハ證書訴訟トシテ訴フル旨ノ陳述ヲ掲ケ且證書ノ原本又ハ謄本ヲ添フルコトヲ要ス

第四八七條

反訴ハ之ヲ爲スコトヲ得ス

證書ノ真否及ビ第四八四條ニ掲ケタル以外ノ事實ニ關シテハ書證ノミチ以テ適法ノ證據方法ト爲スコトヲ得

書證ノ申出ハ證書ノ提出ヲ以テノミ之ヲ爲スコトヲ得

第四九四條

商法ニ規定シタル手形ニ因ル請求ヲ證書訴訟ヲ以テ主張スルトキハ爲替訴訟トシテ以下二條ニ掲ケル特別ノ規定ヲ適用ス

第四九五條

爲替ノ訴ハ支拂地ノ裁判所又ハ被告カ其普通裁判籍ヲ有スル地ノ裁判所ニ之ヲ起スコトヲ得

數人ノ爲替義務者カ共全ニテ訴ヲ受クヘキトキハ支拂地ノ裁判所又ハ被告ノ各人カ其普通裁判籍ヲ有スル地ノ裁判所各之ヲ管轄ス

第四九六條

訴狀ニハ爲替訴訟トシテ訴フル旨ヲ掲ケルコトヲ要ス

訴ノ許スヘキモノナルトキハ直チニ口頭辨論ノ期日ヲ定ム

口頭辨論ノ期日ト訴狀送達トノ間ニハ少ナクモ二十四時ノ時間ヲ存スルコトヲ要ス

(註二)

民事訴訟法

第五五九條

強制執行ハ左ノ諸件ニ付テモ亦之ヲ爲スコトヲ得

中畧

第五 公證人カ其權限内ニ於テ成規ノ方式ニ依リ作りタル證書但一定ノ金額ノ支拂又ハ他ノ代替物若クハ有價證券ノ一定ノ數量ノ給付ヲ以テ目的トスル請求ニ付キ作りタル證書ニシテ直チニ強制執行ヲ受クヘキ旨ヲ記載シタルモノニ限ル

第三節 公示催告手續

- (一) 手形上の権利は手形に因りて發生し手形と共に轉讓すされば手形上の權利行使には手形の占有を必要となせども例外的に手形が盜取せられ又は紛失滅失したるときは手形無くして手形上の權利を行使せしむると共に後日其手形が發見せらるゝも最早手形としての效力を認めざるに至る方法あり之を公示催告手續と謂ふ
- (二) 手形上の權利を主張し得べき手形所持人が手形を盜取せられ又は紛失若くば滅失

手形の故障と救済 公示催告手續

したるときに限り手形支拂地を管轄する區裁判所に對し手形の謄本又は手形の重要な趣旨及び手形を充分に認知するに足る事項を示し且つ手形の盜難紛失又は滅失の事實及び之が爲めに公示催告を申立て得る理由を裁判所の信用し得る程度に立證し以て公示催告の申立を爲すべきものとす(註一)

公示催告の申立を受けたる區裁判所は六箇月以上の届出で期間を定め之の期間内に手形の現在の所持人は裁判所に自己の權利を届出で且つ手形を提出すべく其届出無きときは手形の無効を宣言すべき旨を公告す之の公告は裁判所の揭示板官報又は公報及び新聞紙に三回之を掲載し且つ裁判所の所在地に取引所あるときは其取引所にも亦之を公告す

(三)裁判所の公告に對し申立人の申立理由たる權利を争ふ届出ありたるときは其事情に従ひ届出でたる權利に付き別個に訴訟起こり其裁判に於て申立人の權利あること認めらるゝや又は届出人の權利の主張を正當とするやの裁判確定する迄公示催告手續を

中止し又は除權判決即ち其手形を無効とする判決に於て届出權利を留保すべきものとす然るに權利の届出及び手形の提出無きときは裁判所は其手形を無効なりと宣言する除權判決を云渡すべく之の判決に因り公示催告申立人は手形を所持せざるも手形上の義務者に對し手形上の權利を行使し得(註二)

公示催告手續に依り手形の無効を宣言せる除權判決に對し其取消又は變更につき法律上利益を有する者は不服の訴を其區裁判所を管轄する地方裁判所に申立つるを得べし但此の不服の訴は公示催告申立人を相手方とし不服申立人が除權判決ありたることを知りたる日より一箇月又は判決云渡の日より五箇年内に於てするを要す(註三)

裁判所は除權判決を云渡したるときは其判決の重要な旨趣を又不服申立の訴に因り判決を以て無効宣言を取消したるときは其判決確定後官報又は公報を以て之を公告すべきなり(註四)

(註一)

民事訴訟法

第七七七條 盜取セラレ又ハ紛失若クハ滅失シタル手形其他商法ニ無効ト爲シ得ヘキコトヲ定メタル證書ノ無効宣言ノ爲ニ爲ス公示催告手續ニ付テハ以下數條ノ特別規定ヲ適用ス

此規定ハ法律上公示催告手續ヲ許ス他ノ證書ニ付キ其法律中ニ特別規定ヲ設ケサル限り之ヲ適用ス

第七八〇條 申立人ハ申立ノ憑據トシテ左ノ手續ヲ爲スコシ

第一 證書ノ謄本ヲ提出シ又ハ證書ノ重要ナル趣旨及ヒ證書ヲ十分ニ認知スルニ必要ナル諸件ヲ開示スルコト

第二 證書ノ盜難紛失滅失及ヒ公示催告手續ヲ申立ツルコトヲ得ルノ理由タル事實ヲ疏明スルコト

(註二)

民事訴訟法

第七七〇條 申立人ノ申立ノ理由トシテ主張シタル權利ヲ争フコトノ届出アリタルトキハ其事情ニ從ヒ届出テタル權利ニ付テハ裁判確定スルマテ公示催告手續ヲ中止シ又ハ除權判決ニ於テ届出テタル權利ヲ留保ス可シ

第七八一條 公示催告中ニ公示催告期日マテニ權利ヲ裁判所ニ届出テ且其證書ヲ提出ス可キ旨ヲ證書ノ所持人ニ催告ス可ク又失物トシテ證書ノ無効宣言ヲ爲スコキ旨ヲ開示ス可シ

第七八二條 公示催告ノ公告ハ裁判所ノ揭示板ニ揭示シ且官報又ハ公報ニ掲載シ及ヒ新聞紙ニ三回掲載シテ之ヲ爲ス

公示催告裁判所ノ所在地ニ取引所アルトキハ取引所ニモ亦此公告ヲ揭示ス可シ

第七八三條 公示催告ヲ官報又ハ公報ニ掲載シタル日ト公示催告期日トノ間ニハ少クトモ六ヶ月ノ期間ヲ存スルコトヲ要ス

第七八五條 除權判決アリタルトキハ其申立人ハ證書ニ因リ義務ヲ負擔スル者ニ對シテ證書ニ因レル權利ヲ主張スルコトヲ得

(註三)

民事訴訟法

第七七五條 不服申立ノ訴ハ一ヶ月ノ不變期間内ニ之ヲ起スコシ此期間ハ原告カ除權判決ヲ知リタル日ヲ以テ始マル然レトモ前條第四號及ヒ第六號ニ掲ケタル不服申立ノ理由ノ訴ニ基キ訴ヲ起シ且原告カ右ノ日ニ其理由ヲ知ラサリシ場合ニ於テハ其期間ハ不服ノ理由ノ原告ニ知レタル日ヲ以テ始マル

除權判決ノ官報ノ日ヨリ起算シテ五ヶ年ノ滿了後ハ此訴ヲ起スコトヲ得ス

(註四)

民事訴訟法

第七八四條 除權判決ニ於テハ證書ヲ無効ナリト宣言ス可シ

除權判決ノ重要ナル旨趣ハ官報又ハ公報ヲ以テ之ヲ公告ス可シ

不服申立ノ訴ニ因リ判決ヲ以テ無効宣言ヲ取消シタルトキハ其判決ノ確定後官報又ハ公報ヲ以テ之ヲ公告ス可シ

第六章 手形の失効

第六章 手形の失効

手形は流通證券として且つ形式證券として多人數間に轉帳せらるゝと共に債權債務の成立及び實行は一般他の債務に比し嚴格なるを以て手形取引を迅速に結了せしむるが爲めに特に短期の時効あり權利保全に詳密の方法を設く従つて手形上の權利は時効又は手續の欠缺に由りて消滅し失効の結果は僅に手形上の權利者たりし者に與ふるに特定の者に對する利得償還請求權のみに過ぎず以下手形上の權利失効を生ずるときと失効に對する救済とを研究せむ

第一節 時効による失効

(一) 法律上權利の發生消滅は人の行爲に由ることあり之に基かざることあり手形上權利義務は手形行爲と謂ふ人の行爲に發し支拂に依り消滅すと雖も更らに之の相對的權

利義務の消滅は時の経過に基くことあり之れ即ち時効なり
時効とは一定時日の経過に由りて權利の發生消滅を來たす法律事實にして取得時効及び消滅時効の別あり前者は權利を發生せしめ後者は權利を消滅せしむる時効なり時効は一定の期間同一狀態の繼續に依り權利の發生消滅を來たさしむるものなれども之の事實を争ふ相手方に對して訴を起すときは裁判上時効を主張せざれば權利の發生消滅を有效ならしむるを得ざると共に一定期間の繼續に依り事實上時効の効果を發生すべき時効の完成を妨止する手段あり之を時効の中断と謂ひ請求差押假差押假處分及び承認之れなり中断とは既に時効期間の進行せる部分を無効たらしめ新たに其期間の進行を爲さしむる方法にして的確に權利を行使する意思が表示せらるれば時効を完成せしむる必要無きを以て中断の規定を設けたるなり而して中断の爲めには裁判上權利を主張するか裁判外に於て其主張を爲す方法たる催告をなさば六箇月以内に裁判上の請求を爲すを要し或は相手方をして權利の存在を的確に認めしむるか債務者の財産に

對し假差押を爲し假處分に依り現状を變更せしめざる手段を採らば此の時迄既に時効の進行ありしものが其經過期間を無効たらしめ新たに之等の事實終了後時効に要する期間の進行を開始すべきものとす(註一)

時効制度は永き同一状態の繼續に依り新たなる秩序發生したることを認め之に基づき取引交通を爲さしめ舊状態に變更せしむるに依り現状を破壊するを生活上不便不利益となすものなれば時効に依り權利の發生消滅に直接利害關係を有する者は時効完成の結果得らるべき利益を豫め其完成前に拋棄することを得ず例へば甲が乙に商業上の貸金を爲したりとせん之の貸金債權は五年の時効によりて完成するを以て辨濟日より起算して以後五年間乙尙返済を爲さず甲亦辨濟を請求せざりしとせば消滅時効完成し甲の貸金債權は消滅し乙は債務を免がるゝに至るべし如之き結果を防止する爲め甲が貸金を爲すに當たり乙をして辨濟期日後五年間繼續して甲が請求を爲さざるも時効完成せず乙は時効完成の利益を受けざるべしと誓約せしむるも無効たり之れ時効制

度は公益上の理由に基き設定せられたるものなるを以て隨意に變更するを得ざればなり而して時効完成の結果權利の發生消滅は何時より其效力を生ずべきかと謂ふに時効完成の日にあらずして時効期間の始めに既に其權利の發生又は消滅ありしものとなる従つて進行期間中に生せる事項は時効に依り權利を得たる者に對し效力を生ずると共に權利を失ひたる者には自己の權利消滅後に生せる事項となるを以て無關係の地位にあるものとなる(註二)

(二)手形に關する時効は手形上の權利者が一定の期間其權利を行使せず手形上の債務者に對して債務の履行を追まらざるとき其者の手形上の權利を消滅せしめ債務者をして債務を免がれしむる消滅時効を規定す手形債務は手形行爲にのみ因りて生ずるを以て之に取得時効を援用すべき場合を生ぜざるなり而して手形取引は短期に決濟せらるべきものなるを以て一般債權は十年商行爲に因る債權は五年の期間權利不行使の状態繼續せば消滅時効完成せらるゝに對し手形債權は更らに短期にして永きも三年短かき

は一年の期間に依り時効完成す而して時効期間の計算に當たりては第三章手形行爲の方式第一節振出を説くに際し述べたる如く手形上の権利者が其手形上の権利を行使し得る日を時効進行の起點とし初日を算入せず翌日を第一日として曆に従ひ最後の年の起算日に應當する日の前日の終了に依り若し最後の月に應當日無きときは其月の末日を以て期間満了す例へば大正十年二月五日を満期日とする手形に就きて三年の時効を計算するとせば二月六日より計算して大正十三年二月五日午後十二時を以て時効完成すと謂ふなり。(註二)

(三) 約束手形の振出人及び爲替手形の引受人に對する手形上の権利は満期日より三年手形所持人が支拂擔保義務者たる前者に對する償還請求權は支拂拒絕證書作成の日より一年支拂拒絕證書の作成を免除したる償還義務者に對しては其拒絕證書の作成無き限り支拂拒絕證書作成期間の末日より一年償還を爲したる裏書人が其前者たる支拂擔保義務者に對する償還請求權は償還を爲したる日より一年參加引受人に對する手形上

の權利は支拂拒絕證書作成の日より一年の時効に依り消滅す、即ち手形上の権利者が手形債務者に對し之の期間手形金又は償還金の支拂を請求せず口頭或は文書に依り請求を爲すも債務者が支拂に應ぜざるとき時効中斷の方法としての効果を生ずる的確なる權利行使の方法を採らずんば各債務者に對し夫々一年乃至三年の時効完成し其債務者に對する手形上の權利は既に權利を行使し得べき時より存在せざりし結果となる

(註三)

(註一)

民法

第一四五條

第一四七條

一 請求

二 差押假差押又ハ假處分

三 承認

第一五七條

裁判上ノ請求ニ因リテ中斷シタル時効ハ裁判ノ確定シタル時ヨリ更ニ其進行ヲ始ム

手形の失効 時効による失効

(註二)

第一四四條 時効ノ效力ハ其起算日ニ過ル

(註三)

第四四三條 引受人又ハ約束手形ノ振出人ニ對スル債權ハ滿期日ヨリ三年所持人ノ其前者ニ對スル償還請求權ハ支拂拒絶證書作成ノ日ヨリ一年裏書人ノ其前者ニ對スル償還請求權ハ償還ヲ爲シタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

(註一)

(五三)

手形は、債權の消滅を主張するに依りて消滅すると共に、他面一定の形式に従ひて、債權の消滅を來たす即ち手形上の債權を消滅する。手形上の債權は、手形上の債權を消滅するに依りて消滅すると共に、他面一定の形式に従ひて、債權の消滅を來たす即ち手形上の債權を消滅する。手形上の債權は、手形上の債權を消滅するに依りて消滅すると共に、他面一定の形式に従ひて、債權の消滅を來たす即ち手形上の債權を消滅する。

第二章 節 手續欠缺による失効

(一) 手形の表彰する權利は一面時効に依りて消滅すると共に他面一定の形式に従ひての權利保全方法を講ぜざるときは亦一定の範圍に於て權利の消滅を來たす即ち手形上の債務者は其債務を免がるゝに至る而して權利保全手續として法の要求する所は一定の期間内に於て手形の呈示拒絶證書の作成記載及び自己の手形上の權利が満足せらるべき支拂を爲さんとする者あるに不拘其受領を爲さざるため權利の消滅を生ずること之れなり之の最後の場合は保全手續には非ざるも其結果に於て同一なれば便宜上此處に説明するなり而して支拂拒絶證書の作成を免除したる債務者に對しては其作成を要せずして手形上の權利保全せらるゝと雖も之に對しても尙他の拒絶證書を作成すべきときに其作成を缺かば保全手續を缺くこととなり又支拂拒絶證書作成免除者に對しても尙手形呈示を要することは既に償還請求に於て述べたり而して免除の効果は權利者

手形の失効 手續欠缺による失効